



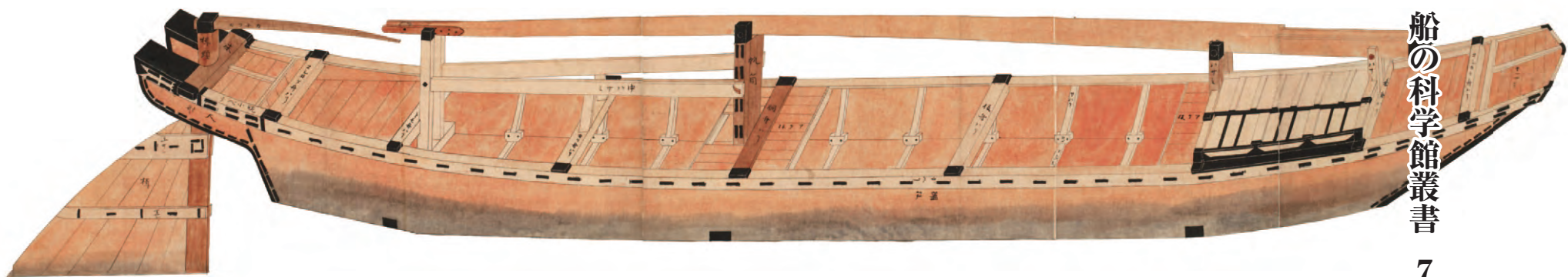
# 船

ふなかがみ

# 鑑



# 鑑



船

ふ  
な  
か  
が  
み

鑑

船の科学館叢書

7

船

ふ  
な  
か  
が  
み

鑑

船の科学館叢書  
7



## 発刊にあたって

四面海に囲まれたわが国は、古来海に資源を求め、海・川を利用し、船舶による物資の輸送によって繁栄してきました。海運・造船を始めとする海洋の重要性は日本にとって欠くことのできないものとなっております。

しかし、今日でも国民一般の海洋に対する認識は、残念ながら高いとは言えません。

海洋国家日本の歴史のなかでも近世においては、幕藩体制が確立することにより貢米を中心とする大量の物資輸送手段として弁才船など海船が発達し航路の開発が促されるとともに、河川にあつては全国的に水路網が整備され川船による内陸水運の全盛時代が到来します。

特に、関東一円では多数の川船と、さらには海川兼用船が就航して盛況を極めました。この川船から租税徴収を行なった幕府川船役所が、管下の船を識別するために作成したのが、今回ご紹介する『船鑑』です。

船の科学館所蔵の本資料は、現在は卷子本の形態をとっていますが、多数の縦の折筋が見られることから本来は折本の形態となっていたものと思われ、内容は「高瀬船」、「五太力船」などをはじめとする三三隻に及ぶ川船及び海川兼用船の構造・特徴や寸法などを詳細に記した絵図で構成されていることが特徴です。

本書は、この当館所蔵『船鑑』の絵図三三点をそれぞれ七十パーセントに統一縮小して複製したものに、わが国川船研究の第一人者であった故川名 登 千葉経済大学名誉教授が執筆され、平成一五年度千葉経済大学学術図書刊行助成費により刊行された『近世日本の川船研究へ上』(発行 日本経済評論社)所載の、『船鑑』の研究成果を記した「第十一章 関東川船の支配と構造」を転載させていただきました、解説とさせていただきます。

最後になりましたが、本書を刊行するに当り、故川名 登氏執筆の原稿転載をご快諾いただいた川名 禎氏、日本経済評論社代表取締役 栗原哲也氏、千葉経済大学をはじめ多くの方々にご協力・ご支援を頂きました。ここに衷心より感謝申し上げる次第です。

平成二五年二月

船の科学館

館長 森 田 文 憲



# 目次

発行にあたって	3
一 船 鑑 ふなかがみ	
屋形船	11
茶船 大茶舟 瀬取茶舟	12
茶船 荷足舟	13
茶船 投網船 釣船	14
茶船 猪牙舟 山谷舟	15
茶船 葛西舟	16
伝間造茶船	17
渡船	18
水船	19
湯船	20
修羅船 石積艀船	21
艀船 川越ヒラタ	22
艀船 上州ヒラタ	23
部賀船	24
小鵜飼船	25
高瀬船	26
舩艀船 土舟	27
中艀船 土舟	28
中艀船 見沼通船	29
土艀船 土舟	30
似土船 土舟	31
箱造日除船 武家手舟	32
日除船 屋根舟	33
日除造二挺立船	34
房丁高瀬船	35
房丁茶船	36
雑喉取田船	37
馬渡船 作渡船	38
獵船 旅獵船	39





押送船	40
五下船	41
五太力船	42
五太力船 槽付 小廻船	43

二 関東川船の支配と構造 川名 登

幕府・川船改役の海船支配	47
1 享保期川船支配の拡大	47
2 川船役所の海船支配	47
3 天明期の川船支配改革	52
関東川船の構造と名称	56
1 『船鑑』について	56
2 『船鑑』に見る川船・海船の構造	58
3 『船鑑』収録の諸船と部分名称	62
附図 諸船船図	65
附表 船名及び各船部分名称索引	85



一

船

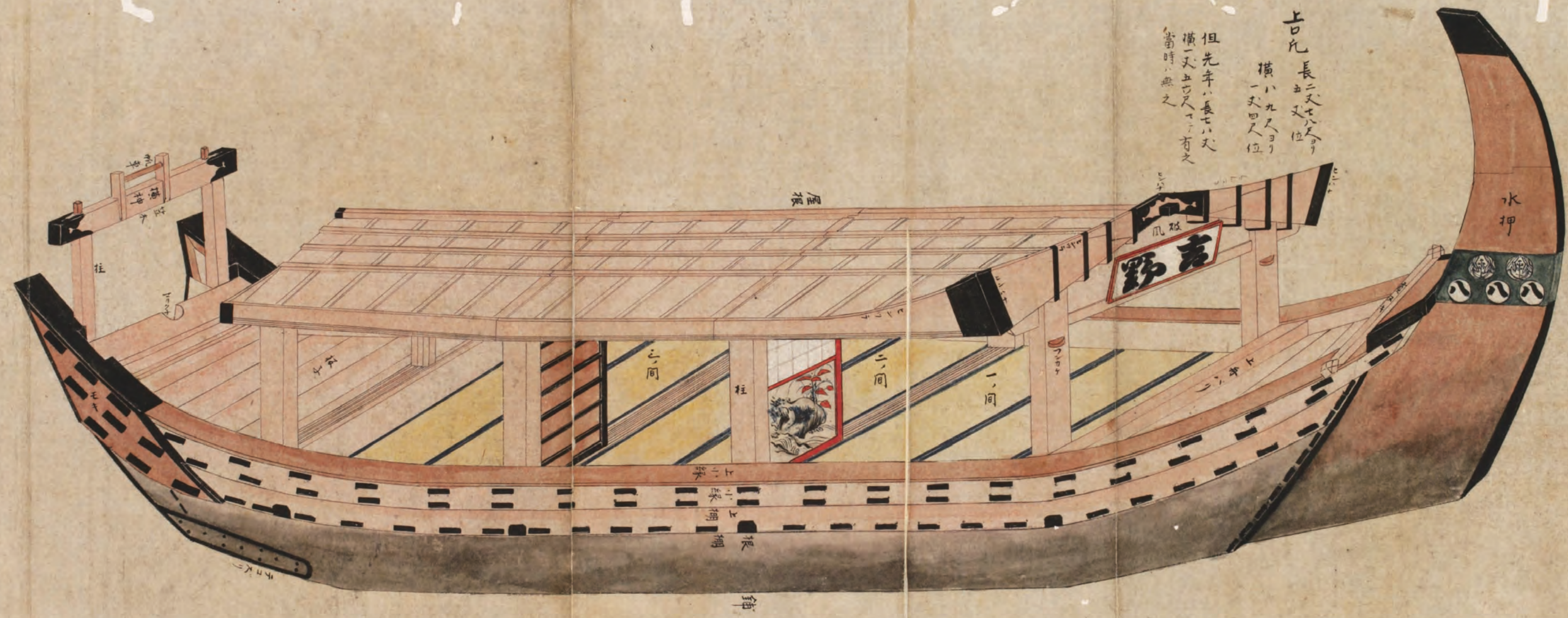
鑑

(ふなかがみ)



屋形船

古丸 長二丈七尺八寸  
横一丈四尺位  
但先年ハ長七八丈  
横一丈五尺位有之  
當時ハ無之



水押

吉野

屋根

箱

根

上棚

小縁

一、間

二、間

二、間

柱

七、尺

柱

帆車

神

水

舟

毛

舟

茶船

倍、大茶舟ヲ瀬取茶舟ト云

上口凡

長ニ丈五尺ヨリ四丈ニテ  
横七八尺ヨリ一丈位ニテ

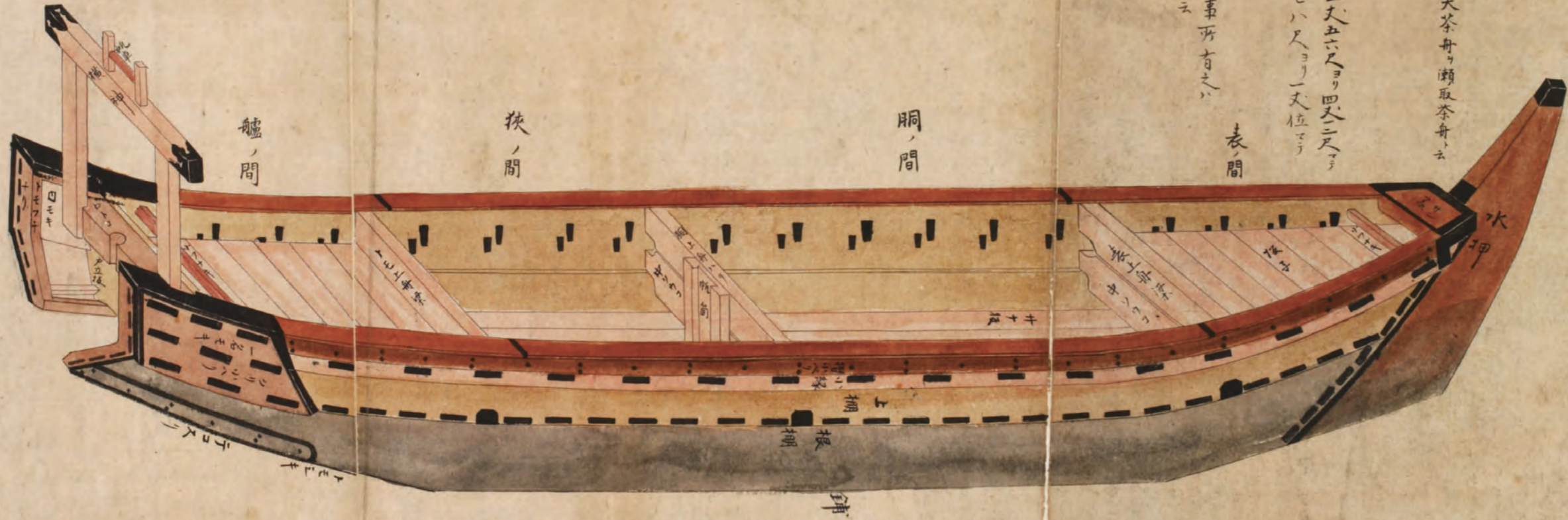
但大茶舟ニ世事所有之ハ  
國方茶舟ト云

表間

胴間

扶間

艫間



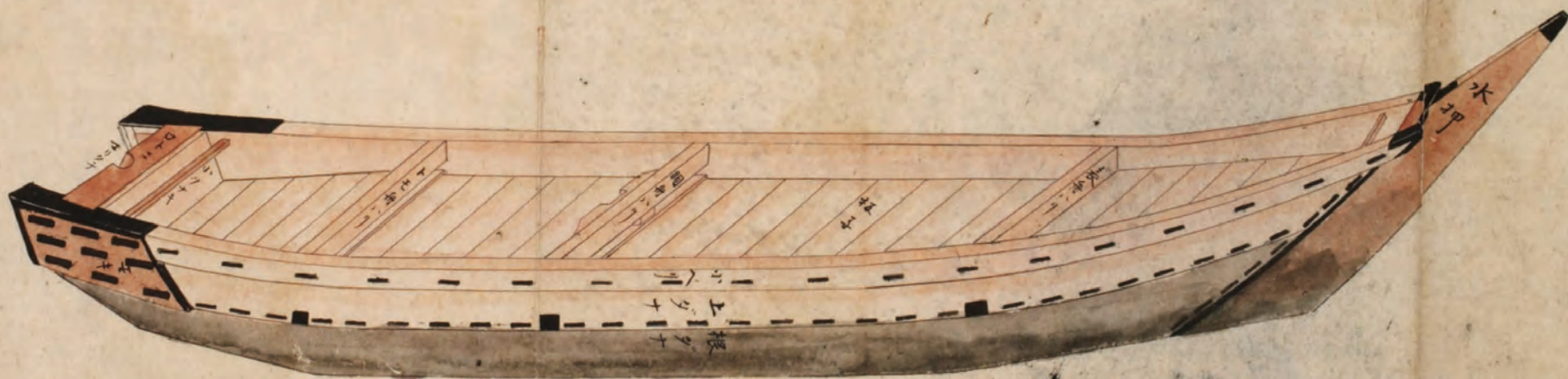
茶

船

俗：荷足舟云

上口凡

長二丈四尺  
横六尺  
位



茶

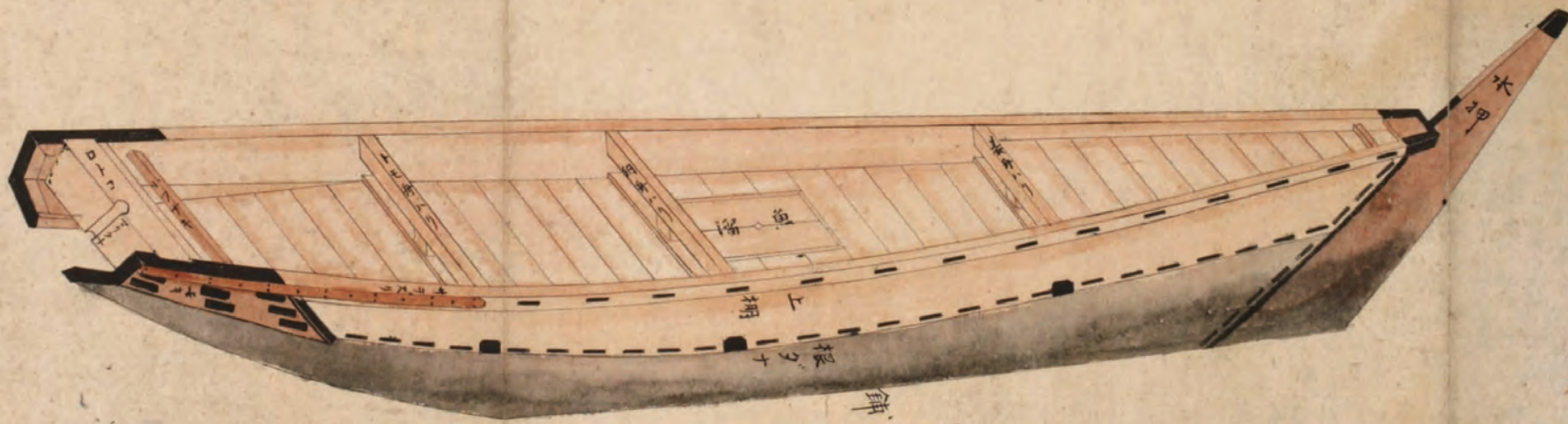
船

倍投細舟ト云  
釣舟

海流茶舟  
種船造茶舟

上口化  
長二丈二尺  
横五尺

武家手舟，  
水押如此





茶

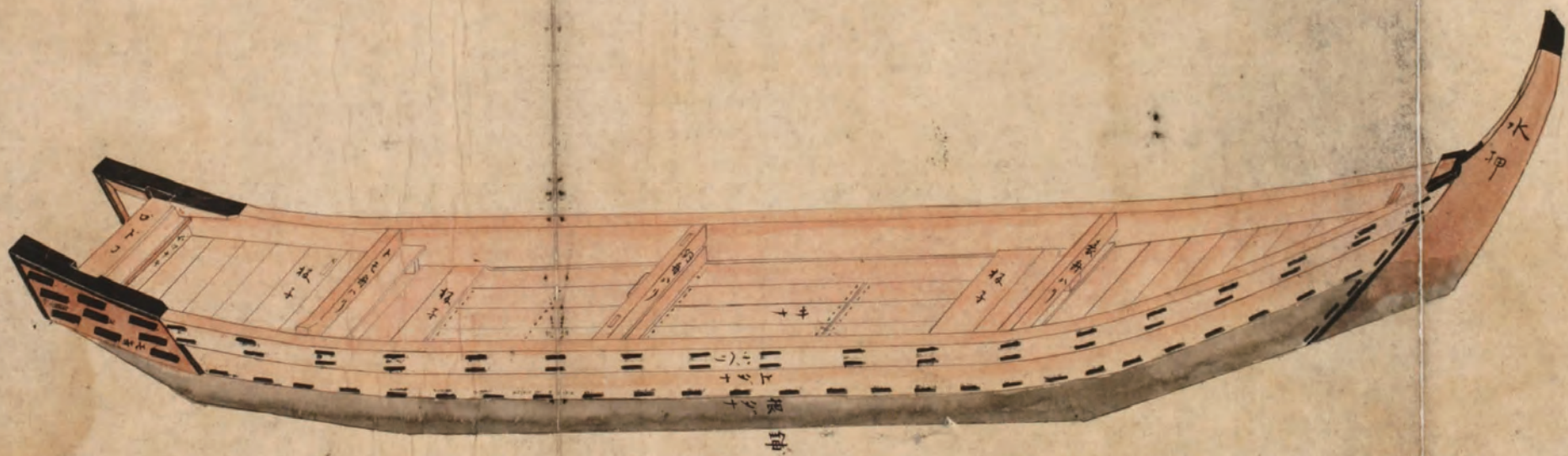
船

俗

猪牙舟云  
山若舟

上口凡

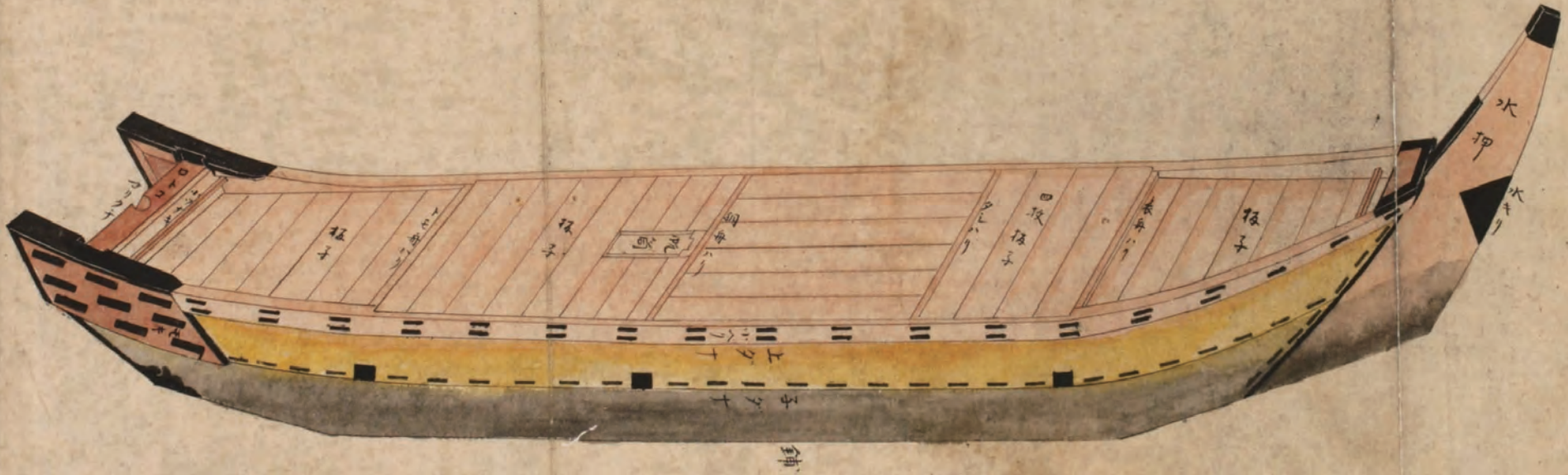
長二丈四尺五寸  
横四尺五六寸



茶船

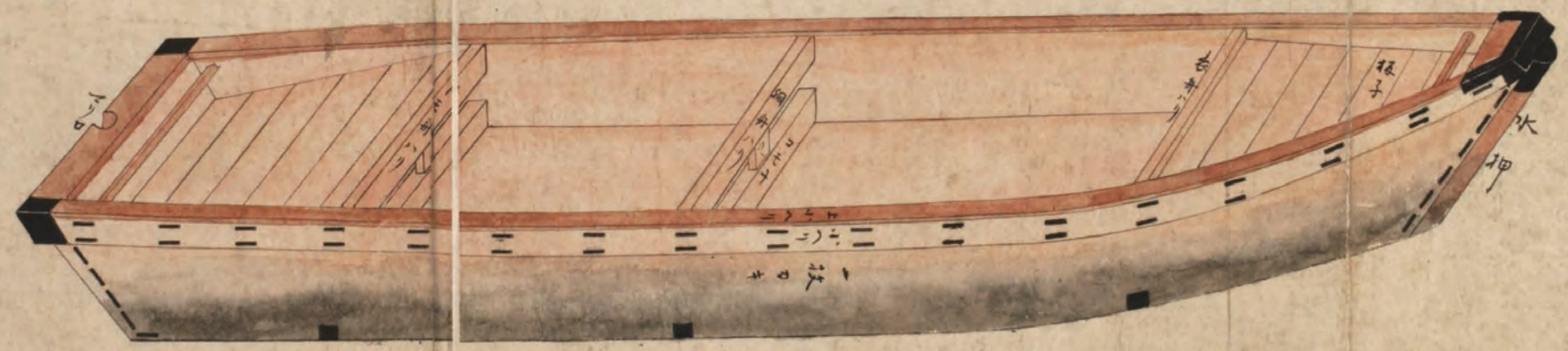
倍葛西舟ト云

上口丸  
長二丈七八尺  
横七八尺



傳間造茶舩

上口凡 長ニ丈一尺ヨリ  
横 五尺ヨリ  
七八尺ヨリ

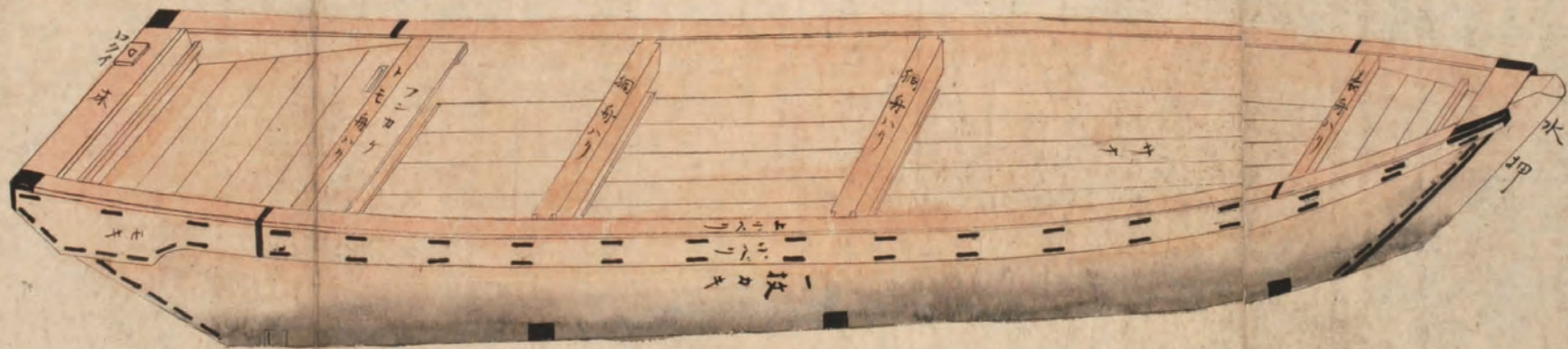


渡船

上口丸

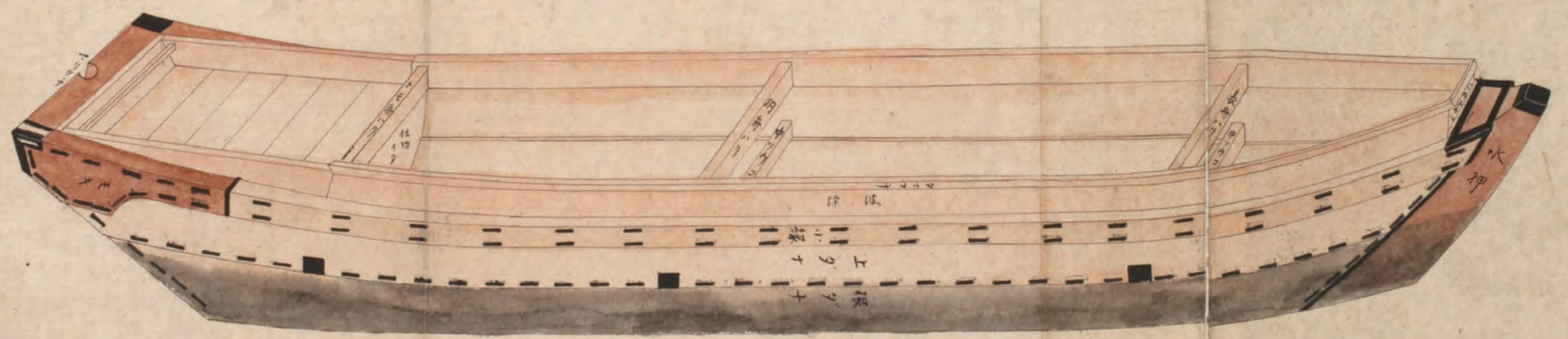
長二丈四寸五尺  
横六尺位寸七八寸

江戸並  
近五寸寸之



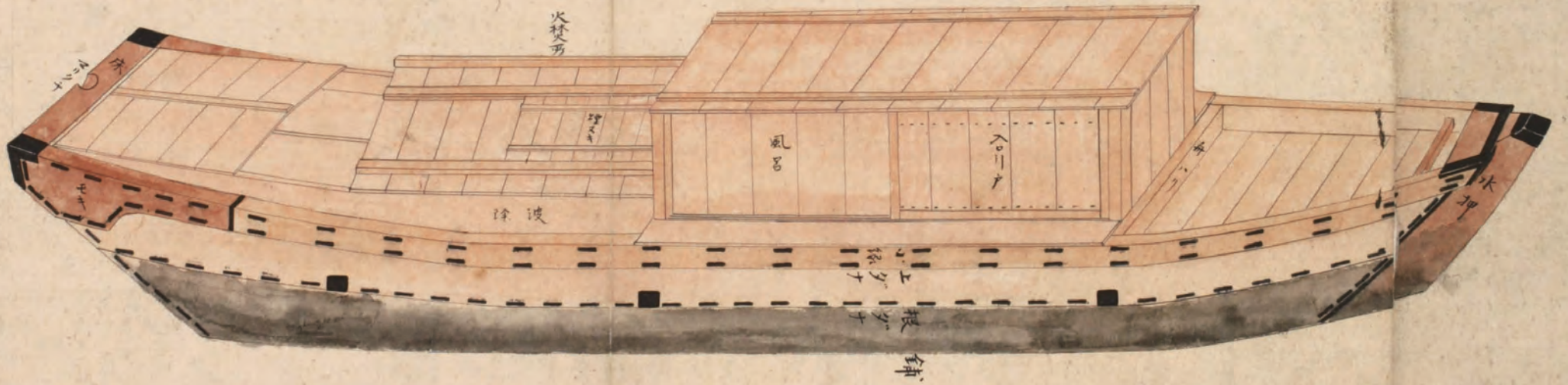
水船

上口凡  
長二丈二四尺  
横六尺七尺



湯船

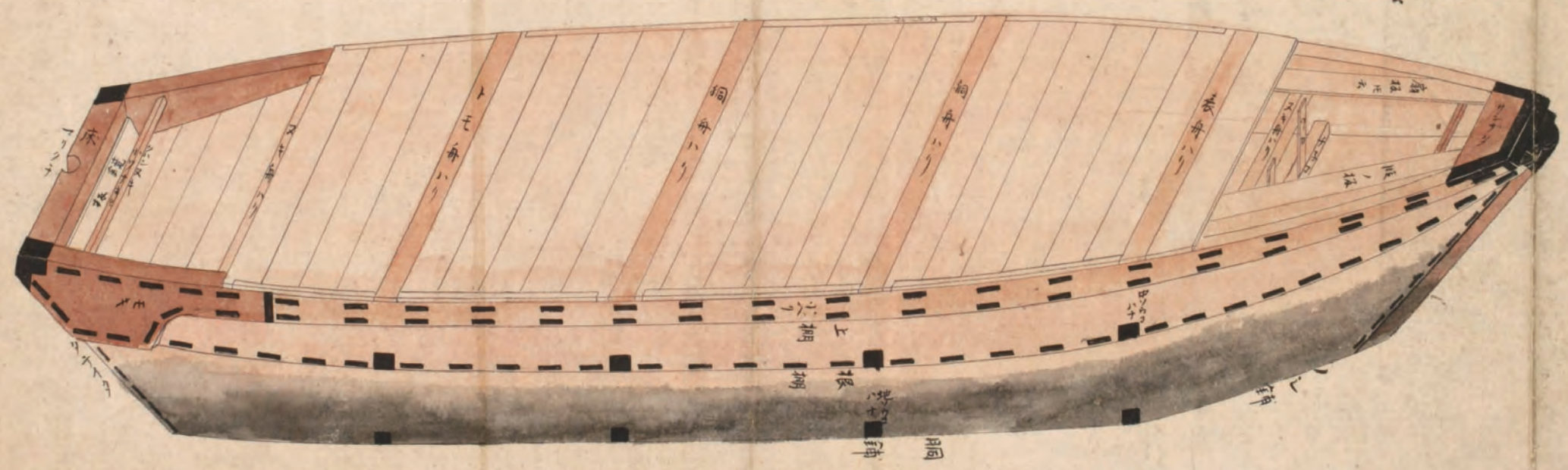
上口凡  
長二丈二尺  
横六七尺

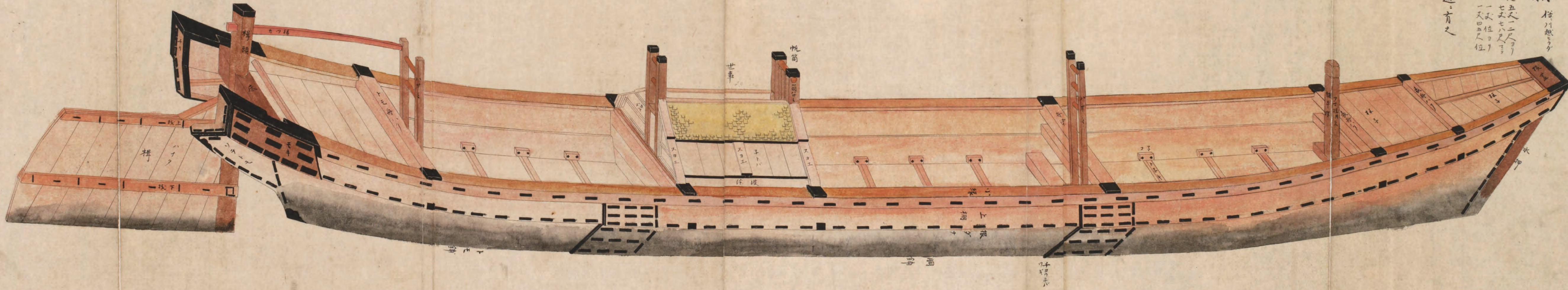


修羅船  
石積船

倍、ヒラダト云  
石舟云

古凡 長 四丈二尺ヨリ  
四丈七尺ヨリ  
横 一丈二尺位  
但 採子無之ヲ修羅造  
船舟ト云





帶船

舟公

信州越中

上口長 五丈二尺ヨリ  
七丈七尺ヨリ

横 一丈二尺ヨリ  
一丈四尺ヨリ

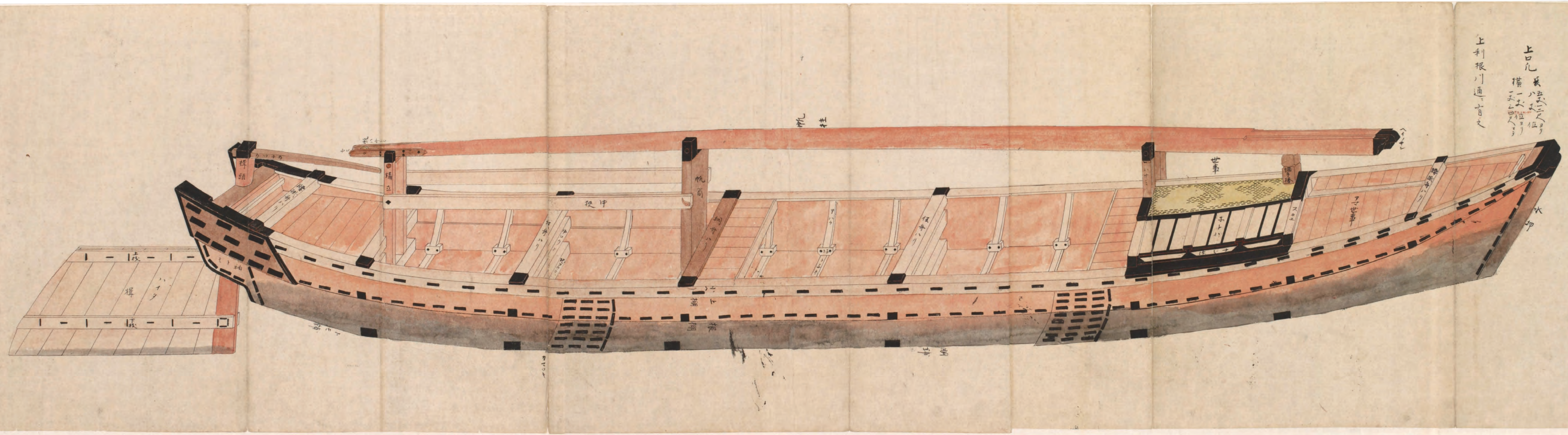
荒川通ニ育之



船 俗上州ヒラダ

上口凡 長 五丈二尺ヨリ  
横 一丈二尺ヨリ  
一丈二尺ヨリ

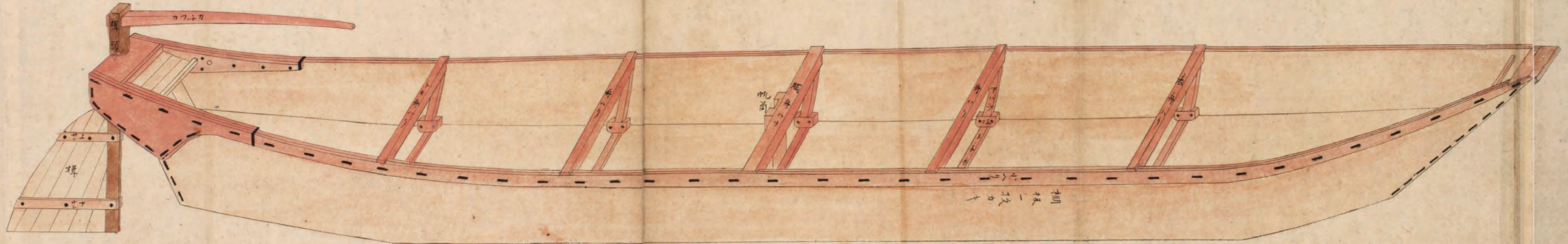
上利根川通三日月文



部賀船

上口凡長四四五尺  
横八九尺

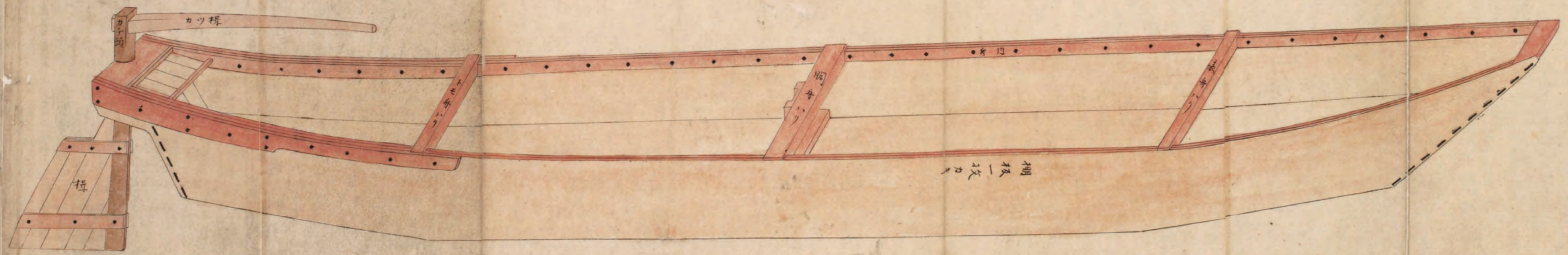
巴波川  
思波川  
渡良瀬川  
通有之



小鷓飼船

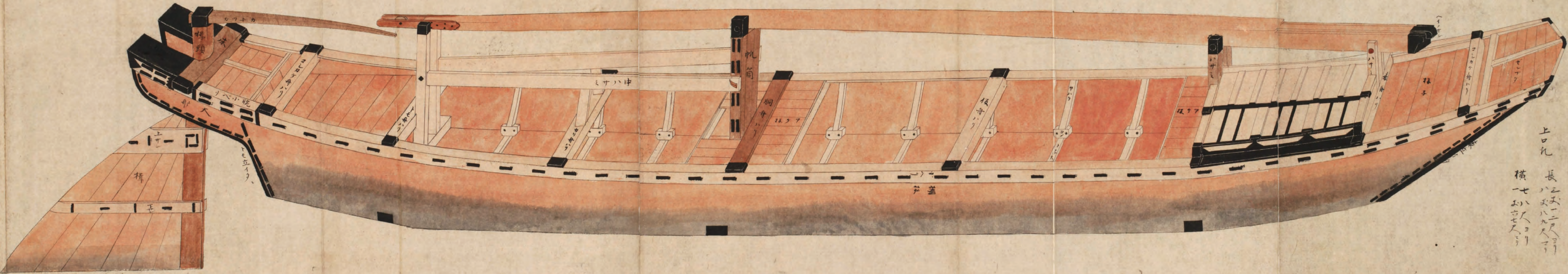
上口凡長四丈二尺  
横七八尺

鬼怒川通有之



高瀬船

開東川  
有之



上口

長 三丈二尺ヨリ  
 横 一丈七尺ヨリ

舩  
帶  
舩

倍土舟ト云

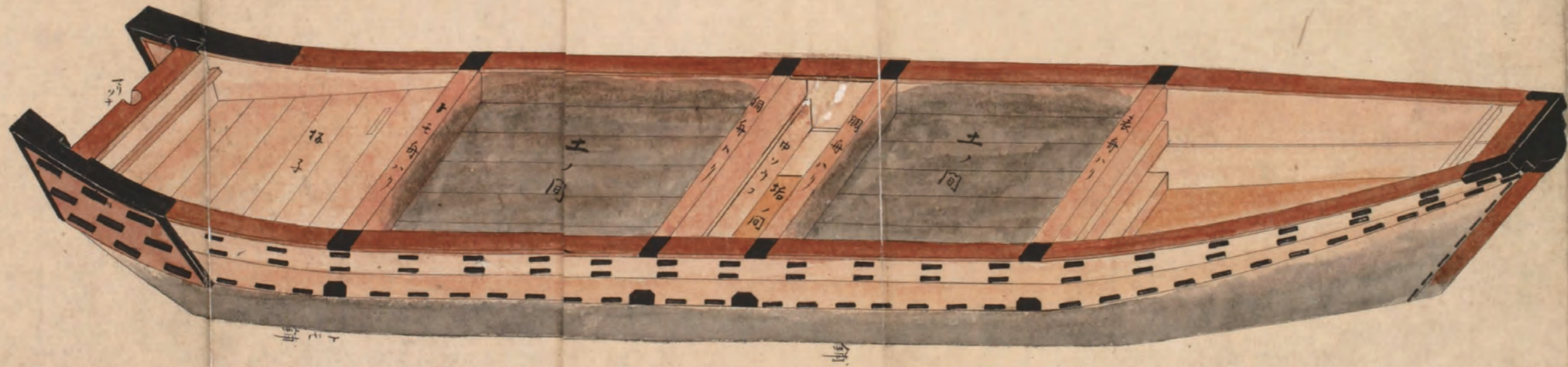
上口凡  
長二丈四五尺  
横七尺余



中船

上口九  
長四丈二尺  
横九尺位

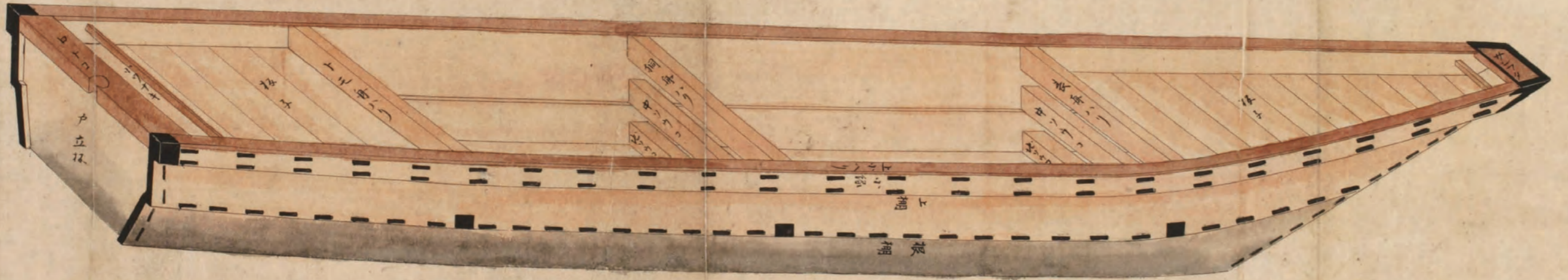
倍  
土舟ト云  
免九



中船

見沼通船云

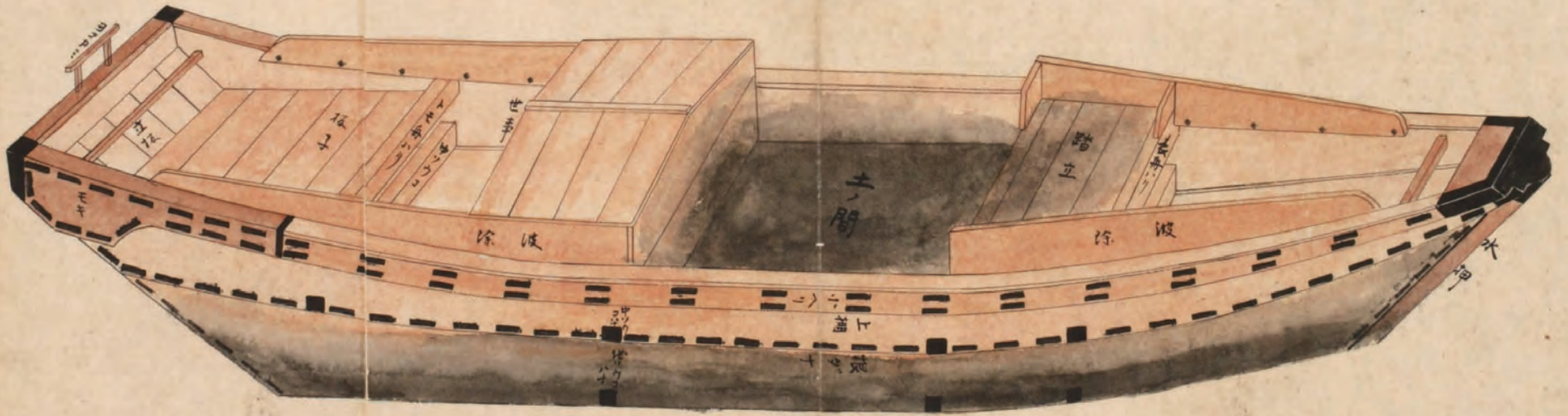
占九  
長二丈四五尺  
横七尺位



土船

俗土舟云

上口九  
長二丈八尺  
横八尺位

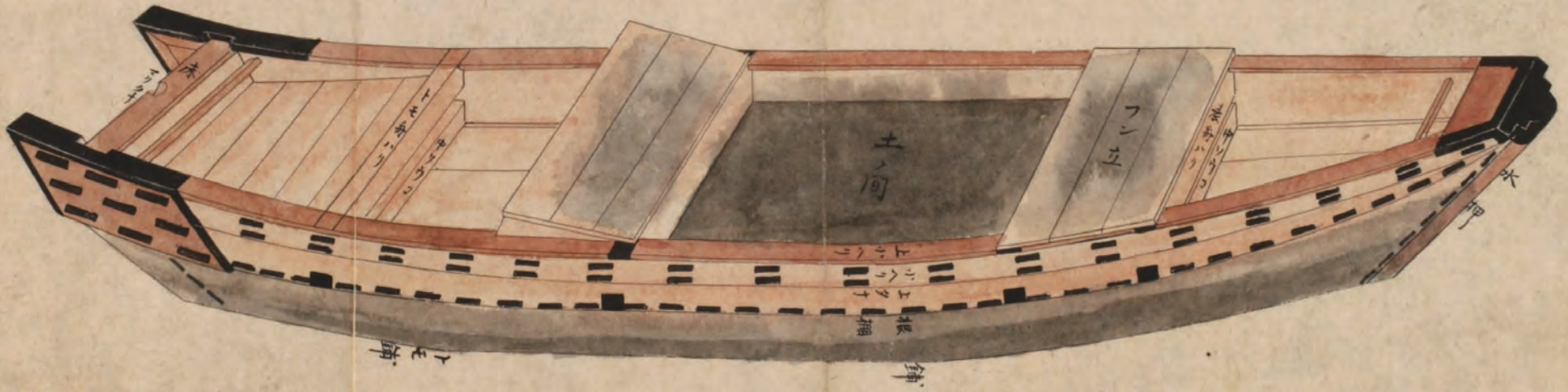




似土船

俗土舟ト云

上口凡長二丈八九尺  
横八尺位



箱造日除船

但四挺立三挺立

武家舟

軸棧蓋  
軀床  
上口凡  
長三丈二尺  
横七八尺

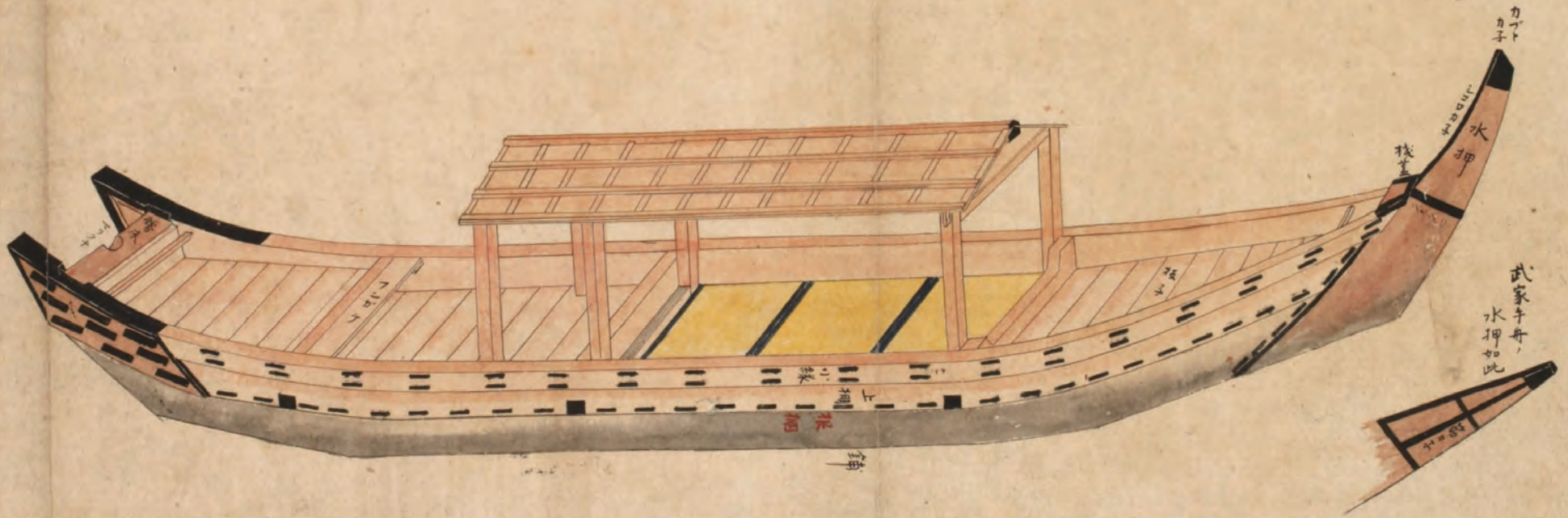


日除船

俗屋根舟云

但四挺立三挺立二挺立

上口九  
長二丈五六尺  
横六尺

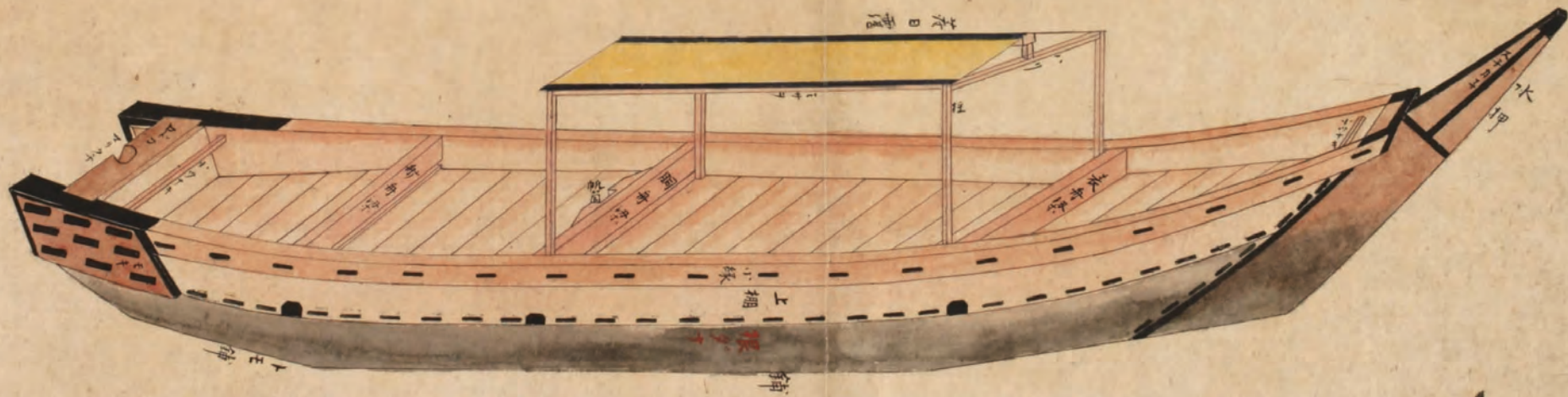


武家舟、  
水押如此

日除造二挺立船

俗名日除  
武家舟

上口凡長二丈四五尺  
横五六尺



房丁高瀬船

上口凡長四丈二四尺  
横凡九尺

下利根川通有之



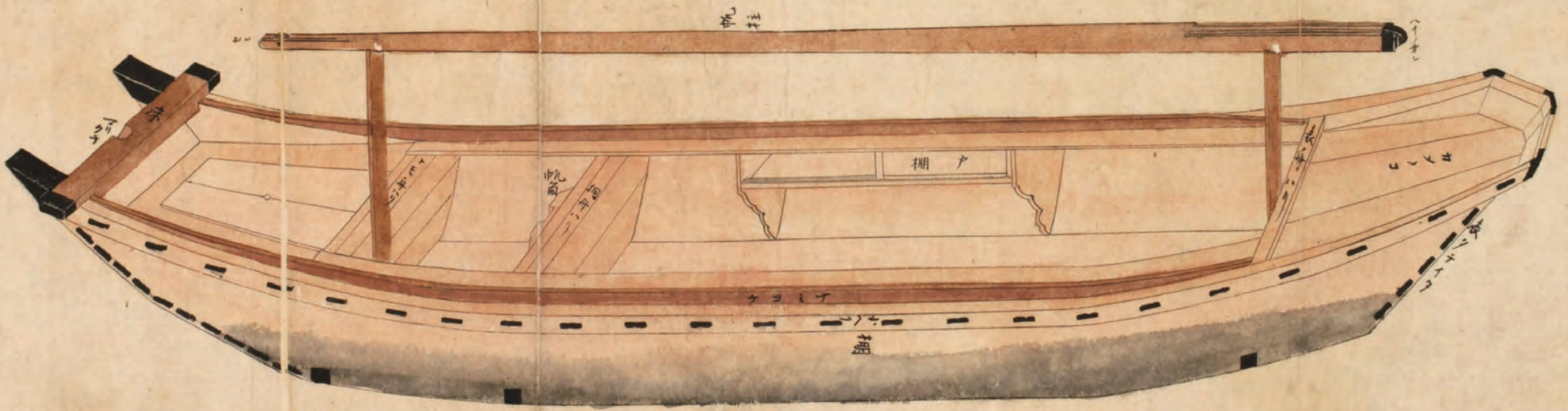
房丁茶船

上り 長  $三丈一尺$  (ヨリ)  
 $二丈五尺$  (マ)

横 六尺七寸

下利根川通有之

但形小クテ如圖胴ノ間  
 戸棚有之ヲ耕作舟ト云  
 江戸往來無之下利根川  
 通木下河山洋ヨリ下モ川  
 通船



雜喉取田船

近在川内村有之

作場田船

同前

引船

西葛西鎮用水堀内有之

川下小船

關東川内村有之

所働船

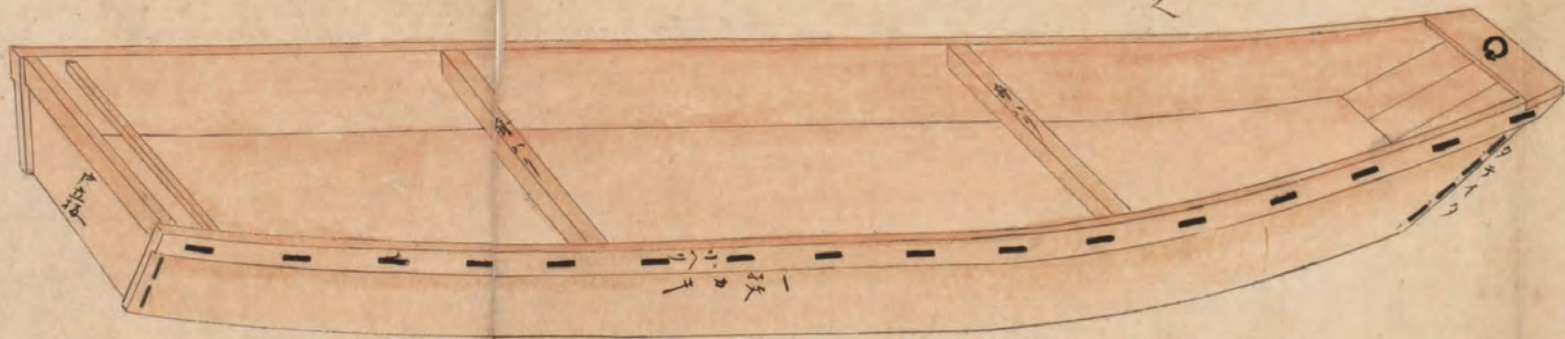
上利根川通有之

上口丸

長 一丈四寸五分ヨリ  
二丈二寸五分

横 二尺七寸ハナトヨリ  
四尺四五寸ヲテ

古五品ハ江戸往來無之

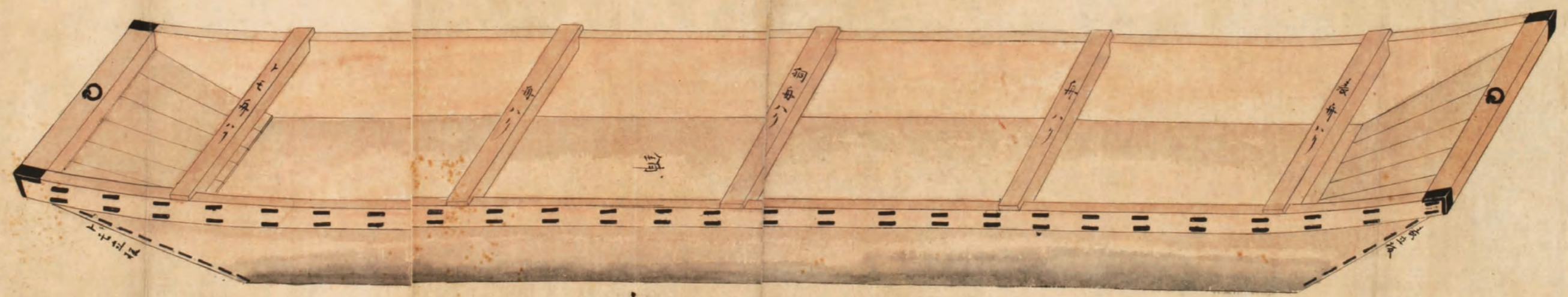


馬渡船  
渡船

上口丸

長 三丈四五尺ヨリ  
五丈四五尺ヨリ  
横 小九尺ヨリ位

在方所々有之





櫓舟

旅籠船

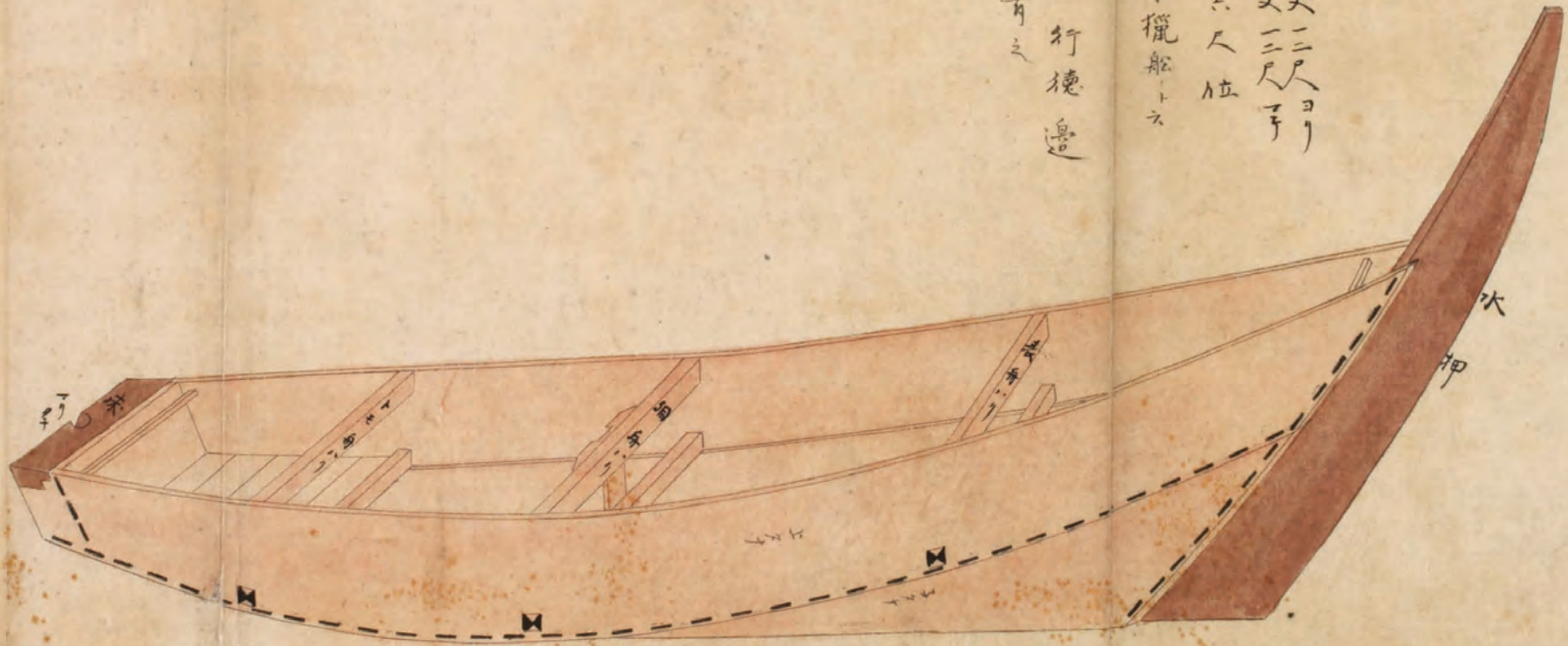
上口凡

長 二丈二尺ヨリ  
三丈二尺ヲ

横 五尺位

但形小サシ小櫓船ト云

深川 佃島 行徳 邊  
其外 海門 有之



押送船

舟ノリ  
繩船ト云  
生魚ト舟

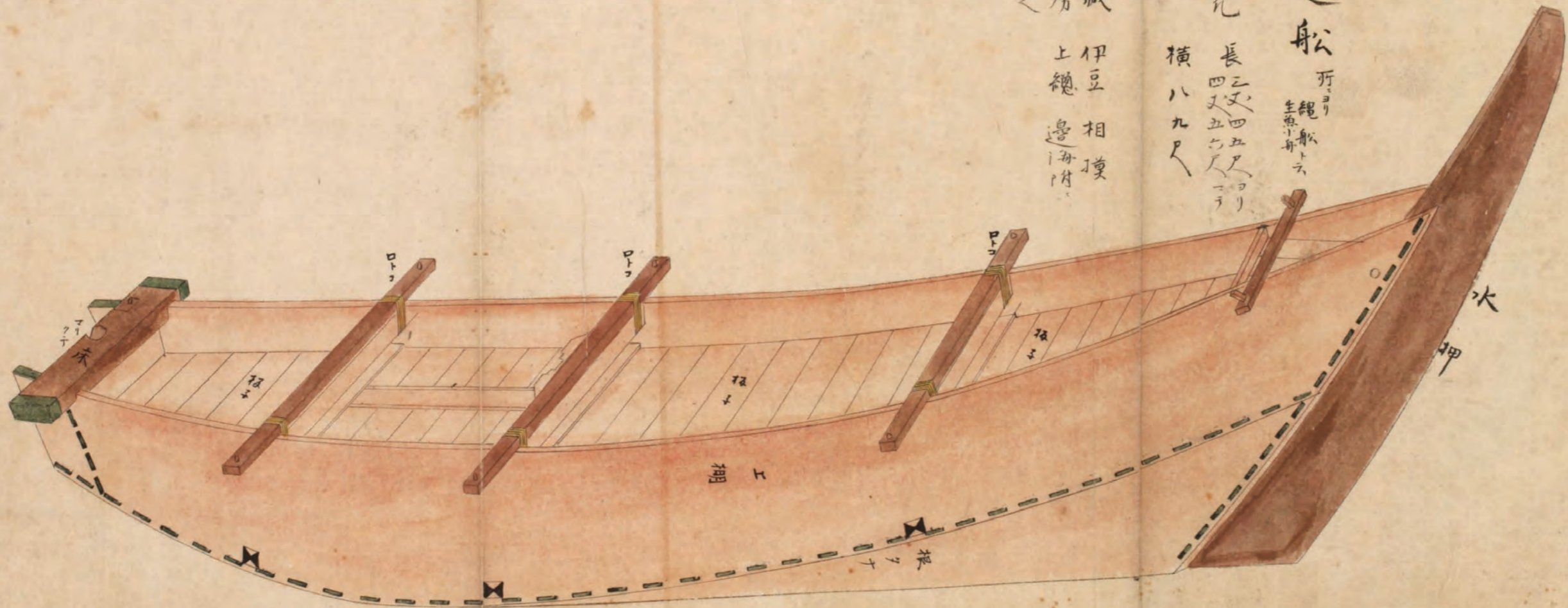
上口凡

長  
三丈四尺五寸  
四丈五尺六寸  
五丈

横  
八九尺

武藏  
安房  
有之

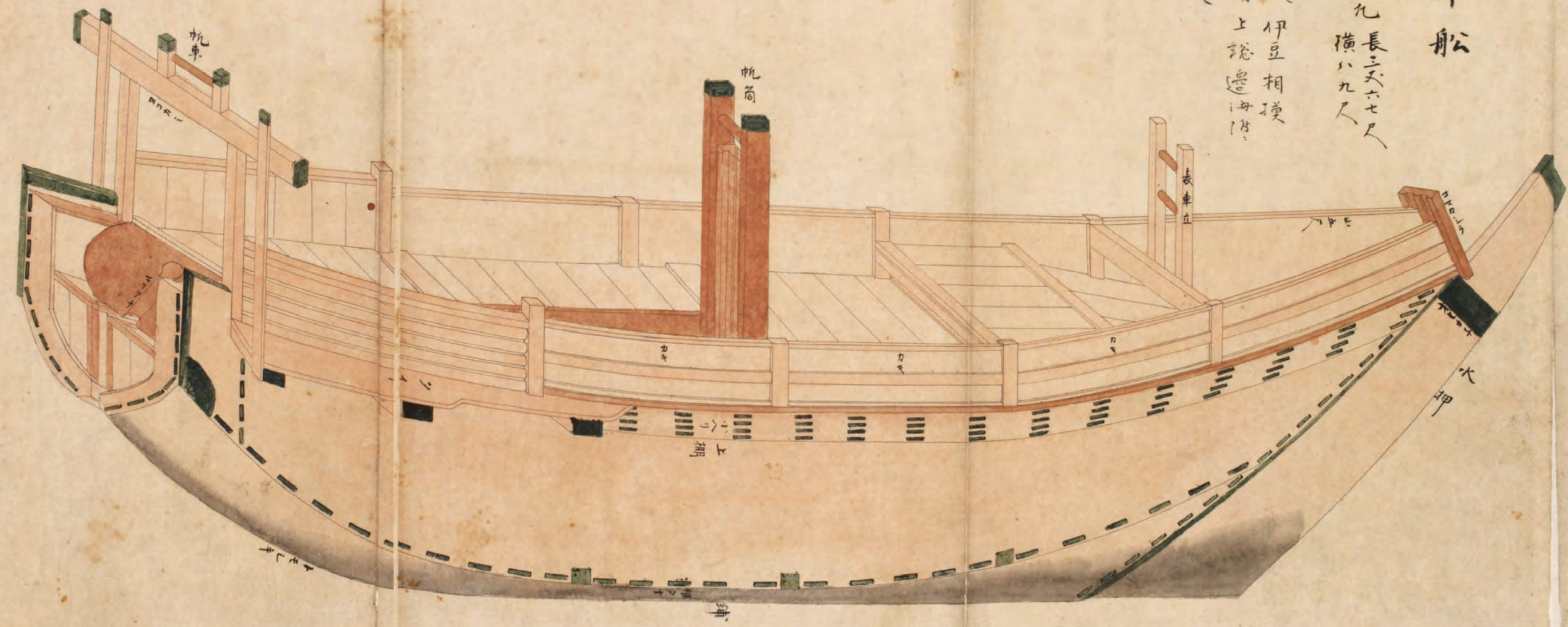
伊豆  
相摸  
邊海内



五下船

上口九長三丈六七尺  
横八九尺

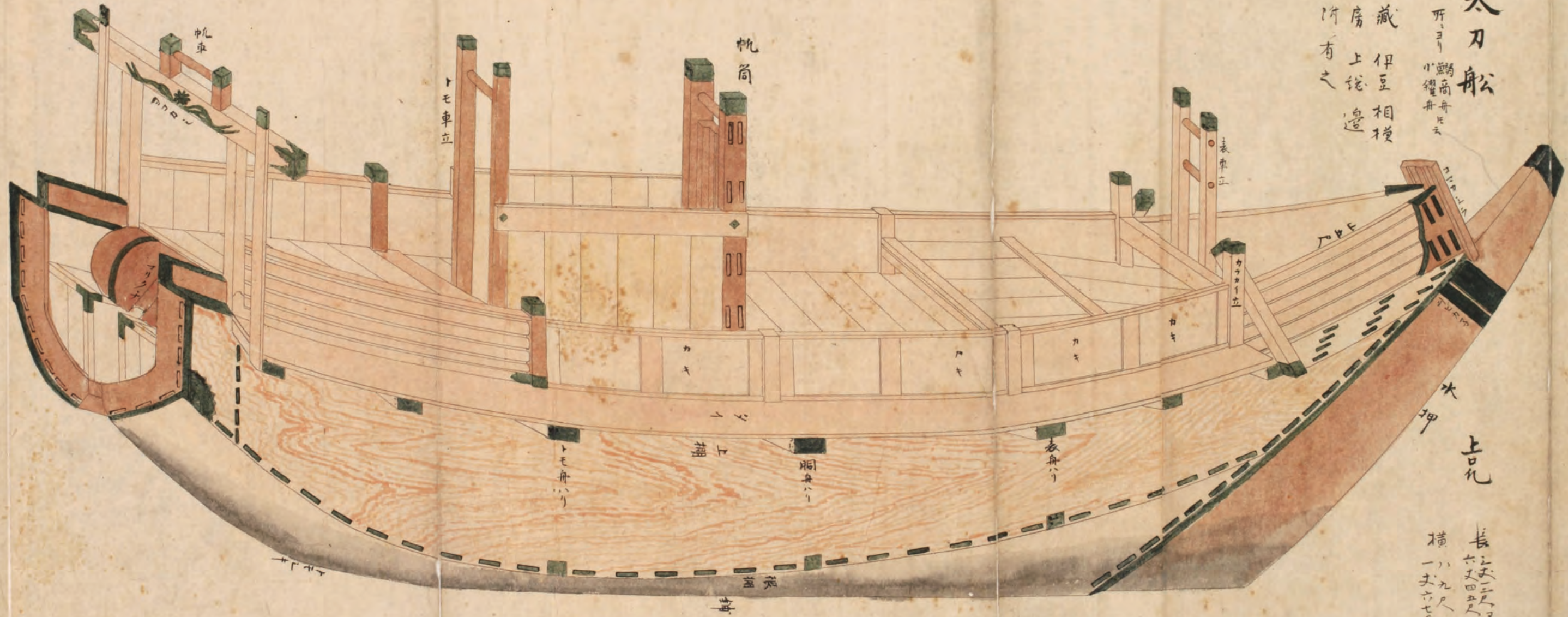
武藏伊豆相模  
安房上総邊海防  
有之



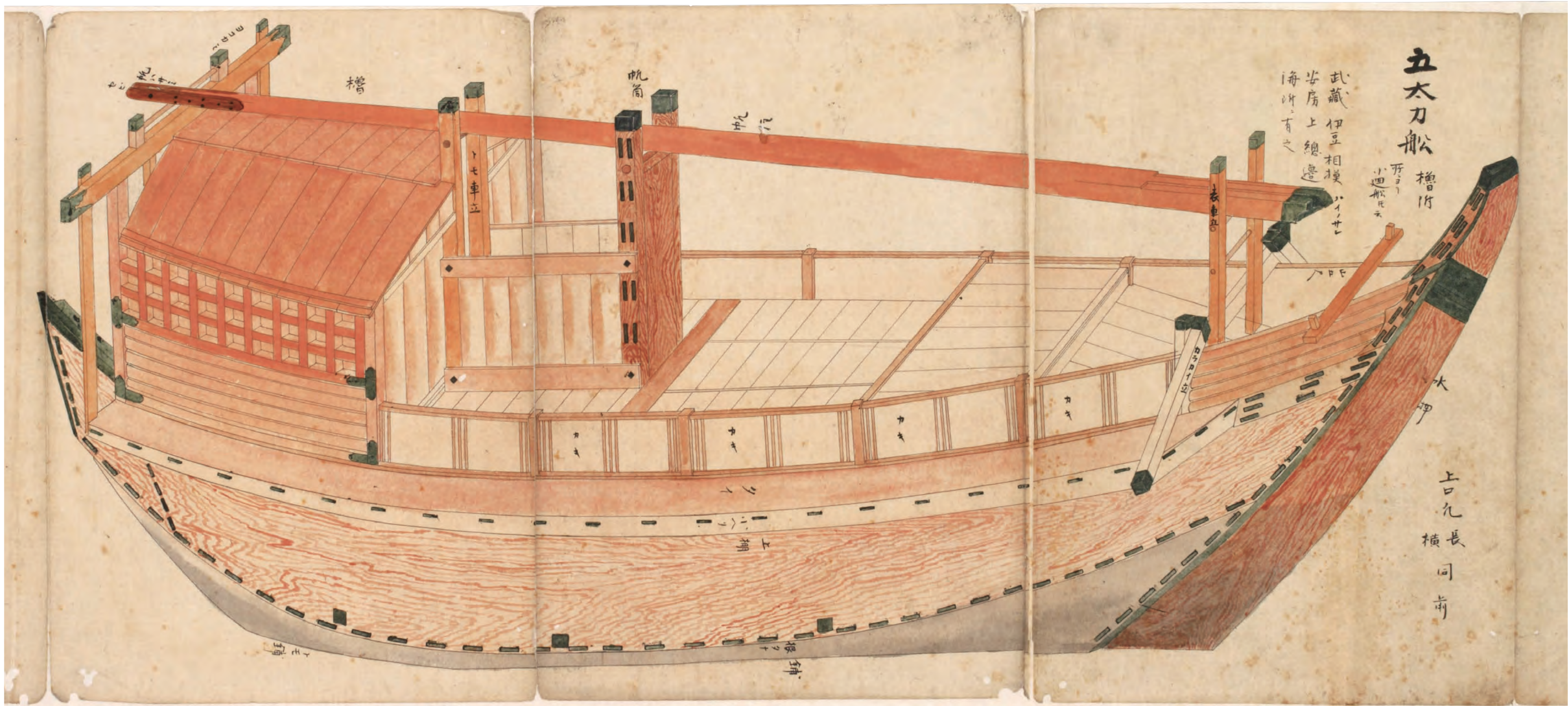
五太刀船

所三ノ 鶴商舟云  
小鐘舟

武藏 伊豆 相模  
安房 上総 邊  
海所 有之



長二丈二尺ヨリ  
六丈四尺位  
横一丈九尺ヨリ  
一丈七尺位



五太刀船

武藏伊豆相模  
安房上總邊  
海濱有之

櫓付  
万ヨリ  
小廻船云

大甲

上口九長  
横同前

櫓

帆筒

帆

ト七車立

ト七車立

上欄

釘

ト三車立

二 関東川船の支配と構造

川名 登



## 一 幕府・川船改役の海船支配

### 1 享保期川船支配の拡大

徳川幕府の支配機構の中に、関東の川船を対象とする支配機関として「川船奉行」があったことは周知のところである。<sup>(1)</sup>この川船奉行は、幕府享保改革の過程で廃止となり、作事奉行配下の大工棟梁であった鶴飛驒延任一人に、川船の把握・年貢役銀の徴収等、かつて川船奉行が持っていた全ての機能が集中し、これが後に「川船改役」となる。<sup>(2)</sup>この享保期の川船行政上の大改革は、単に川船奉行から鶴氏への人事機構上の変革のみではなく、川船把握の方式等、種々の面で変革が試みられたが、支配の対象である船の範囲の拡大もその一つであった。

すなわち、貞享三年以前にあつては、川船奉行が支配の対象とした川船は、江戸府内へ乗り入れる「荷物を積候舟」であつて、荷物を積みぬ船すなわち物資輸送に関係しない猟船や耕作船は除外されていたが、それでは紛らわしく、「商売船」の改めに支障をきたすとして、貞享四年からは極印打ちの対象を「荷物不積船」にまで拡大し、<sup>(3)</sup>元禄二年には「江戸并関東筋川船、不依何船」と、江戸府内乗入れの有無に関係なく、江戸・関東全域のすべての川船を対象とするまでに拡大した。<sup>(5)</sup>

そして、この享保改革の中で、ついに川船ばかりでなく海上の船にまで対象が広げられたのである。

### 2 川船役所の海船支配

川船行政事務の全てが鶴飛驒延任に一任された翌年の享保七年、支配の対象が川船から海上の船にまで拡大された。

一 右之外武蔵・相模・安房・上総・下総・伊豆・駿河海辺に有之無極印船、江戸内川へ乗入れ、川船御年貢船と入交り稼、紛敷候二付、古来より入来候分ハ相改、惣船数極メ、無年貢言字極印打渡候積り、享保八卯年相極、江戸内川江往来之船壹艘も無之旨、御料私領役人より証文を取、船数相極、但向後船持勝手<sup>ニ</sup>而、川船同前二御年貢差出、往来稼仕度と相願候船持ハ、相改極印打可渡候、船差出候節ハ、吟味之上船相応之間尺入、御年貢盛付、川舟極印打渡、御年貢役銀取立申候。<sup>(6)</sup>

この史料に見る通り、これまで川船奉行の対象地域は関八州であつたところを、ここではそれに伊豆・駿河国の二国を加えた国々の海辺にまで拡げ、それら海辺の諸湊から江戸湾を通じて江戸内川へ乗入れてくる無極印の海船を、「川船御年貢船と入交り稼、紛敷候二付」という理由で「極印打」の対象とすることとした。これは支配対象である船の範囲を拡大したのみでなく、支配地域をも拡大するものであつた。

おそらく具体的には、房総半島の太平洋岸から江戸湾・相模湾・駿河湾沿岸にかけての村々から、鮮魚類や海産物、薪・炭、雑穀等を積んで江戸に入ってくる押送船や五太力船等が対象であつたろう。<sup>(7)</sup>これらの船は、沿岸諸村の社会的分業・商品生産の発展の成果を積んだ船であり、その点では、関東各地の農村から江戸に入ってくる高瀬船・艀船・川下小船等の川船と全く同じ性格のものであつたので



あり、享保期以後の川船改役が、船把握を通しての流通統制という役割を一面として持つとすれば、このような海船への支配対象の拡大は当然の事ともいえよう。

しかし、この江戸内川へ乗入れる海船を「極印打ち」の対象とはしたが、この享保の時点より以前から乗入れていた船については既成事実を認めて、総船数を定めて、「無年貢言字極印」を打ち渡すことすなわち船年貢は免除することとした。ただ、これ以後に江戸内川へ乗入れ、川船同様の稼をしたと願いだした船には、「船相応之間尺入、御年貢盛付」けて極印を打ち、「御年貢役銀」を取り立てるとしている。

この支配対象を海船にまで拡大する触書が出されたのは、前掲の史料の中に「享保八卯年相極」とあることから、享保八年であったと筆者も書いてきたが、次に掲げる新史料の発見により、それは誤りで、享保七年七月であった事が判明した。

関八州船之儀、去丑年方鶴飛驒相改候御年貢船者勿論、舟預を初新造船潰舟等之儀まで、諸事飛驒指図之趣、違背不仕様ニ可致候、且又、別紙帳面村々ニ有之五太力船并五下船・獵船・押送船之類、荷物積江戸運送内川河岸へ入、川船と入交、河船同前之持仕候船之分者、此度改之、向後船方極印相渡筈ニ候、此廻状相達次第、村付之下へ一村切名主共名相認、令印形、廻状ニ指添、無滞相廻シ、船留村方川船方鶴飛驒方迄、可相返候、帳面之村々、御代官私領地頭付相違之儀有之分者、其村下ニ其訳断書致し、順廻可仕候、其外ニも右類之船有之村、帳面無之候ハ、書入、順廻之上、河舟方へ名手共罷出、鶴飛驒指図を請、其上ニて、船持共指出候様、可相心得候、以上

享保七寅七月

辻六郎左衛門 印  
杉 弥 太 郎 印  
萩源左衛門 印  
駒 肥 後 守 印  
箕 播 磨 守 印  
大 下 野 守 印  
水 伯 耆 守 印

安房国御料私領村、 名主共

このように享保七年七月、幕府勘定奉行四名、勘定吟味役三名連署の廻状が海船のある沿岸村々に出され、「荷物積江戸運送」し、内川河岸へ入る五太力船・五下船・獵船・押送船等を一村ごとに調査するように命じている。

江戸湾に面した武州久良岐郡磯子村禪馬浦では、享保八年四月に、村内の五太力船一艘、獵船九艘の合計十艘の「江戸内川江運送仕」船を調査した「船書上帳」<sup>(1)</sup>を、川船方役所へ提出している。おそらく各村とも享保七年から八年にかけて提出したものである。この時書上げられた船数が、前掲史料の中に「惣船数極メ」とあるように各村の「船高」となり、「無年貢言字極印」船の数が固定化された。たとえば、相州三浦郡八幡久里浜村の嘉永五年の「船数書上帳」<sup>(2)</sup>に、

高三艘之内

一、押送船 壹艘

九左右衛門

一、同 壹艘

甚 兵 衛

一、五太力船壹艘

半 次 郎

とある「高三艘」が、享保期に定められたこの村の「船高」である。しかし年数もたち廃船等も出て実際に船がなくなる場合もある。この村でも嘉永五年には「但、船株而巳二而船無御座候」とあるように、現実には江戸内川へ乗入れる無年貢極印船は一艘もなくなっている。その場合は、船は「上極印」とし、「船株」のみを所有しているのである。

また、次の史料にみる房州平郡勝山村の「御免御極印高」も、同じく享保期に定められたこの村の「船高」である。<sup>(13)</sup>

覚

一、御免御極印高 勝山村

拾壹艘之内

一、五下船壹艘	舟主	清	七
寛政四年十月十六日			
一、同 船壹艘	同	庄兵衛	
文化四年三月十六日			
一、同 船壹艘	同	甚四郎	
安永二己年十月十六日			
一、同 船壹艘	同	仁兵衛	
安永五甲年十月廿二日			
一、押送船壹艘	同	五郎兵衛	

〆五艘

右之分、御免御極印奉差上候

一、五下船壹艘	舟主	平兵衛	
一、押送船壹艘	同	三郎兵衛	
一、同 壹艘	同	同 人	
一、同 壹艘	同	新兵衛	
一、同 壹艘	同	孫兵衛	
一、同 壹艘	同	同 人	

〆六艘

右之分、御免御極印所持仕候

この村では、文化四年九月の段階で、船高十一艘の内、上極印となって船株のみのも五艘、現実稼働している船は六艘であったことがわかる。このような状況を、三浦半島と房総半島の幾つかの村についてみたものが表1である。これを見ると、享保期には押送船や五太力船ばかりでなく、獵船や小船・小揚船等までが、荷物を積んで江戸内川へ乗り入れていた事が知られる。また、幕末に近づくと、有船が特定の村に集中する傾向がみられる。おそらく漁村が、漁業生産に専従する村と漁獲物の流通を担当する村とに分化する傾向が現われ、それを反映しているのであろう。

また、船株のみを所有していた者が、再び船を復活させる場合もみられる。その時は、次のような願書<sup>(15)</sup>を川船役所に提出しなければならなかった。

書付を以御願申上候

高式艘之内  
一、押送り船 壹艘

右之船、明和八卯年船数御改之節、潰し船二仕、船株二而、御極印不奉請候処、此度右代り船、只



また、村船高の内の無年貢船を継続して造り替える時は、次のような手続を要した。<sup>(16)</sup>

乍恐以書付奉願上候

高七艘之内  
一、押送り船 壹艘

右之船、古ク相成用立不申候ニ付、御極印三ヶ所切抜、空船之儀者潰、関板等二仕、右船新規造立仕候、尤船大工之儀者相州三浦郡城村三右衛門へ相誂へ申候、船出来候ハ、御極印御打替被 仰付被下置候様奉願上候、以上

文政三辰年六月

松平肥後守領分  
相州三浦郡三戸村

船主  
弥三左衛門  
名主  
徳右衛門

川船

御役所

こうして、新造船が出来上ると、船大工より川船役所宛に届書が出され、また、船主・名主連印の「差上申打替船御極印證文之事」という届書が出されて、船を江戸川船役所に廻し、はじめて極印打替がなされたのである。

これらは、享保期に定められた船高の内の無年貢船についてであるが、それ以後の船については船年貢が賦課され、川船と同じ扱いを受けた。次は、年貢船である五太力船を売却した時の届書である。<sup>(17)</sup>

差上申船売證文之事

御年貢長錢七百五拾文  
一、五太力船

壹艘

右之舟、只今迄房苧平郡勝山村甚四郎所持仕候処、此度 御極印三ヶ所附儘、上総国天羽郡金谷村四郎右衛門方江壳渡申候、御帳面御書替被遊可被下候、為後日加判證文差上申候処、仍如件

文政四巳年

酒井大和守領分  
房苧平郡勝山村

船売主 甚四郎

組頭 七兵衛

名主 又右衛門

川船

御役所

また、無極印の獵船が、そのまま江戸内川へ乗り入れていて、発覚することもあった。その場合は、船は差押えられ、封印をされてしまったが、村方役人等のとりなしでようやく新たに極印を受けることができ、年貢役銀を支払って許されている。<sup>(18)</sup>

差上申御極印證文之事

新規獵船 但し御封印附 元海上働船 壹艘

右之舟、当三月廿二日無極印(原船)而南小田町河岸ニ繫置候処、奉請御改、御吟味之上、別紙御請證文差上申候舟乗廻し申候、御見分之上 御極印被 仰付可被下候、御年貢御役銀年々無滯上納為仕可申候、為後日加判證文差上申候所、仍而如件、

文政六未年

酒井大和守領分  
房苧平郡勝山村

四月

船主権 四郎 印

このように、川船役所に海船の新造・潰船・造替・売買等にいちいち届書を出させて統制している。しかしこのような船の把握のみではなく、別に江戸内川へ乗り入れるための往来手形を発行し、それを毎年書き替えさせているのである。

一、同廿三日山上仁左衛門達、左之通

(文化二年八月)  
黒砂村役人共相達候、当村百姓与兵衛所持之五太力船老艘、江戸内川往来通手形為引替、名主久左衛門明廿四日出立仕、江戸川舟御役所江罷出度旨、添簡相願候付、例之通添簡可被相渡旨(19)談

これは江戸湾に面した佐倉藩領黒砂村にある五太力船の「江戸内川往来通手形」を書替えに、名主が江戸川船役所まで出府する時の藩の留書である。手形の書替えは例年八月であったようで、三浦郡三戸村の文書等にもみられ、村役人が江戸川船役所まで出頭している。

このような海船支配の諸方式は、享保七年より成立した。幕府が享保期に、江戸近国から諸荷物を積んで江戸に入る海船を、川船役所を通して掌握しようとした事は注目に値する。それは、江戸湾の入口にあつて、江戸への海路輸送を掌握する浦賀番所の成立(享保六年)と時を同じくすることを考え合せらるならば、幕府の流通統制政策の一環として理解することも可能であろう。

### 3 天明期の川船支配改革

天明五年、幕府は享保期以後徐々に停滞してきていた川船行政(21)に、新風を吹き込むかの如き改革に着手した。それは先ず人事の面から始められた。

享保期以来、鶴氏の世襲のようになっていた川船改役に、鶴孫三郎延純の在任中の天明五年六月、御細工頭であつた豊島左兵衛武経を「川船方御用立合」として任命(22)した。その翌年二月川船改役鶴延純が死亡すると、その子鶴房次郎延淳は勘定奉行支配無役・川船方御用見習として、川船改役には豊島武経を就任させた。(23)豊島氏は寛政二年六月まで、御細工頭、ついで浜御殿奉行の職にありながら川船改役を兼務したのであつた。(24)

そして豊島武経は川船方御用立合就任と同時に、「御府内関東筋共川々諸通船高調」と「諸伺御用船御入用取調」とを専務とするよう命ぜられている。(25)すなわち幕府は明らかな意図を持って豊島武経を川船改役立合に補任したのである。その意図は、天明五年十月十日に出された触書(26)で明らかにされた。この触書の中に、改革の意図が明確に示されていると思われるので、この検討から始めたい。

まず、「関東筋川々諸通船之儀、御府内川筋二乗入候分ハ、前々川船改役所江相願、極印請通船致来候処、近来心得違(27)而無極印之船相用候ものも有之趣相聞候」という現状の認識から始まる。(28)すなわち江戸内川へ乗り入れる無極印船の激増である。それへの対応として、「川筋并海表より御府内江乗入」る船について、「物船数相改候様申渡」すという新方策(29)を打ち出した。ここでは当面、「海表より御府内江乗入」れる船は海船を問題とするのだが、このような方策をとった幕府当局の意識の背後には、これまでのように江戸内川へ乗り入れる船のみを対象としていたのでは、無極印船の完全把握は不可能であるという認識があつたと思われる。事実この触書の中でも、「都而海辺付村々より諸荷物積出シ候船并

獵船共、極印打候船々積替、御府内江乗入候由ニ候得共、海表より川内迄不乗入候共、稼方之儀ハ同様之事ニ付、右類之船無極印之分ハ稼方等相糺」と、荷物輸送の無極印船が、江戸の川口で極印船に積み替える事によって極印や年貢諸役を免れるという脱法行為が横行している事を指摘している。そこで、「御府内川続之川々ハ不及申、関八州并伊豆・駿河之内ハ其土地限り川筋船稼の分共取調候筈ニ候」と、「其土地限り」稼船、「その地に用ひて他境に往来せざる船」と称するものを新たに調査の対象とした。すなわち、「海上通船并川船其外所稼之船農業船等ニ至迄」と、江戸内川へ乗り入れぬ「所稼之船」にまで、川船改役の支配範囲を拡大したのであった。

そして、それらの船には、「在々所稼之船<sup>三〇</sup>、江戸廻不致候共、於場所ニ糺之上極印打渡、以来相当之年貢銭為差出、又ハ船稼之品ニより、役銀共差出候積可相心得候」と、川船役所よりその場所において極印を打ち、相応の年貢と、場合によっては役銀をも賦課することとした。そのためには、まずそれらの船の把握が必要だった。そこで、豊島左兵衛を「川船方御用立合」に補任し、廻村改めの特命を与えたのである。そして、関八州・駿河十ヶ国の関係村々に対し、それらの船数を遺漏なく取り調べ、「船主名前、其外極印願ニ抱り候もの名前等」を各村ごとに吟味しておき、追って川船改役等の廻村の時、「改を請候様可致」と、川船役所廻村改めの下準備を村役人に命じている。

この無極印船摘発のための廻村改めは、「川船方御用立合御細工頭豊島左兵衛并手附、御小人目付、於場所右御用取調相糺候ニ付、川船方手代共召連可罷越候間、武蔵相模伊豆駿河安房上総下総常陸上野下野国御料私領寺社領共、不漏様可被相触候」とあるように、豊島左兵衛および手附・小人目付等が川船方手代を召連れて、十ヶ国の御料・私領・寺社領の別なく実施することとしている。

これが、天明五年十月に出された触書の内容であるが、この時点での幕府の川船支配新方策を明確に示しているといえよう。

一方、この触書を受けた村々は、非常に困惑した。江戸内川へ乗り入れない所稼の船まで極印打ちの対象とし、場合によっては年貢役銀を賦課されるという。年貢役銀を免除されたとしても、極印を打たれば船の新造・廃船・売買等、いちいち村役人連名で川船役所の許可を得なければならなくなる。これでは、村々の船持達がこの廻村改めに陰に抵抗したであろう事は当然ながら予想される。

下総佐倉藩領であった寒川村・登戸村・千葉寺村・黒砂村・今井村・泉水村は、江戸湾に面して漁船や押送船等を所有していた村々であったが、この時、次のような願書を藩役所に提出している。

所稼之無極印之舟共、御穿鑿之上被遊御改、其土地稼之品ニ寄、御糺之上御役金上納可被 仰付儀御触御座候、然ル処、寒川村登戸村千葉寺村黒砂村今井村泉水村之義者、海辺故漁獵稼之小舟多、風波悪敷節難船等有之候得者、御極印流失仕可申候、其度々、公儀川舟方御役所江御許申上候儀奉恐入候、勿論其日稼之者共ニ御座候得者、少分之助成渡世候処、江戸表江乗入極印請候様ニ相成候而

者、往来路用等物入相掛、渡世も問二合不申次第ニ罷成候、左候得者、舟所持来兼候故、無是非渡世ニ相離候様ニ罷成、難儀至極仕候、依之以 御慈悲当御役所様方御極印被 仰付被下置候ハ、乍恐為冥加舟一艘ニ付銭貳百文宛、年々上納仕度、舂船漁獵舟之者共奉願儀<sup>三二</sup>

すなわち、幕府川船役所の極印打ちを回避するため、藩の極印を受けて舟一艘に付銭二百文の冥加金を納めたいというのである。しかし、この願の出された天明五年十二月には、すでに川舟役所の廻村改めが始まっていたようで、佐倉藩ではこの願を次のように却下し、願書を差戻している。

右村々役人共相願候趣、最早従 公儀御触有之、御改御役人中茂追々被參候趣、申立候筋御取用難被成候、依之願書差戻候様被仰出候旨談、願書差戻<sup>(33)</sup>

これによって、船持達の企てた極印打ち回避策は成功しなかったが、このうち、これらの村々から船や漁獵船の極印打替願等が出されていないところから、<sup>(34)</sup>これらの船に対する極印打ちは実行されなかったようである。

しかし、河川の場合丹治健蔵氏が指摘されているように、<sup>(35)</sup>鬼怒川上流の野州阿久津河岸・石井河岸等五ヶ村では、中流の久保田川岸までの荷物輸送に従事していた「小鵜飼船」が、「豊島左兵衛廻村之節改出、天明六年年中御年貢斗取立<sup>(36)</sup>」と、この時の廻村改めで発見され、年貢を賦課されている例もみられる。だが一般的には、農民・船持の抵抗も少なくなかったと見え、『徳川実紀』で前述の触書を述べたのちに、「世に伝ふ所は、武経この事奉はりて、属吏を引つれ、関東の国々を行めぐり、農商の用ゆる舟に烙印して、その税を納めんとせしに、頑民等、農事にもちゆる舟は、年々田畝より賦税おさむれば、別に舟の抽税いはれなしとて、党をむすび騒擾せんとするよし聞えければ、いくほどなく、此事停廃せられしとぞ<sup>(37)</sup>」とあって、この時の幕府の川船支配改革は、農民・船持の抵抗にあつて挫折したとある。しかし、「党を結び騒擾せんとする」組織的な抵抗運動の事実については、まだ知られていない。

## 註

- (1) 川船奉行については、古くは小中村清矩『官制沿革略史』、松平太郎『江戸時代制度の研究』をはじめ、多くの事典類が殆んど採り上げて来たが、最近では、丹治健蔵『関東河川水運史の研究』第七・八章、川名登『近世日本水運史の研究』第四章等にくわしい。
- (2) 享保五年十二月、川船奉行が廃止となり、享保六年正月に鶴飛驒延任が川船支配を任せられ、延享四年四月、川船改役が設けられて鶴氏が就任する。「初めは川船奉行と呼称されていたが、延享四年四月から川船改役と改称」(丹治健蔵『関東河川水運史の研究』一九四頁)とするは、厳密にいうと誤りである。
- (3) 丹治健蔵『関東河川水運史の研究』二一六頁以下では、川船把握の一方法として「間尺相改」の新設を指摘している。
- (4) 覚  
一面々致所持候川船之儀、荷物を積候舟ハ、川船奉行方ニ而改之、極印打之、荷物不積船は、只今迄不相改、極印も不打ニ付、紛敷候而、商売舟之改ニも障候間、向後川船之分、不残川舟奉行へ相達、極印うたせ可被申者也  
(貞享四年)  
卯十一月

右は十二月朔日御触、町年寄ニ而名主行事致請印候

- (5) 覚  
一今度川舟極印打替ニ付、江戸并関東筋川舟不依何船、当四月ち七月迄、深川元番所前中洲江舟を出シ、川船奉行江相達、差図次第極印可請之候、前々極印請おくれ候舟たりといふ共、此度罷出可受極印、但在々ニ有之川舟ハ、右四ヶ月之内、江戸江運送之序次第第二可罷越、次手無之舟ハ、右之日数之内、川船奉行江可相断者也  
(元禄)  
巳三月日

右は三月十九日御触、町中連判

- (6) 『正宝事録』一。他に『御触書寛保集成』、「大成令」、「常憲院殿御実紀」、「日本財政経済史料」等にもある(『徳川禁令考』前集第三、二九二頁(引書・「御勝手方御定書」)。また、『日本財政経済史料』四、二二二頁にもある。

- (7) 房総半島沿岸の漁村から、鮮魚や海産物が押送船によって江戸に送られたことについては多くの史料がある。研究では、荒居英次『近世日本漁村史の研究』等。また、相模川河口の須賀湊から材木・薪・炭が江戸へ送られ

た事は、藤間雄蔵家文書・前田浩家文書（『神奈川県史』史料編九、近世(6)）等で明らかであり、上総養老川河口の五井湊から炭・薪が送られた事は「近世上総山村の支配と村落」（『商経論集』一七号）等によって知られる。

大目付江

- (8) 諸国酒造之儀、当秋数度之暴風雨出水等にて、作物傷候趣ニて、米価引上候間、彼是御世話有之、随てハ下賤之もの共迄、飯米行届方之ため、三分一造り改方等之儀、猶又嚴重ニ被 仰出候付、浦賀、中川両御番所并橋場役所ニおゐて、酒積候入船改之、送り状員数之改印押、相渡筈ニ候間、其旨を心得、江戸何町誰え何国誰より送り荷、又は何町誰仕入荷物と申訳分明ニ認候送り状、浦賀、中川両御番所并鶴房次郎橋場役所へ差出、改を請、入船可致候

右之通、諸国一統相心得、浦賀、中川御番所并房次郎役所へ送状差出、改を請條様、御料は某所之奉行御代官、私領ハ領主地頭より不洩様可触知者也

（寛政七）  
十二月

右之趣、可被相触候

（『御触書天保集成』一下）

- (9) これは、全国の酒造を三分の一に制限する条令で、その成果を確認するため、江戸へ入津する酒荷をチエックしようとするものだが、その取締機関として浦賀番所・中川番所と並んで鶴房次郎橋場役所（川船役所）がある。これは川船役所が流通統制にタッチしていたことの一証左であろう。また、橋場船改番所で、江戸へ入津する米の数量荷主送先等の調査を始めたのは享保十六年からであるという（『川船方御用留書』）。

- (10) 川名登『近世日本水運史の研究』第四章、二九三頁。

- (11) 富山町久枝、久枝区有文書。

- (12) 横浜市磯子区久木、堤芳正文書（『神奈川県史』資料編九近世(6)、四八二頁）。

- (13) 横須賀市浦賀、鈴木三四郎家文書（『神奈川県史』資料編九近世(6)、四八三頁）。

- (14) 文化五年辰三月日「請願書色々扣覚」（平井文書）。

- (15) この引用文書「覚」は、文化四年九月付のものである。

- (16) 寛政六年十月「留書」（平井文書）。

- (17) 三浦市三戸、前田浩家文書（『神奈川県史』資料編九近世(6)、五〇三頁）。

- (18) 「訴状向写留」（平井文書）。

- (19) 註(17)に同じ。

- (20) 佐倉藩「年寄部屋日記」（佐倉厚生園所蔵）。

- (21) 三浦三戸、前田浩家文書（『神奈川県史』資料編九近世(6)、五〇〇頁）。

- (22) 享保期から天明五年までの時期の認識について、丹治健蔵氏は同著『関東河川水運史の研究』の中で「宝暦・天明期における川船支配政策の展開」という節を設けて、享保期以後の年貢・役銀の実態を述べ、宝暦・天明期にかけての商船の統制強化と農間船稼の統制の事実をあげているが、これらは既に享保期に打出された方針であり、この時期に、特に「川船支配政策の転換期」（同書、二四二頁）とする程の事実はみられない。

- (23) 天明五年六月十日付勘定奉行への連書（『日本財政経済史料』一、一六〇頁）。これには豊島左兵衛の職名を「川船改役所御用向立合」とあるが、天明五年十月十日付触書（『徳川禁令考』前集第三、二九五頁）には「川船方御用立合」とある。

- (24) 天明六年五月十四日、『日本財政経済史料』一、一六一頁、『寛政重修諸家譜』九、一七九頁。

- (25) 『寛政重修諸家譜』九、一七九頁。

- (26) 『日本財政経済史料』一、一六〇頁。

- (27) 『徳川禁令考』（前集第三、二九五頁）は十月十日、『徳川実紀』（十、七八三頁）は十月七日としている。

- (28) 『徳川禁令考』前集第三、二九五頁。『御触書天明集成』、『日本財政経済史料』四にもある。
- (29) この触書を解釈して掲げた『徳川実紀』（十、七八三頁）は、この部分を「関東の河々より府に運漕する舟は、さきぐより、川船考察する官署の烙印を得て往来するに定れることなるに、近年その制みだれ、烙印なき船をもて運漕するもの少なからず」としている。

- (30) これが、豊島左兵衛武経に特命した「御府内関東筋共川々諸通船高調」に対応するものであろう。触書の段階では海路まで明記している。

- (31) 『徳川実紀』は、「よてこたび新に制を設けられ」と、これを「新制」と評価している。

- (32) 『徳川実紀』（十、七八三頁）は、こう解釈している。江戸後期の幕府役人の解釈なので、これに従いたい。

- (33) 佐倉藩「年寄部屋日記」（佐倉厚生園所蔵）。

- 註(32)に同じ。



- (34) 天明以後の「年寄部屋日記」の中に、押送船や五太力船等の極印関係諸届書はみられるが、舢船・漁獵船等の極印関係史料はみられない。
- (35) 丹治健蔵『関東河川水運史の研究』二五〇頁。
- (36) 「万延元年分川船御年貢役銀勘定帳 横田源七」(国立国会図書館所蔵)。
- (37) 『徳川実紀』十、七八三頁。

## 二 関東川船の構造と名称

近世の川船に関する仕様書や注文書等、造船関係の古文書をみると、船の部分の特殊な名称と思われるものが多く出てきて、なかなか正確に読むことが困難であることは、多くの人の経験するところであろう。それは川船等の部分の名称を引くことのできる辞書がまだ存在していないためでもある。

そこで本稿では、近世に作成されたと思われる『船鑑』を元にして、種々の川船の各部の名称と、それが川船の構造上どの部分に当るものであるかを、図の上で示すことによって、特殊な名称と川船の構造に対する理解を深めたいと思う。なお名称検索の便のため、末尾に川船の部分名称の索引を付した。

### 1 『船鑑』について

まず、本稿が元として用いる『船鑑』について検討してみたい。『船鑑』と呼ばれる書は、「高瀬船」、「五太力船」等と船の描かれた三十三枚の図面から成り、そこには彩色された詳細は船の構造図に各部分の名称が記入され、船の上口(抽棧蓋より艫床まで)の長さ、横巾、大凡の所在地、船の別称・俗称等が記されており、この書に採録された船の種類は、なんと四十六種にも及んでいる。

この書の原本は不明だが、幾つかの良質な写本が伝来しており、現在知られるものは表2の通りである。<sup>(1)</sup>

この内、船の科学館所蔵のものは、現状では卷子仕立ての一巻となっているが、船図に残る折跡より、元は折本であったと思われる。現在では全長約一八メートル余、その内に彩色された三三枚の船図があり、船図の縦は二七センチ、横の長さは図によって長短があるが、艫船(川越ヒラタ)で一〇三センチ、高瀬船で九五センチ、部賀船で六七センチ、箱造日除船で三八・五センチとなっている。またこの卷子本には表題はなく、所蔵館での登録名が「船鑑」となっている。奥書は、「享保二戌年新製之」とある。その後印文「藤村蔵書之印」という三センチ角朱の蔵書印が押されているが、これは卷子本となつて以後のものである。船図の内容は最も良く、これが原本か原本に最も近い写本であろう。

東京都公文書館所蔵のものは、「府治類纂・舟車ノ部」の中に「箱造日除舟其外図式」として収録されているもので、冊子本となつてい

表2 「船鑑」の写本一覧

表題	奥書	形態	所蔵者
ナシ(船鑑)	享和二戌年新製之	卷子本	船の科学館 (科学館本)
ナシ(府治類纂・舟車ノ部)	ナシ	冊子	東京都公文書館 (府治類纂)
船鑑 完	旧図 享和二戌年新製之 明治六季西二月写	折本	東京国立博物館 (東博本)
船鑑(内題・船鑑 完)	旧図 享和二戌年新製之 明治六季西二月写	折本	国立国会図書館 (国会本)

る。筆写年代は「府治類纂」の「戊辰年」の所にあるので、明治元年に写されたものであろうと思われる。最初から冊子用として写されている。やはり彩色された三三枚の船図から成っているが、表題も奥書も写されていない。

東京国立博物館所蔵のものは、縦二六・五センチ、横一三・五センチの折本となっており、表題に「船鑿 完」とある。奥書は「旧図 享和二戊年新製之 明治六季酉二月写」とあって、その後に「徳川宗敬氏寄贈」という印文の朱印が押されている。彩色された三三枚の船図から成る点は同じであるが、船図の大きさは縦二六・五センチで、横は箱造日除船で三八・五センチ、日除造二挺立船で三七センチ、川越艦で一〇一センチ、高瀬船で九一センチ、部賀船で七〇・五センチと船の科学館本とほぼ同じであるが、多少の大小はある。

また、国立国会図書館所蔵本は、折本となっているが、これは元の本を一度はがして大きく製本しなおされている。それ故、台紙は縦三〇センチ、横五九センチであるが、その中にはられた船図は、最初の箱造日除船で縦二七センチ、横三九・五センチとなっている。表題は「船鑑」であるが、内題に「船鑿 完」とあり、この内題の用紙が後に続く船図と共紙なので、これが製本しなおされる以前の表題であろう。奥書は、「旧図 享和二戊年新製之 明治六季酉二月写」とあって、東京国立博物館蔵本と全く同じである。しかし、船図の大きさは、それぞれ縦は二七センチで横は、川越艦で一四センチ、高瀬船で一〇二センチ、部賀船で七五センチと多少大きくなっている。

東博本・国会本<sup>(2)</sup>は、共に明治六年に写された写本であることは明白であるが、写された年代の記されていない船の博物館所蔵本は、明治以前に書かれたものと推測される。その理由の一つは、「渡船」の図の中に、東博本・国会本では「東京並近在二有之」とあるところに、科学館本と「府治類纂」本とは、「江戸並近在二有之」と記しているからである。

次に、三三枚からなる船図の配列順序をみてみよう。各船図の中に記された「上口」の長さとは、「舳棧蓋ヨリ艫床マデ」の長さであると説明が書かれている図は唯一枚「箱造日除船図」のみであるので、これが最初の図となるはずである。東博本は、この「箱造日除船図」を最初として、最後の「五太力船（槽付）図」まで三三枚の図が並んでいる。「府治類纂」本も、並び順は全く同じである。国会本は、三〇番目の「押送船図」まではこれと同じであるが、

その後の三枚が異っている。この並び方は、同じ「五太力船図」で「上口凡 長横 同前」と記された図が前に並んでいるなど不合理な点があるので、おそらく製本しなおす時に前後を誤ったものである。これに対して科学館本の船図は「屋形船図」より始まり、全く異った並び順となっている。おそらく折本をこわして卷子本に直す時に適当に前後を変えたのであろう。写された年代も古く、内容的にも科学館本が一番良いのであるが、原本の形態や船図の構成順序等を良く残し伝えているものは、東博本ではないかと思われる。

また、この書の表題を「川船鑑」と書く人もあるがそれは誤りで、現存する全ての写本が「船鑑（船鑿）」と題しているところから、やはり原本の表題は「船鑑」であったと考えられる<sup>(3)</sup>。

この『船鑑』は、徳川幕府川船奉行の下の川船役所が作成したものと云われている。たしかに『船鑑』に収録されている船の大部分は「川船」であるが、その内には「海船」も含まれている。例えば「海獵茶船」、「五太力船」や「五下船」等が「海船」であることは、『船鑑』の中のそれぞれの船図に、

「武蔵・伊豆・相模・安房・上総辺海付二有之」とあり、「猟漁」の図には、「深川・佃島・行徳辺、其外海付二有之」とあること等によっても明らかである。それでは江戸湾内にあった「海船」の全てが含まれているのかと云うと、そうではない。たとえば二形船や弁才船等の廻船は収録されていないのである。ではどうして「海船」の一部のみが収録された『船鑑』が作成されたのであろうか。

この疑問を解明するためには、先ず幕府川船奉行の検討から始めてみなければならない。徳川幕府の下に寛永期より設置された川船奉行は、最初の軍事的要請から、後には経済的要請から江戸及び関東の川船を支配・統制の対象としたことは良く知られている。その支配・統制の対象とした具体的な川船は、川船奉行設置時より貞享三年までは、江戸および江戸府内へ乗り入れる積荷船としての川船であった。しかし、その後支配対象は徐々に拡大され、元禄二年には「江戸并関東筋川船、不依何船」と、江戸府内乗り入れの有無に関係なく、江戸・関東全域のすべての川船にまで拡大された。そして幕府の川船支配機構に大改革の行なわれた享保期に、ついに海船の一部までも川船役所の支配対象となるのである。<sup>4)</sup>

享保七年、幕府は「武蔵・相模・安房・上総・下総・伊豆・駿河海辺二有之無極印船、江戸内川へ乗り入れ、川船御年貢船と入交り稼、紛敷候二付」という理由で、江戸湾沿岸および伊豆・駿河国海辺にある海船で、江戸内川へ乗り入れる船は全て極印打の対象、即ち川船役所へ登録する船としたのである。これを海付の村々へ伝える享保七年七月の「触書」<sup>5)</sup>には、「別紙帳面村々二有之五太力船并五下船・猟船・押送船之類」と、具体的な船種名をあげている。

これが、『船鑑』の中にとりあげられた「武蔵・伊豆・相模・安房・上総辺海付二有之 五太力船」等の海船とまさしく対応している。

これらの事実から、『船鑑』は江戸の幕府川船役所が、管下の船統制のための参考資料として作成したものであること、その作成年代は享保七年以後でなければならぬことから、「享和二戌年新製之」とある奥書は、この書の作成年代を示すものとして、妥当なものと考えられよう。

## 註

- (1) この他にも、『古事類苑』が引用する「諸造船式図」があるが、これも「船鑑」の一写本であろう。
- (2) 以下、東京国立博物館所蔵本を「東博本」、国立国会図書館所蔵本を「国会本」、船の科学館所蔵本を「科学館本」と略記して呼ぶ。
- (3) この書の内には海船も含まれているので、「川船鑑」という名は妥当でない。
- (4) 本章前節参照。
- (5) 『徳川禁令考』前集第三、二九二頁、(引用は「御勝手方御定書」)。
- (6) 本章前節参照。

## 2 『船鑑』にみる川船・海船の構造

『船鑑』の中に収録されている川船および海船の船図をもとにして、各船の持つ性格・構造等について少しふれてみたい。

### (1) 推進具について

先ず船の推進具についてであるが、一般的に帆・櫓・櫂が考えられる。帆を用いた船には当然な

から「帆柱」、「帆筒」、「帆挟」、「帆車」等がみられるであろう。図の中でそのような船を探すと、次の如くなる。

#### ① 帆走

高瀬船、罌船（上州ヒラタ）、罌船（川越ヒラタ）、房丁高瀬船、房丁茶船、茶船（瀬取茶船）、茶船（荷足舟）、茶船（葛西舟）、部賀船、小鵜飼船、日除造二挺立船、屋形船、五太力船、五下船、獵船、旅獵船、

これに対して罌を用いる場合は、「罌床」、「罌杭」があるであろう。

#### ② 罌

茶船（瀬取茶舟）、茶船（荷足舟）、茶船（猪牙舟）、茶船（葛西舟）、茶船（投網舟）、海獵茶船、獵船造茶船、中罌船（見沼通舟）、渡船、日除船（屋根船）、日除造二挺立船、箱造日除船、押送船、

これらの内には、帆筒等もあつて帆走と兼用した船もみられる。

#### ③ 帆・罌の兼用

茶船（瀬取茶舟）、茶舟（荷足舟）、茶船（葛西舟）、日除造二挺立船、

また、帆・罌と共に、櫂・棹も兼用する船も当然あつたと思われるが、構造図の上では確認できない。ただ海船でありながら棹を使って江戸内川を航行したという五太力船には棹を使うための「ダイ（台）」が取り付けられていることが確認できる。また、五下船にも五太力船より短いが同じく「ダイ」が付けられているので、これも江戸内川に入って棹を使って航行していたのであろう。

これに対して、帆や櫂を使用するための部分のない船、即ち櫂や棹のみによって航行したと思われる船もみられる。

#### ④ 櫂・棹

馬渡船、作渡船、雑喉取田船、作場田船、引船、川下小船、所働船、

また、帆筒も罌床・罌杭等の記載もない船に、伝馬造茶船、中罌船（土舟）、舩罌船（土舟）、土罌船、似土船、修羅船（石舟）、石積罌船もあるが、これらは記載はないものの罌床らしきもの等が描かれており、罌の使用があつたものと思われる。

#### (2) 梶について

船の方向舵である梶が付いて描かれている図は、わずかに高瀬船、罌船（上州ヒラタ、川越ヒラタ）、部賀船、小鵜飼船のみである。しかし、これ以外の多くの船に梶が使用されなかったとは考え難い。おそらく梶の描かれた船は、固定した梶を持つものであり、他の船は着脱可能な梶を用いたものと思われる。この着脱可能な梶を取付ける部分が「マリ口」であろう。そのような目で見ると「マリ口」を持つ船は多い。むしろ「マリ口」のない船、即ち梶を使用しない船は少ないのである。

#### ① 「マリ口」が描かれている船

房丁高瀬船、房丁茶船、茶船（瀬取茶舟）、茶船（荷足舟）、茶船（葛西舟）、伝馬造茶船、茶船（投網舟）、中罌船（見沼通舟）、中罌船（土舟）、似土船、修羅船、石積罌船、日除船、日除造二挺立船、箱造日除船、屋形船、湯船、水船、五太力船、五下船、押送船、獵船、旅獵船、

②「マリ口」のない船

茶船（猪牙舟）、舩船（土舟）、土船、渡船、馬渡船、作渡船、雜喉取田船、作場田船、引船、川下小船、所働船、

(3) 船首の構造について

船図に描かれた船の船首の構造には、「水押」のあるものと、「立板造」のものがみられるが、「立板造」の船は少ない。その内でも川船の代表的な船である高瀬船、見沼代用水路を往来した中船、渡良瀬川・鬼怒川を上下した部賀船・小鵜飼船が中心である。それに比して高瀬船と並ぶ代表的な川船である船は何故か「水押造」であった。

「水押」を持つ船の中でも、特に大きく立派な一本水押を立てた船は、五太力船・五下船・押送船・獵船等の海船と、日除船・屋形船、それに茶船類（瀬取茶舟・荷足舟・猪牙舟・葛西舟・投網舟等）であった。海船は荒波を分けて進むために必要であったろうし、日除船・屋形船はむしろ外見上の美観のためであったろう。茶船類は廻船からの積荷の積下し等のために海上に出ることが多かったと思われる。茶船の中でも川内のみを航行し、利根川下流の遊覧船「木下茶船」にもなった「房丁茶船」は、水押ではなく「立板造」であった。

①水押をもつ船

船（上州ヒラタ、川越ヒラタ）、茶船（瀬取茶舟）、茶船（荷足舟）、茶船（猪牙舟）、茶船（葛西舟）、伝馬造茶船、茶船（投網舟・釣船）、海獵茶船、中船（土舟）、土船、似土船、修羅船、石積船、渡船、日除船、日除造二延立船、箱造日除船、湯船、水船、五太力船、五下船、押送船、獵船、旅獵船、

②立板造の船

高瀬船、房丁高瀬船、房丁茶船、中船（見沼通船）、部賀船、小鵜飼船、馬渡船、作渡船、雜喉取田船、作場田船、引船、川下小船、所働船、

(4) 船側面の構造について

船の側面の構造は、大船である高瀬船・船、海船である五太力船等でも、全て一枚棚か二枚棚となっており、三枚棚はみられない。一枚棚は、また「一枚カキ」とも書かれており、二枚棚は「根棚」と「上棚」とによって構成されている。単純な一枚棚は、また構造上立板造との関係が深い。即ち船首が立板造の船十三種のうち、中船を除いた残りの全てが一枚棚となっている。また逆に水押を持つ船は二枚棚が多いとも云えよう。船首の立板造の「高瀬船」は一枚棚であり、船首に水押を持つ「船」は二枚棚となっている。

①一枚棚の船

高瀬船、房丁高瀬船、房丁茶船、伝馬造茶船、船（土舟）、部賀船、小鵜飼船、渡船、馬渡船、作渡船、雜喉取田船、作場田船、引船、川下小船、所働船、

②二枚棚（上タナ・根タナ）の船（前期一枚棚船以外の全ての船）

(5) 世事(セイジ)・櫓(ヤグラ)について

世事・櫓は、船頭・水主等乗組員の生活の室(船室)である。これを設置している船は当然ながら長期の航行が予想される船である。関東各地から数日から数十日をかけて江戸に物資を漕送する高瀬船や艀船、江戸湾沿岸や遠くは伊豆・駿河国沿岸の村々から江戸に産物を輸送する五太力船などがそれである。この『船鑑』の中でも、世事や櫓が描かれている船は、川船では高瀬船、艀船(上州ヒラタ・川越ヒラタ)、国形茶船、土艀船、海船では五太力船(櫓付、小廻り舟)のみである。

(6) 船の大きさについて

『船鑑』では、それぞれの船図の中に、その船の上口の凡その長さ、横巾が記入されている。「上口」とは、原本では最初の図であったと思われる「箱造日除船」の図の中に、「舳棧蓋ヨリ艀床マテ」の長さであると記されておりほぼ船の全長に近い長さである。また「横」は、船の横巾の最も広い部分での数値であろう。しかし、この数値は相当に巾のある書き方がされている。たとえば「高瀬船」では「上口凡 長三丈一・二尺ヨリ、八丈八・九尺マテ」とあって、最小と最大の数値の間には三倍近い差がある。勿論「高瀬船」といっても大型の船も小型の船もあったことは当然であろう。それ故、船種の間で大きさ規模を単純に云々することはできないのであるが、やはり大きく見ると大型船の多い船種と小型船の船種とがあることが考えられる。そこで、各船種の長さ・巾の数値の内でも最も大きな数値をとって比べてみると、表3のようになる。

表3 船の大小規模一覧

		船種名	長	横巾			船種名	長	横巾
大船		高瀬船	89尺	17尺	中船	伝馬造茶船	30尺	8尺	
		艀船(上州ヒラタ)	80	14		土艀船	29	8	
		艀船(川越ヒラタ)	78	15		似土船	29	8	
		五太力船(鯛商)	65	17	小船	茶船(葛西・菌)	28	8	
		五太力船(櫓付)	〃	〃		日除船(屋根舟)	26	6	
		馬渡船	55	11		渡船	25	8	
		作渡船	〃	〃		舀艀船	25	7	
		屋形船	50	14		日除造二挺立船	25	6	
中船		修羅船	47	12	茶船(荷足舟)	25	6		
		石積艀船	〃	〃	茶船(猪牙・山谷)	25	4.6		
		押送船	46	9	水船	24	7		
		部賀船	45	9	茶船(投網・釣)	23	5		
		房丁高瀬船	44	9	海獵茶船	〃	〃		
		茶船(瀬取)	42	10	獵船造茶船	〃	〃		
		中艀(土舟・鬼丸)	42	9	雜喉取田船	23	4.5		
		小鷓飼船	42	8	作場田船	〃	〃		
		五下船	37	9	引船	〃	〃		
		房丁茶船	36	7	川下小船	〃	〃		
小船		中艀(見沼通船)	35	7	所働船	〃	〃		
		箱造日除船	32	8	湯船	22	7		
		獵船(旅獵船)	32	6					

これを見ると、大型船は川船では「高瀬船」、「艀船」と「屋形船」で、「馬渡・作渡船」が以外に大きい。海船では「五太力船」である。これらを大型船とすると、中型船、小型船とほぼ三つに分けられるように思われる。中型船には川船では「房丁高瀬船」、「房丁茶船」、「部賀船」、「小鷓飼船」等があり、海船では「押送船」、「五下船」等がある。小型船の内の快速舟である「猪牙舟・山谷舟」は、船長の割りに横巾がせまい。おそらく横揺れが大きかったろう。この逆となっているのが「湯船」で、船長の割りに横巾が広くなっていることが知られる。

3 『船鑑』収録の諸船と部分名称

『船鑑』に収録された船図の中から、諸船に関する記載（科学館本による）を以下に書き出し、諸船の部分名称は一覧表として各船図の中に掲げる。なお、各船図の順番は、原本の並順を復元した。

- 1、箱造日除船 武家手舟  
但四挺立 三挺立  
舳棧蓋ヨリ  
艫 床マデ  
上口凡 長三丈一二尺  
横七八尺
- 2、日除船 俗ニ屋根舟ト云  
但四挺立 三挺立 二挺立  
上口凡 長二丈五六尺  
横六尺
- 3、日除造二挺立船 俗ニ仮日除  
武家手舟  
上口凡 長二丈四五尺  
横五六尺
- 4、屋形船  
上口凡 長二丈七八尺ヨリ  
五丈位  
横八九尺ヨリ  
一丈四尺位  
但先年ハ長七八丈  
横一丈五六尺マデ有之  
当時ハ無之
- 5、茶船 俗ニ大茶舟ヲ瀬取茶舟ト云  
上口凡 長二丈五六尺ヨリ  
四丈一二尺マデ  
横七八尺ヨリ  
一丈位マデ  
但大茶舟ニ世事所有之ハ  
国方茶船ト云
- 6、茶船 俗ニ荷足舟ト云  
上口凡 長二丈四五尺  
横六尺位
- 7、茶船 俗ニ投網舟ト云  
海獵茶舟  
獵船造茶舟  
上口凡 長二丈三三三三  
横五尺
- 8、茶船 俗ニ猪牙舟ト云  
山口凡 長二丈四五尺  
横四尺五六寸
- 9、茶船 俗ニ葛西舟ト云  
上口凡 長二丈七八尺  
横七八尺
- 10、伝間造茶船  
上口凡 長二丈一二尺ヨリ  
三丈位  
横五六尺ヨリ  
七八尺マデ
- 11、渡船  
上口凡 長二丈四五尺  
横六尺位ヨリ七八尺マデ  
江戸並近在ニ有之
- 12、水船  
上口凡 長二丈三四尺  
横六七尺
- 13、湯船  
上口凡 長二丈一二尺  
横六七尺
- 14、修羅船 俗ニヒラダ  
石積船  
上口凡 長四丈二三尺ヨリ  
四丈七尺マテ  
但板子無之ヲ修羅造  
船ト云
- 15、土船 俗ニ土舟ト云  
上口凡 長二丈八九尺  
横八尺位
- 16、似土船 俗ニ土舟ト云  
上口凡 長二丈八九尺  
横八尺位
- 17、舩船 俗ニ土舟ト云  
上口凡 長二丈四五尺  
横七尺余
- 18、中船 俗ニ土舟ト云  
上口凡 長四丈一二尺  
横九尺位
- 19、中船 見沼通船ト云  
上口凡 長三丈四五尺  
横七尺位

20、艀船 俗ニ川越ヒラタ

上口凡 長五丈一二尺ヨリ  
七丈七八尺マテ

横一丈位ヨリ一  
丈四五尺位  
荒川通ニ有之

21、艀船 俗ニ上州ヒラタ

上口凡 長五丈一二尺ヨリ  
八丈位

横一丈位ヨリ  
一丈三四尺マテ  
上利根川通ニ有之

22、部賀船

上口凡 長四丈四五尺  
横八九尺

巴波川  
思 川通ニ有之

渡良瀬川

23、小鷓飼船

上口凡 長四丈一二尺  
横七八尺

鬼怒川通ニ有之

24、高瀬船

関東川々所々ニ有之

上口凡 長三丈一二尺ヨリ  
八丈八九尺マテ  
横七八尺ヨリ  
一丈六七尺マテ

25、房丁高瀬船

上口凡 長四丈三四尺  
横八九尺

下利根川通ニ有之

26、房下茶船

上口凡 長三丈一二尺ヨリ  
三丈五六尺マテ  
横六七尺

下利根川通ニ有之

但形小クテ如凶胴ノ間ニ

戸棚有之ヲ耕作舟ト云

江戸往来無之  
下利根川

通木下河岸マテ下モ川

通船

27、雑喉取田船 近在川附村々ニ有之

作場田船 同前

引船 西葛西領用水堀ノ内ニ有之

川下小船 関東川所々ニ有之

所働船 上利根川通ニ有之  
鳥

上口凡 長一丈四五尺ヨリ  
二丈二三尺マデ

横三尺七八寸ヨリ  
四尺四五寸マテ  
右五品ハ江戸往来無之

28、馬渡船

作渡船

上口凡 長三丈四五尺ヨリ  
五丈四五尺マテ

横八九尺ヨリ  
一丈一尺位  
在方所々ニ有之

29、獵船

旅獵船

上口凡 長二丈一二尺ヨリ  
三丈一二尺マデ  
横五六尺位

但形小サキヲ小獵船ト云  
深川、佃島、行徳辺、

其外海附ニ有之

30、押送船

所ニヨリ 繩船ト云  
生魚小舟

上口凡 長三丈四五尺ヨリ  
四丈五六尺マデ  
横八九尺

武蔵、伊豆、相模、  
安房、上総辺海附ニ  
有之

31、五下船

上口凡 長三丈六七尺  
横八九尺

武蔵、伊豆、相模、  
安房、上総辺海附ニ  
有之

32、五太力船

所ニヨリ 鱒商舟トモ云  
小羅舟

武蔵、伊豆、相模、  
安房、上総辺

海附ニ有之

上口凡 長三丈一二尺ヨリ  
六丈四五尺位  
横八九尺ヨリ  
一丈六七尺位

33、五太力船

櫓付  
所ニヨリ小廻船トモ云

武蔵、伊豆、相模、  
安房、上総辺

海附ニ有之

上口凡 長同前  
横





附圖  
諸  
船  
船  
圖

これまでカラー図版でご覧いただいた船の科学館本の船図33隻の並順と、これからご覧いただく附図諸船船図の並順（東博本）には、これまでに川名先生が述べられておられるように、表4のように順番に違いがありますので、表を参考にご覧ください。

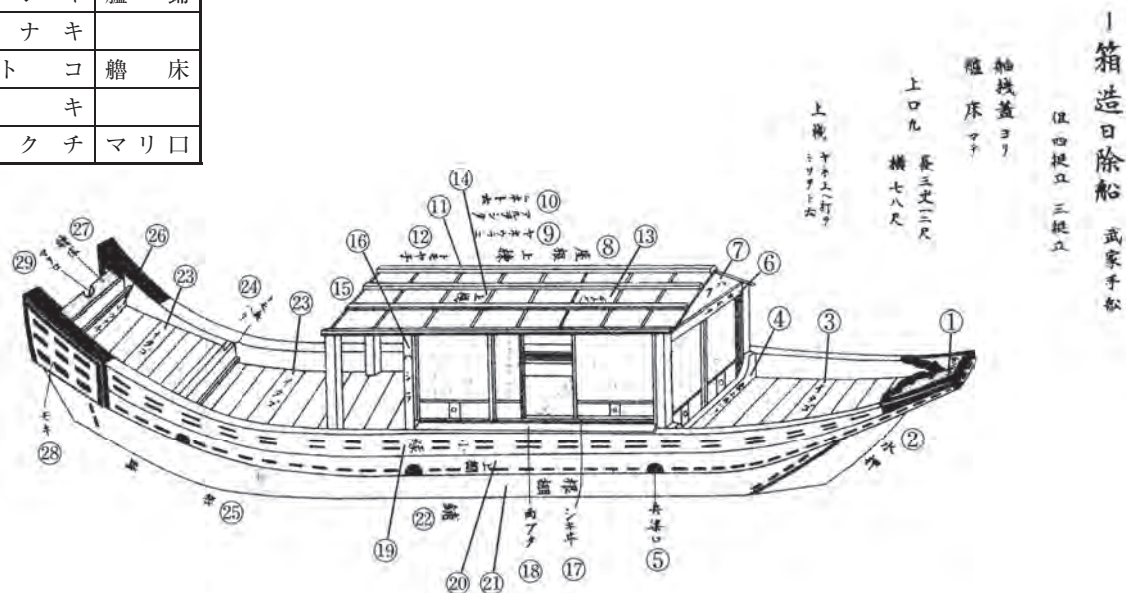
表 4

	船の科学館本	東博本
1	屋形船	箱造日除船 武家手舟
2	茶船 大茶舟 瀬取茶舟	日除船 屋根舟
3	茶船 荷足舟	日除造二挺立船
4	茶船 投網船 釣船	屋形船
5	茶船 猪牙舟 山谷舟	茶船 大茶舟 瀬取茶舟
6	茶船 葛西舟	茶船 荷足舟
7	伝間造茶船	茶船 投網舟 釣船
8	渡船	茶船 猪牙舟 山谷舟
9	水船	茶船 葛西舟
10	湯船	伝間造茶船
11	修羅船 石積艀船	渡船
12	艀船 川越ヒラタ	水船
13	艀船 上州ヒラタ	湯船
14	部賀船	修羅船 石積艀船
15	小鷓飼船	土艀船 土舟
16	高瀬船	似土船 土舟
17	舩艀船 土舟	舩艀船 土舟
18	中艀船 土舟	中艀船 土舟
19	中艀船 見沼通船	中艀船 見沼通船
20	土艀船 土舟	艀船 川越ヒラタ
21	似土船 土舟	艀船 上州ヒラタ
22	箱造日除船 武家手舟	部賀船
23	日除船 屋根舟	小鷓飼船
24	日除造二挺立船	高瀬船
25	房丁高瀬船	房丁高瀬船
26	房丁茶船	房丁茶船
27	雑喉取田船	雑喉取田船
28	馬渡船 作渡船	馬渡船 作渡船
29	獵船 旅獵船	獵船 旅獵船
30	押送船	押送船
31	五下船	五下船
32	五太力船	五太力船
33	五太力船槽付 小廻船	五太力船槽付 小廻船

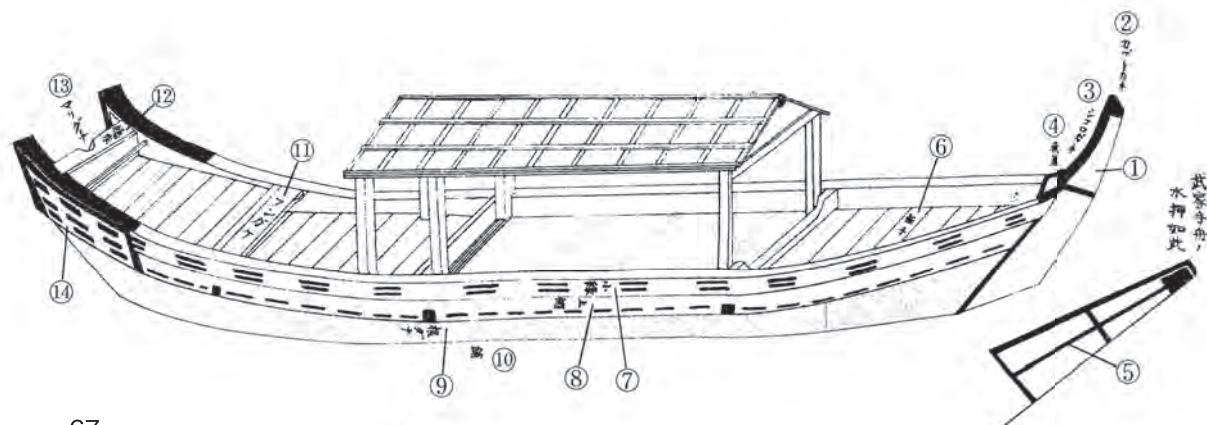
1 箱造日除船（武家手舟） 「船鑑」採録船種の各部名称

部分番号	各部名称	部分番号	各部名称
①	サンフタ	⑬	シメイタ 板
②	ミオシ 水押	⑭	ウエサン 上 棧
③	イタコ 板子	⑮	アゲウラ 軒先ノ裏板ヲ アゲウラト云
④	オモテウワフナハリ	⑯	ハシラ 柱
⑤	フナハリクチ	⑰	シキイ 敷居
⑥	カモイ 鳴居	⑱	アマブタ 雨ブタ
⑦	ハフ 破風	⑲	コヘリ 小縁
⑧	ヤネ 屋根	⑳	ウワタナ 上 棚
⑨	ウワムネ 上 棟	㉑	ネタナ 根 棚
⑩	シタムネ 屋根裏ニアル ラ下ムネト云	㉒	シキ 鋪
⑪	ミサヲ 上 棧屋根上打 ラミサヲト云	㉓	イタゴ 板子
⑫	トモヤネ	㉔	トモフナハリ 艫船梁

部分番号	各部名称	部分番号	各部名称
⑮	トモシキ 艫 鋪	⑳	コツナキ
⑯	コツナキ	㉑	ロトコ 艫 床
⑰	ロトコ 艫 床	㉒	モキ
⑱	モキ	㉓	マリクチ マリ口
㉑	マリクチ マリ口		



2 日除船 俗ノ屋根船ト云  
但四挺立三挺立  
上口九長二丈五尺六寸  
横七八尺



2 日除船（屋根船） 「船鑑」採録船種の各部名称

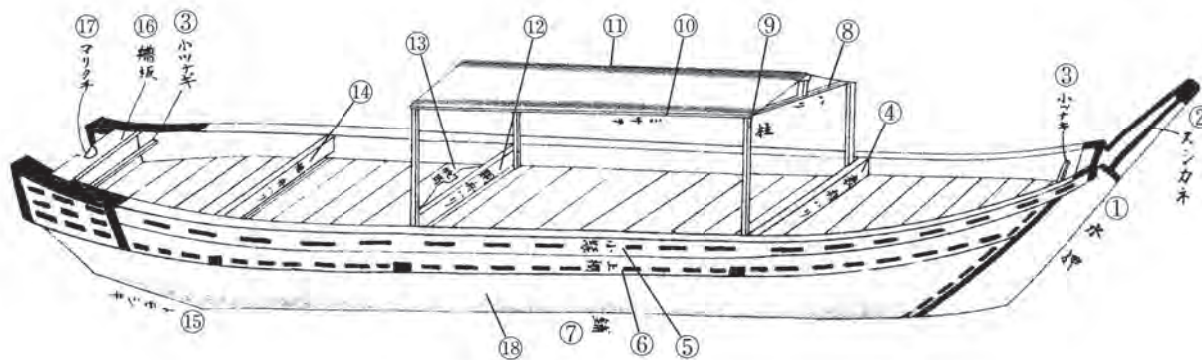
部分番号	各部名称	部分番号	各部名称
①	ミオシ 水押	⑫	ロトコ 艫 床
②	カブトカネ	⑬	マリクチ
③	シコロガネ	⑭	モキ
④	サンフタ 棧 蓋		
⑤	スシガネ		
⑥	イタコ 板子		
⑦	コヘリ 小縁		
⑧	ウワタナ 上 棚		
⑨	ネタナ 根 棚		
⑩	シキ 鋪		
⑪	フンガケ		

3 日除造二挺立船 (仮日除、武家手船) 「船鑑」採録船種の各部名称

部分番号	各部名称	
①	ミ オ シ	水 押
②	ス チ カ ネ	
③	コ ツ ナ キ	
④	オモテフナハリ	表 舟 梁
⑤	コ ヘ リ	小 縁
⑥	ウワ タ ナ	上 棚
⑦	シ キ	鋪
⑧	ハ リ	梁
⑨	ハ シ ラ	柱
⑩	ミ サ ラ	
⑪	ゴザヒオヒ	蔭 日 覆
⑫	ドウフナハリ	胴 舟 梁

部分番号	各部名称	
⑬	ホ ズ ツ	帆 筒
⑭	トモフナハリ	艫 舟 梁
⑮	トモシキ	艫 鋪
⑯	ロトコ・ロイタ	艫床・艫板
⑰	マリクチ	
⑱	ネ タ ナ	根 棚

3 日除造二挺立船  
俗二仮日除  
武家手船  
上口九 長二丈四五尺  
横五 六尺



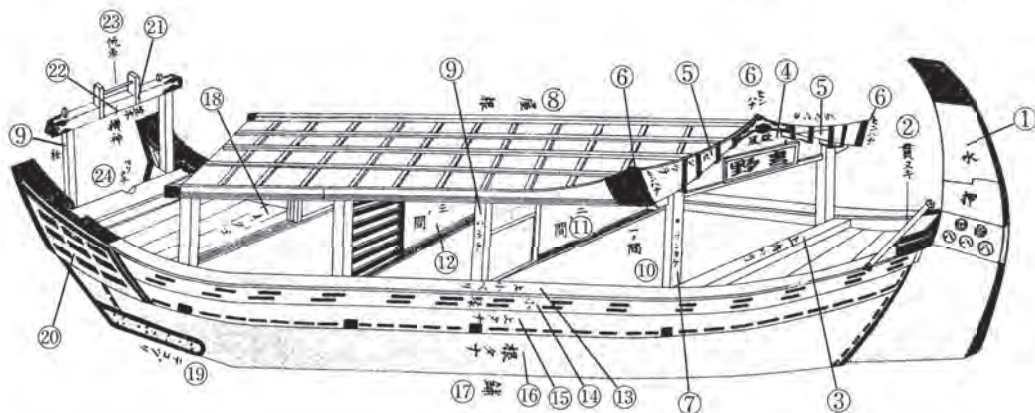
4 屋形船

上口九 長二丈七八尺ヨリ  
五丈位  
横八九尺ヨリ  
一丈四尺位  
但先年の長七八丈  
横一丈五六尺迄有之  
當時ハ無之

4 屋形船 「船鑑」採録船種の各部名称

部分番号	各部名称	
①	ミ オ シ	水 押
②	カンヌキ	貫ヌキ
③	ウワフナハリ	上 舟 梁
④	ハ フ	破 風
⑤	ヒンツラ	
⑥	ヒンハナ	
⑦	フンカケ	
⑧	ヤ ネ	屋 根
⑨	ハ シ ラ	柱
⑩	イチノマ	一ノ間
⑪	ニノマ	二ノ間
⑫	サンノマ	三ノ間

部分番号	各部名称	
⑬	ウワコヘリ	上 小 縁
⑭	コヘリ	小 縁
⑮	ウワダナ	上 棚
⑯	ネダナ	根 棚
⑰	シキ	鋪
⑱	イタコ	板 子
⑲	テコヅリ	
⑳	モキ	
㉑	カサキ	笠 木
㉒	ヨコカミ	横 神
㉓	ホクルマ	帆 車
㉔	マリクチ	

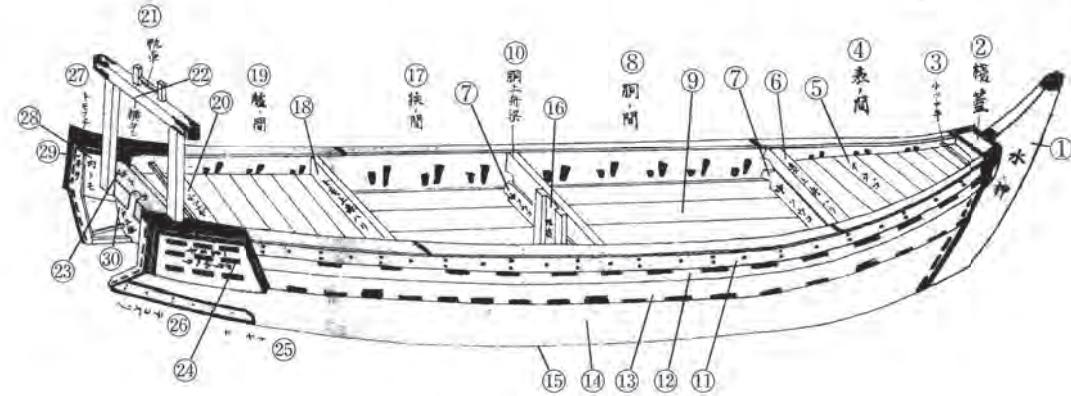


5 茶船 (大茶船、瀬取茶船) 「船鑑」採録船種の各部名称

部分番号	各部名称	部分番号	各部名称
①	ミ オ シ 水 押	⑬	ウ ワ タ ナ 上 棚
②	サ ン フ タ 棧 蓋	⑭	ネ タ ナ 根 棚
③	コ ツ ナ キ	⑮	シ キ 鋪
④	オ モ テ ノ マ 表ノ間	⑯	ホ ズ ツ 帆 筒
⑤	イ タ ゴ 板 子	⑰	ハ ザ ノ マ 狭ノ間
⑥	オモテウエフナハリ	⑱	トモウエフナハリ
⑦	ナカソウコ	⑲	トモノマ
⑧	ドウノマ	⑳	コツナギ
⑨	サナイタ	㉑	ホグルマ
⑩	ドウウエフナハリ	㉒	ヨコカミ
⑪	スリコベリ	㉓	ロトコ
⑫	コベリ	㉔	クリコヘリ、モキ

部分番号	各部名称	部分番号	各部名称
㉕	トモシキ	㉙	チリ、トモフチ
㉖	テコズリ	㉚	トタテイタ
㉗	トモフチ		
㉘	ウチトモ、ウチモギ		
㉙	チリ、トモフチ		
㉚	トタテイタ		

5 茶 船  
俗ニ大茶舟  
瀬取茶舟ト云  
長ニ丈五六尺ヨリ  
四丈一二尺ヨリ  
横七八尺ヨリ  
一丈程ヨリ  
恒大茶船ニ世々所有之ハ  
國形茶船ト云



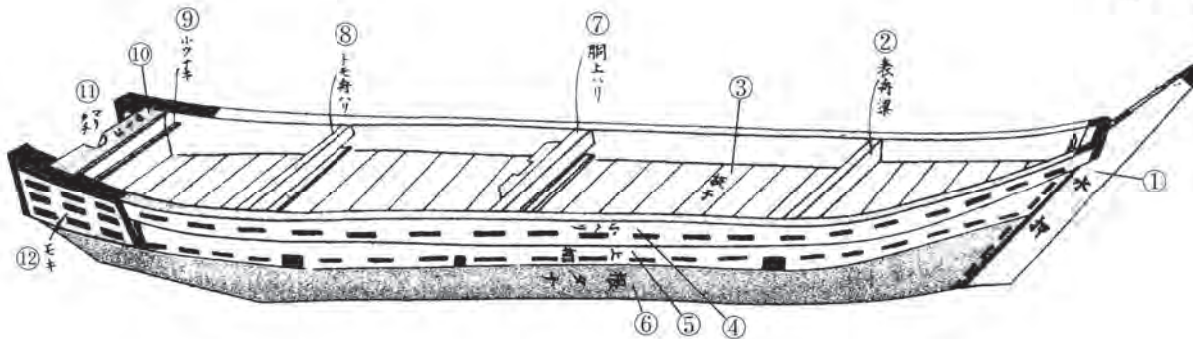
6 茶 船

俗ニ荷足舟ト云  
長ニ丈四五尺  
横ニ六尺位  
上口丸

6 茶船 (荷足舟) 「船鑑」採録船種の各部名称

部分番号	各部名称	部分番号	各部名称
①	ミ オ シ 水 押	⑫	モ キ
②	オモテフナハリ		
③	イ タ コ 板 子		
④	コ ヘ リ 小 縁		
⑤	ウ ワ ダ ナ 上 棚		
⑥	ネ タ ナ 根 棚		
⑦	ドウフナハリ		
⑧	トモフナハリ		
⑨	コ ツ ナ キ		
⑩	ロ ト コ 艀 床		
⑪	マ リ ク チ		

部分番号	各部名称
⑫	モ キ

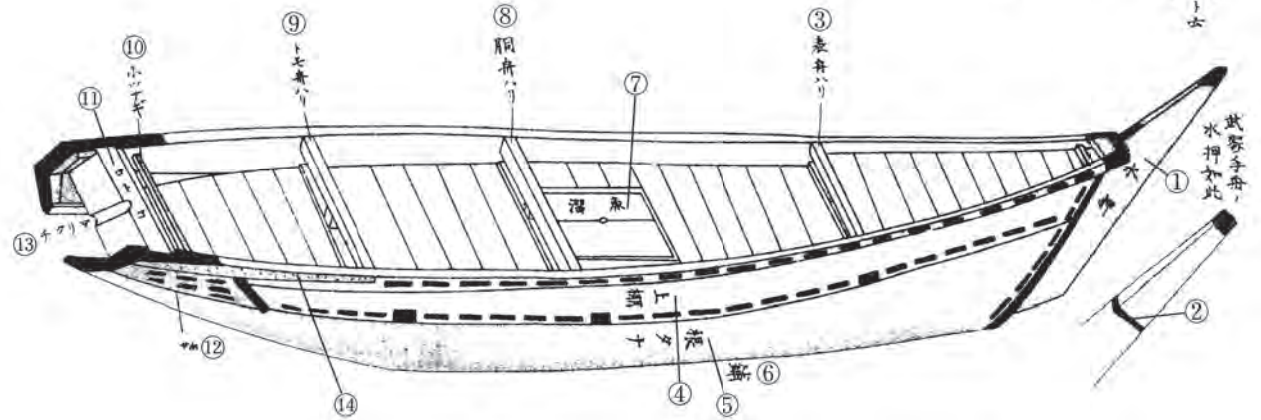


7 茶船 (投網船、釣船) 「船鑑」採録船種の各部名称

部分番号	各部名称	
①	ミ オ シ	水 押
②	ハ チ マ キ	鉢 卷
③	オモテフナハリ	表 舟 梁
④	ウワ タ ナ	上 棚
⑤	ネ タ ナ	根 棚
⑥	シ キ	鋪
⑦	ウ オ タ メ	魚 溜
⑧	ドウフナハリ	胴 舟 梁
⑨	トモフナハリ	鱧 舟 梁

部分番号	各部名称	
⑩	コ ツ ナ キ	
⑪	ロ ト コ	艙 床
⑫	モ キ	
⑬	マ リ ク チ	
⑭	サ ラ ス リ	

7 茶 船 俗ニ 投網船ト云  
 海獵茶船  
 獵船造茶船  
 上口丸 長二丈二三尺  
 横五尺

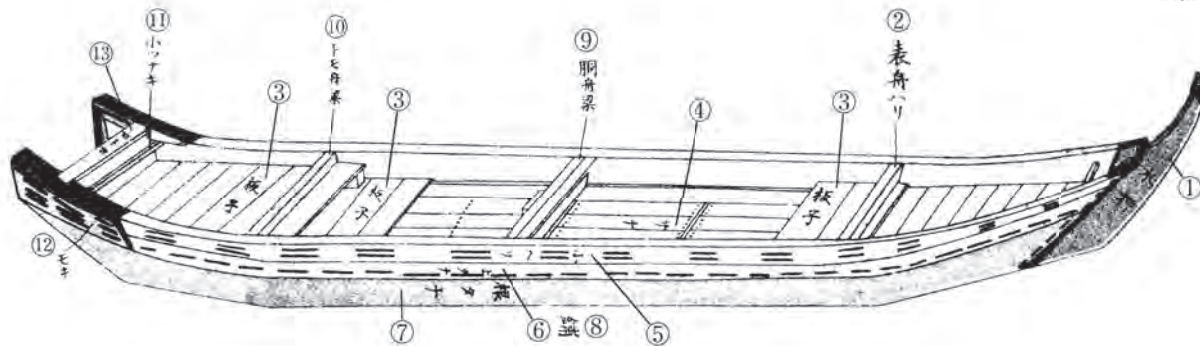


8 茶 船 俗ニ 猪牙舟ト云  
 山口丸 長二丈四五尺  
 横四尺五六寸

8 茶船 (猪牙舟、山谷舟) 「船鑑」採録船種の各部名称

部分番号	各部名称	
①	ミ オ シ	水 押
②	オモテフナハリ	表 舟 梁
③	イ タ コ	板 子
④	サ ナ	
⑤	コ ヘ リ	小 縁
⑥	ウワ タ ナ	上 棚
⑦	ネ タ ナ	根 棚
⑧	シ キ	鋪
⑨	ドウフナハリ	胴 舟 梁
⑩	トモフナハリ	鱧 舟 梁
⑪	コ ツ ナ キ	

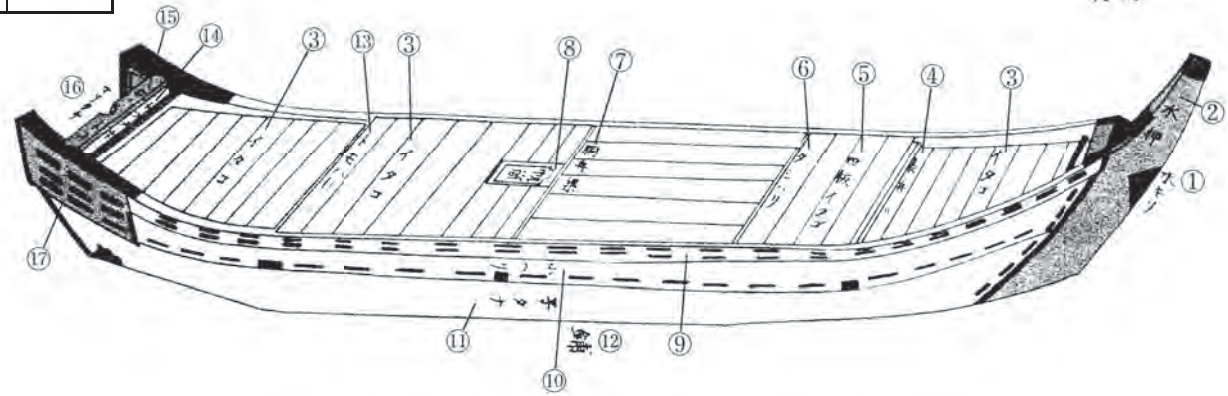
部分番号	各部名称	
⑫	モ キ	
⑬	ロ ト コ	艙 床



9 茶船 (葛西舟、齒舟) 「船鑑」採録船種の各部名称

部分番号	各部名称	
①	ミズキリ	
②	ミ オ シ	水 押
③	イ タ コ	板 子
④	オモテフナハリ	表 舟 梁
⑤	ヨンマイイタゴ	四枚板子
⑥	タシハリ	
⑦	ドウフナハリ	胴 舟 梁
⑧	ホ ツ ツ	帆 筒
⑨	コ ヘ リ	小 縁
⑩	ウワダナ	上 棚
⑪	ネ ダ ナ	根 棚
⑫	シ キ	鋪

部分番号	各部名称	
⑬	トモハリ	艫 梁
⑬	トモフナハリ	艫 舟 梁
⑭	コツナキ	
⑮	ロ ト コ	艫 床
⑯	マ リ ク チ	
⑰	モ キ	



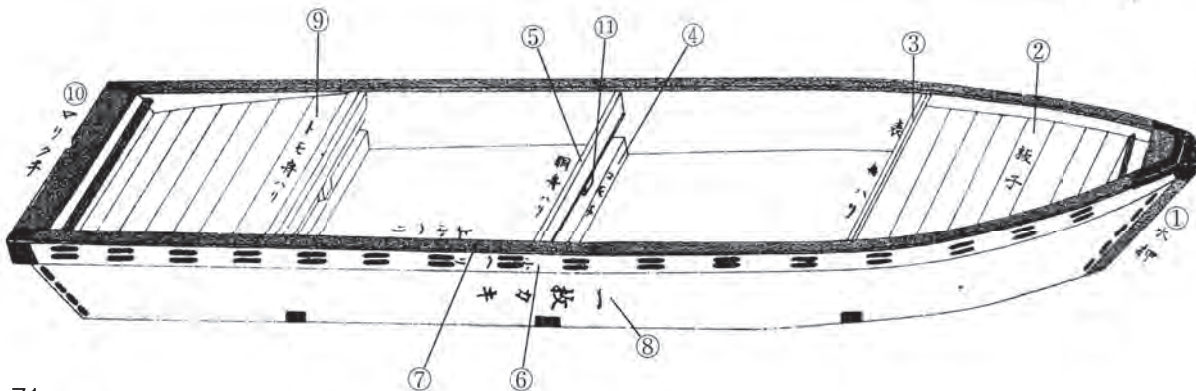
9 茶船  
 上〇九  
 長二丈七八尺  
 横七八尺  
 舟二隻  
 船二隻  
 船二隻

10 傳馬造茶船

上〇九  
 長二丈二尺ヨリ  
 三丈迄  
 横五尺ヨリ  
 七尺迄

10 伝馬造茶船 「船鑑」採録船種の各部名称

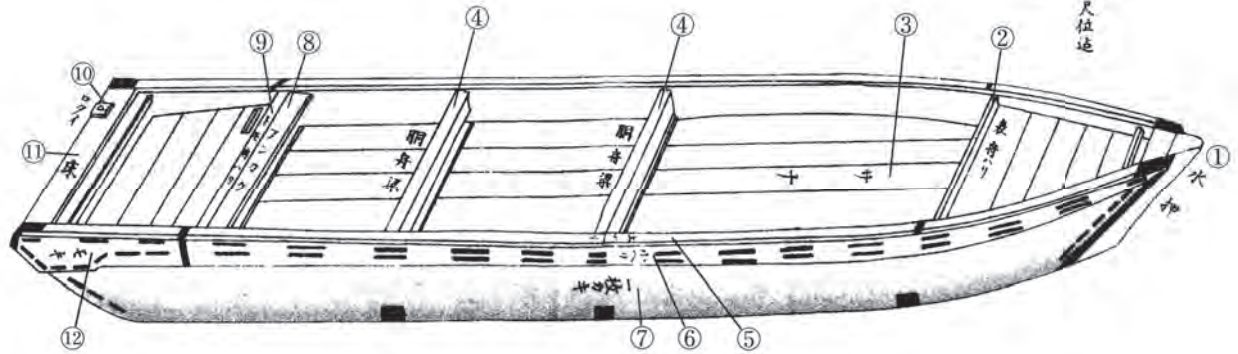
部分番号	各部名称	
①	ミ オ シ	水 押
②	イ タ コ	板 子
③	オモテフナハリ	表 舟 梁
④	コ モ チ	
⑤	ドウフナハリ	胴 舟 梁
⑥	コ ヘ リ	小 縁
⑦	ウエコヘリ	上 小 縁
⑧	イチマイカキ	一枚カキ
⑨	トモフナハリ	艫 舟 梁
⑩	マ リ ク チ	
⑪	ツ ツ	筒





11 渡船 「船鑑」採録船種の各部名称

部分番号	各部名称	
①	ミ オ シ	水 押
②	オモテフナハリ	表 舟 梁
③	サ ナ	
④	ドウフナハリ	胴 舟 梁
⑤	ウエコヘリ	上 小 縁
⑥	コ ベ リ	小 縁
⑦	イチマイカキ	1 枚 カキ
⑧	フ ン カ ケ	
⑨	トモフナハリ	艫 舟 梁
⑩	ロ ク イ	艫 杭
⑪	ト コ	床
⑫	モ キ	



11 渡船

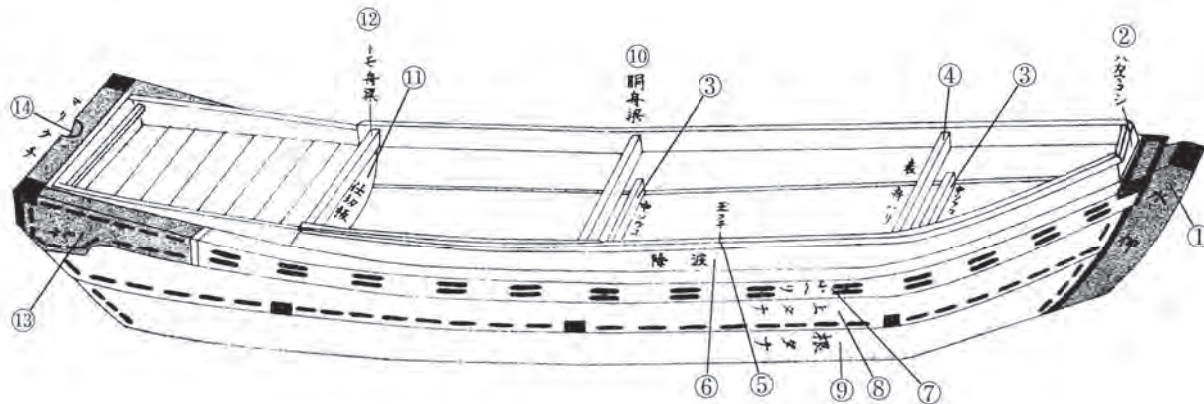
12 水船

上口凡 長二丈三四尺  
横六尺位  
凡

12 水船 「船鑑」採録船種の各部名称

部分番号	各部名称	
①	ミ オ シ	水 押
②	ハカマコシ	
③	ナカソウコ	中ソウコ
④	オモテフナハリ	表 舟 梁
⑤	タ マ フ チ	玉 フ チ
⑥	ナ ミ ヨ ケ	波 除
⑦	コ ベ リ	小 縁
⑧	ウ ワ タ ナ	上 棚
⑨	ネ タ ナ	根 棚
⑩	ドウフナハリ	胴 舟 梁
⑪	シキリイタ	仕 切 板
⑫	トモフナハリ	艫 舟 梁

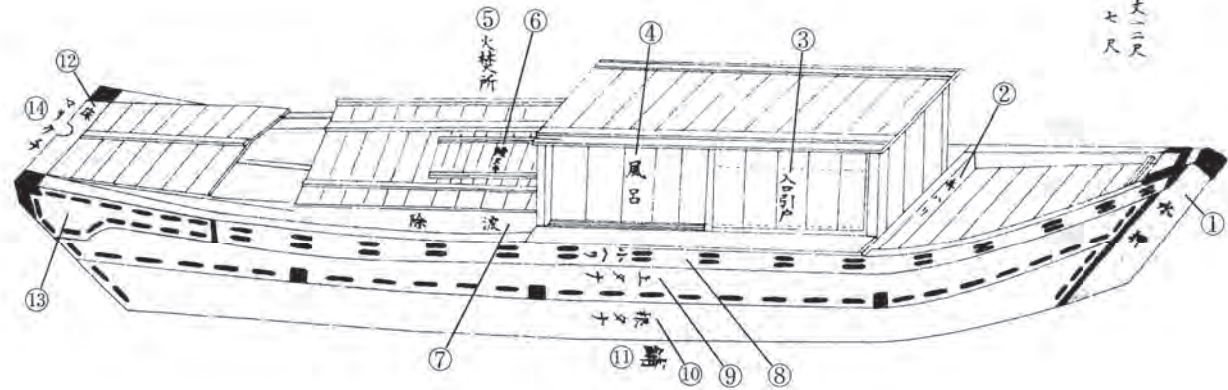
部分番号	各部名称	
⑬	モ キ	
⑭	マ リ ク チ	



13 水船 「船鑑」採録船種の各部名称

部分番号	各部名称	
①	ミ オ シ	水 押
②	フ ナ ハリ	船 梁
③	イリクチヒキド	入口引戸
④	フ           口	風 呂
⑤	ヒタキドコロ	火 焚 所
⑥	ケムリヌキ	煙 ス キ
⑦	ナ ミ ヨ ケ	波 除
⑧	コ   ハ   リ	小 縁
⑨	ウ ワ タ ナ	上 棚
⑩	ネ   タ   ナ	根 棚
⑫	シ           キ	鋪

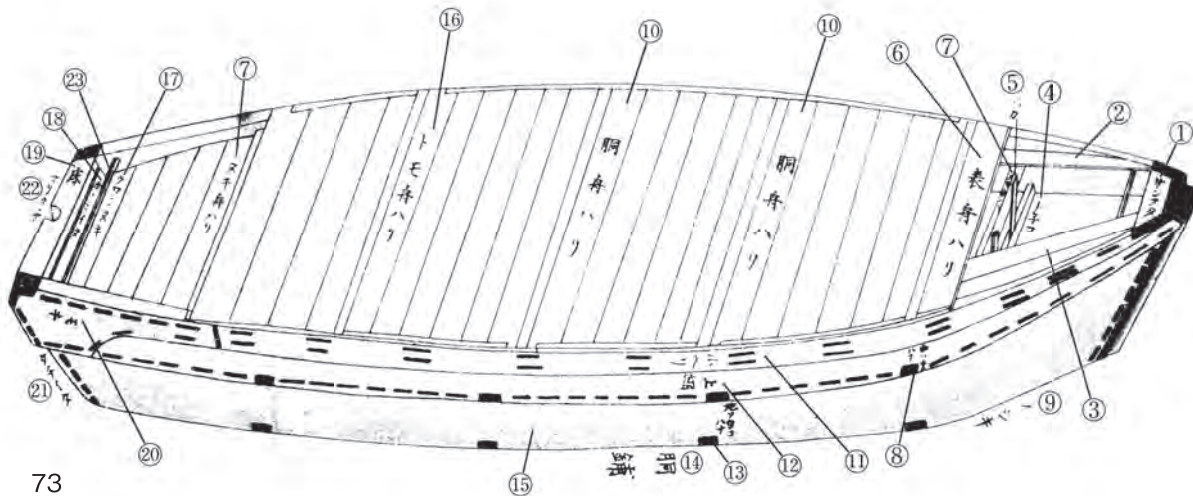
部分番号	各部名称	
⑬	ト           コ	床
⑭	モ           キ	
⑭	マ リ ク チ	



13 湯船  
上口  
長二丈二尺  
横六七尺

14 修羅船 石積船

上口 長四丈(三尺ヨリ  
四丈七尺迄)  
横一丈二尺迄  
但板子無し修羅造  
轉舟ト云



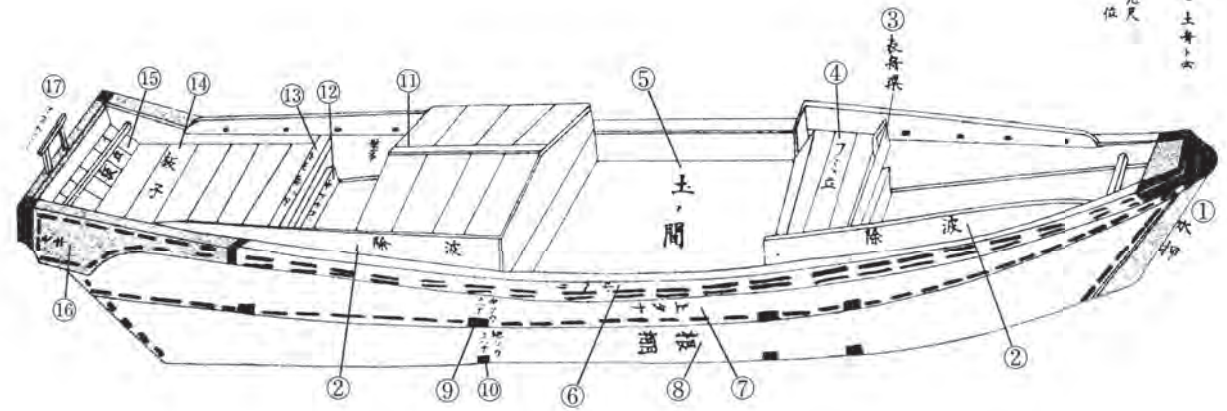
14 修羅船、石積船 (ヒラタ、石舟) 「船鑑」採録船種の各部名称

部分番号	各部名称	
①	サンフタ	棧 蓋
②	オオギイタ	扇板トモ云
③	ダンノイタ	段ノ板
④	チネコ	
⑤	ツカ	柄
⑥	オモテフナハリ	表舟梁
⑦	スキフナハリ	貫舟梁
⑧	ナカソウコハナ	
⑨	ノシキ	
⑩	ドウフナハリ	胴舟梁
⑪	コハリ	小 縁
⑫	ウワダナ	上 棚

部分番号	各部名称	
⑬	チソウコハナ	
⑭	ドウシキ	胴 鋪
⑮	ネダナ	根 棚
⑯	トモフナハリ	艫舟梁
⑰	クワンヌキ	
⑱	カカミイタ	鏡 板
⑲	ト           コ	床
⑳	モ           キ	
㉑	タテイタ	立 板
㉒	マリクチ	
㉓	コツナキ	

15 土船 (土舟) 「船鑑」採録船種の各部名称

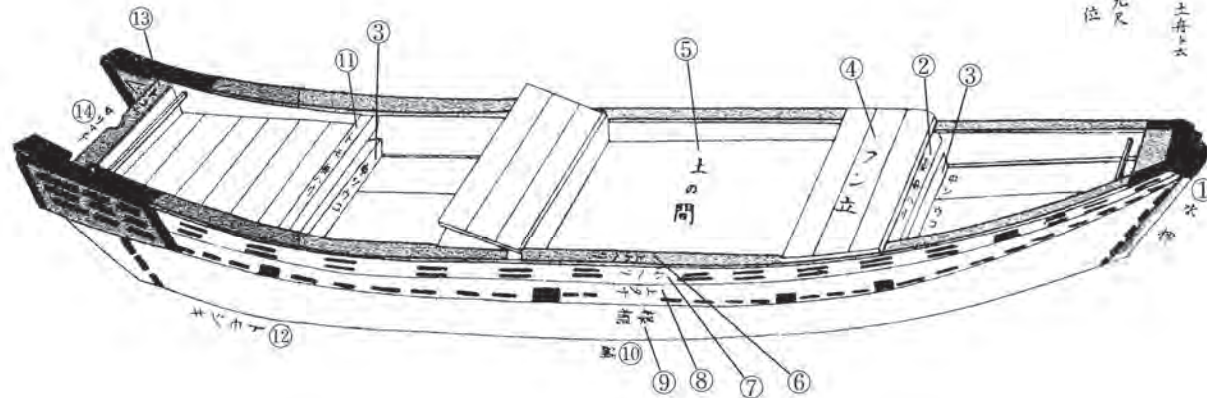
部分番号	各部名称		部分番号	各部名称	
①	ミ オ シ	水 押	⑪	セ イ ジ	世 事
②	ナ ミ ヨ ケ	波 除	⑫	ナ カ ソ ウ コ	中ソウコ
③	オモテフナハリ	表舟梁	⑬	トモフナハリ	艫舟梁
④	フミ タ テ	踏 立	⑭	イ タ コ	板 子
⑤	ツ チ ノ マ	土ノ間	⑮	タ テ イ タ	立 板
⑥	コ ヘ リ	小 縁	⑯	モ キ	
⑦	ウ ワ タ ナ	上 棚	⑰	ヨ コ カ ミ	横 神
⑧	ネ タ ナ	根 棚			
⑨	ナカソウコハナ				
⑩	チソウコハナ				



15 土船 俗ニ土舟ト云  
上口九 長ニ丈八九尺  
横八尺位

16 似土船

上口九 長ニ丈八九尺  
横八尺位  
俗ニ土舟ト云

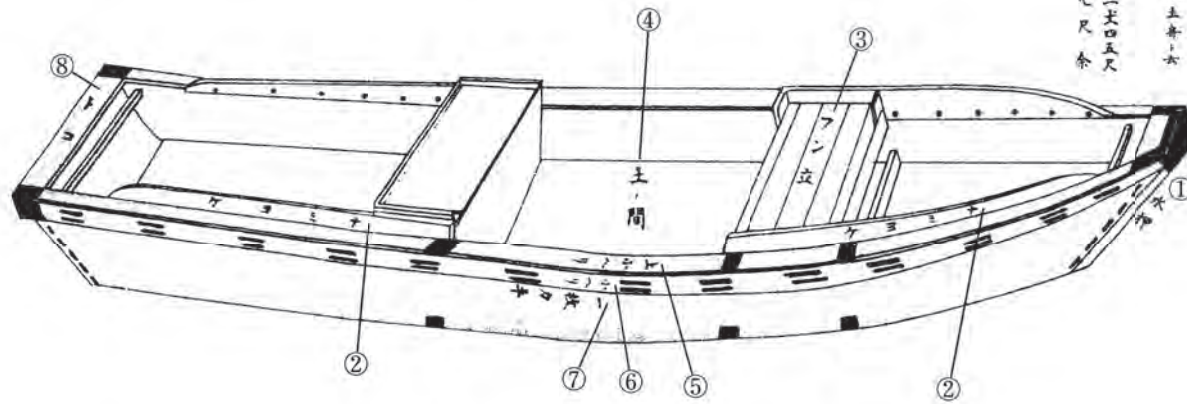


16 似土船 (土舟) 「船鑑」採録船種の各部名称

部分番号	各部名称		部分番号	各部名称	
①	ミ オ シ	水 押	⑪	トモフナハリ	艫舟梁
②	オモテフナハリ	表舟梁	⑫	トモシキ	艫 鋪
③	ナカソウコ	中ソウコ	⑬	ト コ	床
④	フンタテ	踏 立	⑭	マリクチ	
⑤	ツチノマ	土ノ間			
⑥	ウエコヘリ	上小縁			
⑦	コヘリ	小 縁			
⑧	ウワタナ	上 棚			
⑨	ネタナ	根 棚			
⑩	シ キ	鋪			

17 舳船（土舟） 「船鑑」採録船種の各部名称

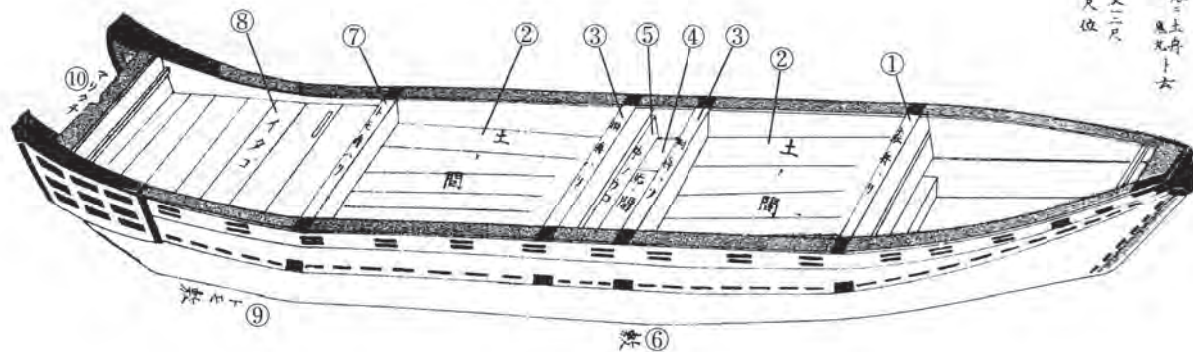
部分番号	各部名称	
①	ミ オ シ	水 押
②	ナ ミ ヨ ケ	波 除
③	フ ン タ テ	踏 立
④	ツ チ ノ マ	土ノ間
⑤	ウ エ コ ヘ リ	上小縁
⑥	コ ベ リ	小 縁
⑦	イチマイカキ	一枚カキ
⑧	ト コ	床



17 舳船 俗土舟  
 上口九 長二丈四五尺  
 横七尺余

18 中船

上口九 長四丈二尺  
 横九尺位



18 中船（土舟・鬼丸） 「船鑑」採録船種の各部名称

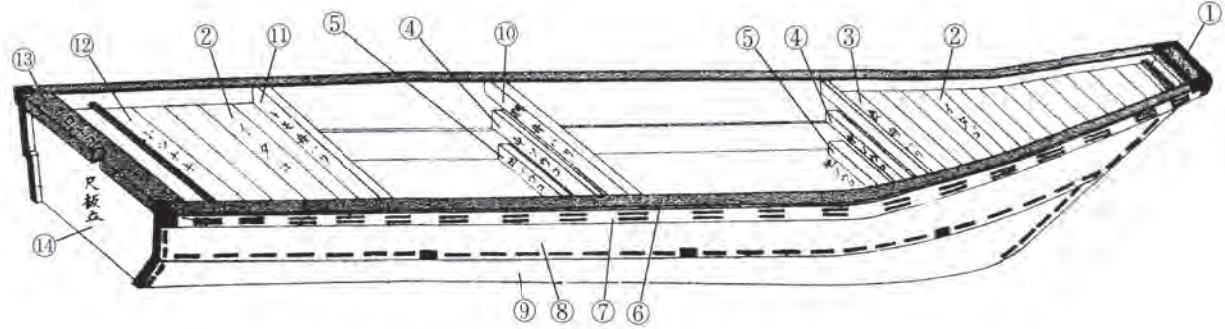
部分番号	各部名称	
①	オモテフナハリ	表 舟 梁
②	ツ チ ノ マ	土ノ間
③	ドウフナハリ	胴 舟 梁
④	ア カ ノ マ	垢ノ間
⑤	ナカソウコ	中ソウコ
⑥	シ キ	鋪
⑦	トモフナハリ	艫 舟 梁
⑧	イ タ ゴ	板 子
⑨	ト モ シ キ	艫 鋪
⑩	マ リ ク チ	

19 中艀船（見沼通船）「船鑑」採録船種の各部名称

部分番号	各部名称	
①	サンプタ	棧蓋
②	イタゴ	板子
③	オモテフナハリ	表舟梁
④	ナカソウコ	中ソウコ
⑤	チソウコ	地ソウコ
⑥	ウエコベリ	上小縁
⑦	コヘリ	小縁
⑧	ウワタナ	上棚
⑨	ネタナ	根棚
⑩	ドウフナハリ	胴舟梁
⑪	トモフナハリ	艫舟梁
⑫	コツナキ	

部分番号	各部名称	
⑬	ロトコ	艫床
⑭	トタテイタ	戸立板

19 中艀船 見沼通船  
上口九尺 長三丈四尺五寸  
横七尺位

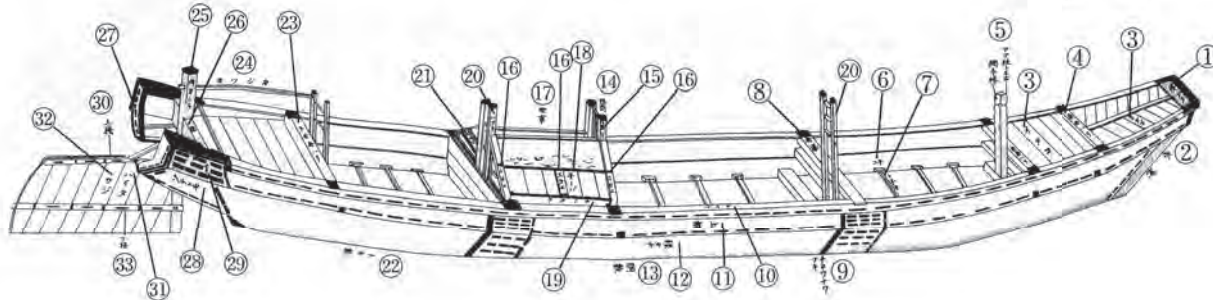


20 艀船（川越ヒラタ）「船鑑」採録船種の各部名称

部分番号	各部名称	
①	センプタ	棧蓋
②	ミオシ	水押
③	イタゴ	板子
④	オモテフナハリ	表舟梁
⑤	アマハシラ	アマ柱トモ云
⑥	ツナテボウ	綱手棒
⑦	ネコ	子コ
⑧	トネキ	ト子木
⑨	フナバリ	舟梁
⑩	チヨウナワツキ	
⑪	コベリ	小縁
⑫	ウワタナ	上棚
⑬	ネタナ	根棚
⑭	ドウシキ	胴敷
⑮	ホツツ	帆筒
⑯	ツツハサミ	筒挟
⑰	スカエ	

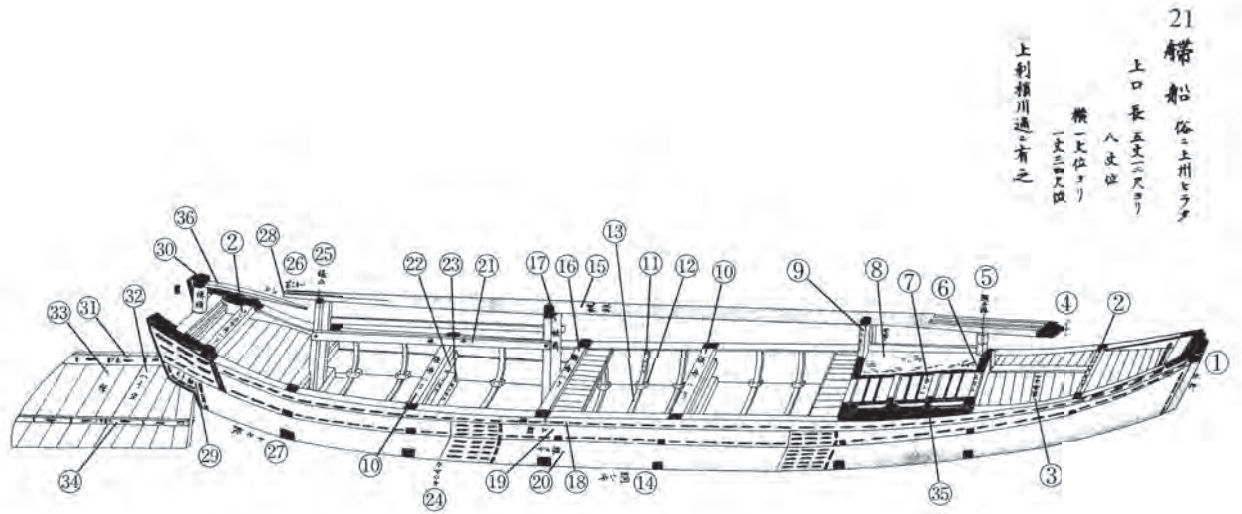
部分番号	各部名称	
⑰	セイジ	世事
⑱	ネトバ	
⑲	ナミヨケ	波除
⑳	ハサミ	挟
㉑	カマド	
㉒	トモシキ	艫鋪
㉓	トモフナハリ	艫舟梁
㉔	カジツカ	楫柄
㉕	カジカシラ	楫頭
㉖	トコ	床
㉗	チリ	
㉘	ソデトモ	袖艫
㉙	モキ	
㉚	ウエサン	上棧
㉛	ハイタ	
㉜	カジ	楫
㉝	シタサン	下棧

20 艀船 川越ヒラタ  
上口 長五丈二尺六寸  
七丈七尺五寸  
横一丈位ヨリ  
一丈四尺五寸  
兼川通有之



21 船 (上州ヒラタ) 「船鑑」採録船種の各部名称

部分番号	各部名称	部分番号	各部名称
①	ミ オ シ 水 押	⑱	ウ ワ ダ ナ 上 棚
②	コシカケフナハリ 腰掛舟梁	⑳	ネ タ ナ 根 棚
③	ア マ セ ジ 雨 世事	㉑	ナカハサミ 中 扶
④	ヘイノサン	㉒	ナカソウコ 中ソウコ
⑤	ツナテボウ 綱手棒	㉓	チソウコ 地ソウコ
⑥	スカエ	㉔	カマツキ
⑦	ネ ト ハ 子トハ	㉕	ケヌキタツ 鑷 立
⑧	セ イ ジ 世 事	㉖	ホハサミ 帆 扶
⑨	ハ サ ミ 挟	㉗	トモシキ 艫 鋪
⑩	カリフナハリ 仮舟梁	㉘	セ ビ
⑪	ア ハ ラ	㉙	ソデトモ 袖 艫
⑫	ネ コ 子 コ	㉚	カジカシラ 楫 頭
⑬	ト ネ キ ト子木	㉛	ウエサン 上 棧
⑭	ドウシキ 胴 敷	㉜	ハ イ タ
⑮	ホバシラ 帆 柱	㉝	カ ジ 楫
⑯	ドウフナハリ 胴舟梁	㉞	シタサン 下 棧
⑰	ホヅツ 帆 筒	㉟	ナミヨケ 波 除
⑱	コベリ 小 縁	㊱	カチツカ 楫 柄

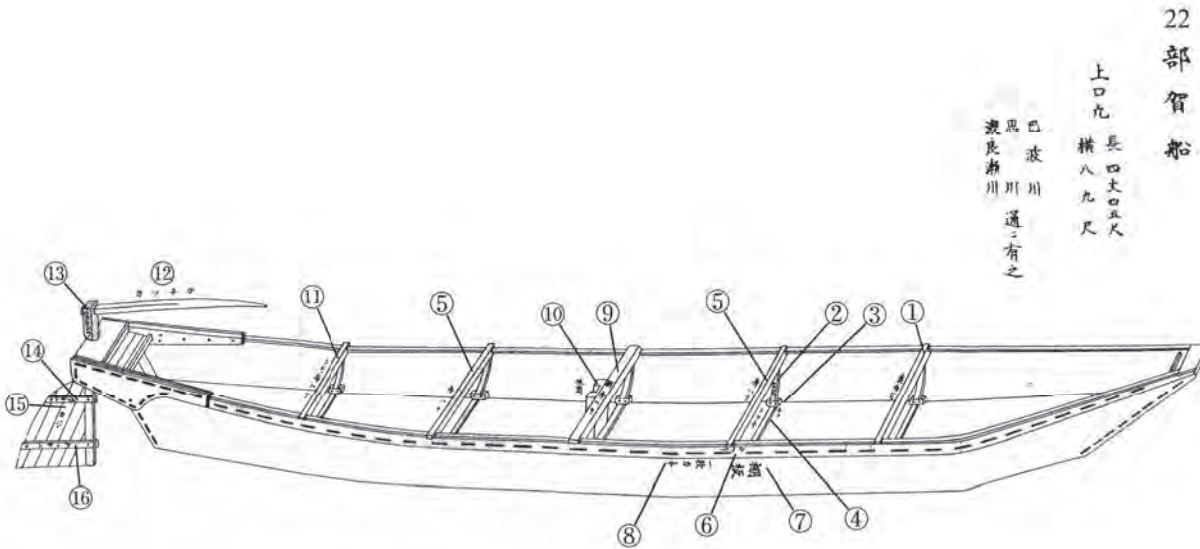


21 船 俗ニ上州ヒラタ  
 上口長 五丈二尺ヨリ  
 八丈位  
 横一丈七寸ヨリ  
 一丈三寸尺位  
 上利横川通有之

22 部賀船

22 部賀船 「船鑑」採録船種の各部名称

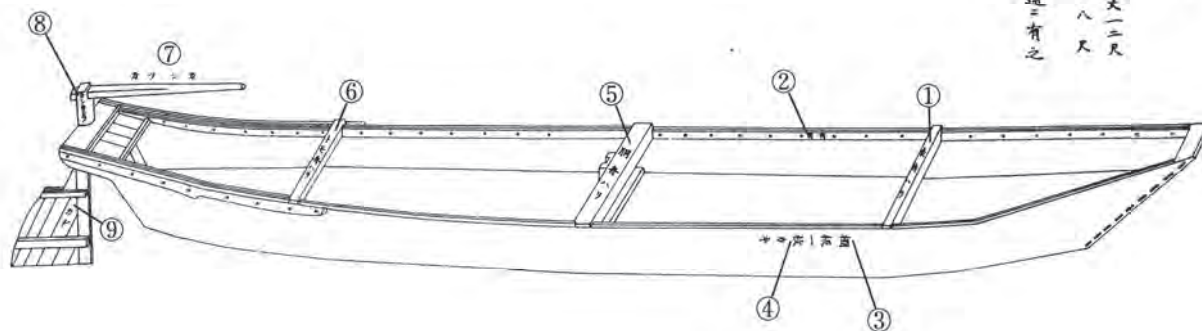
部分番号	各部名称	部分番号	各部名称
①	オモテフナハリ 表舟梁	⑬	カジカシラ 楫 頭
②	ア バ ラ	⑭	ウエサン 上 棧
③	ネ コ 子 コ	⑮	カ ジ 楫
④	ト ネ キ ト子木	⑯	シタサン 下 棧
⑤	フナハリ 船 梁		
⑥	コヘリ 小 縁		
⑦	タナイタ 棚 板		
⑧	イチマイカキ 1枚カキ		
⑨	ドウフナハリ 胴舟梁		
⑩	ホヅツ 帆 筒		
⑪	トモフナハリ 艫舟梁		
⑫	カチツカ 楫 柄		



22 部賀船  
 上口長 四丈四尺五寸  
 横八尺九寸  
 巴波川  
 濃長瀬川  
 通有之

23 小鵜飼船 「船鑑」採録船種の各部名称

部分番号	各 部 名 称	
①	オモテフナハリ	表 舟 梁
②	ウ チ ツ ケ	内 付
③	タ ナ イ タ	棚 板
④	イチマイカキ	1 枚カキ
⑤	ドウフナハリ	胴 舟 梁
⑥	トモフナハリ	艫 舟 梁
⑦	カ シ ツ カ	楫 柄
⑧	カシカシラ	楫 頭
⑨	カ            ヂ	楫



23 小鵜飼船

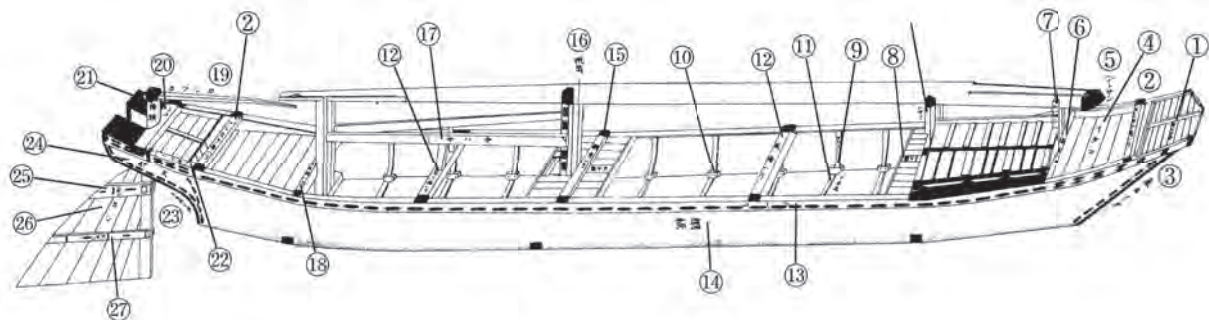
上〇九 長四丈二尺  
横七八尺  
鬼怒川通ニ有之

24 高瀬船 「船鑑」採録船種の各部名称

部分番号	各 部 名 称		部分番号	各 部 名 称	
①	セ ン フ タ	棧 蓋	⑮	ドウフナハリ	胴 舟 梁
②	コシカケフナハリ	腰掛舟梁	⑯	ホ    ヅ    ツ	帆 筒
③	オモテタテイタ	表立板	⑰	ナカハサミ	中ハサミ
④	イ    タ    コ	板 子	⑱	トモフナハリ	艫 舟 梁
⑤	ヘイノサン		⑲	カ シ ツ カ	楫 柄
⑥	オモテフナハリ	表舟梁	⑳	ト            コ	床
⑦	ハ    サ    ミ	挟	㉑	カシカシラ	楫 頭
⑧	ア ケ イ タ	アケ板	㉒	ウテコヘリ	腕小縁
⑨	ア    ハ    ラ		㉓	トモタテイタ	トモ立板
⑩	カ            メ	亀	㉔	オ オ ト モ	大 艫
⑪	ト    ネ    キ	ト子木	㉕	ウ エ サ ン	上 棧
⑫	カリフナハリ	仮舟梁	㉖	カ            シ	楫
⑬	コ    ベ    リ	小 縁	㉗	シ タ サ ン	下 棧
⑭	タ ナ イ タ	棚 板			

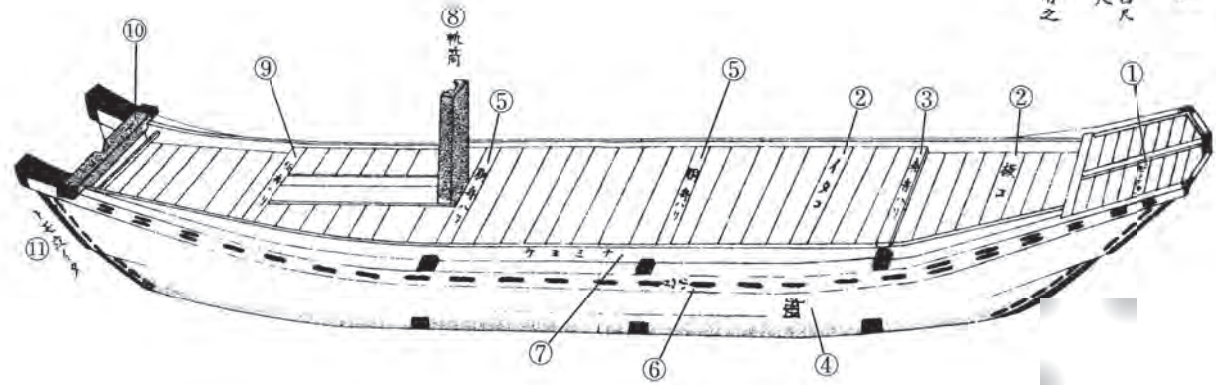
24 高瀬船

上〇九 長三丈二尺〇リ  
八丈九尺通  
横七八尺ヨリ  
一丈七尺通  
有之  
関東川河口ニ



25 房丁高瀬船 「船鑑」採録船種の各部名称

部分番号	各部名称	
①	セ ン フ タ	棧 蓋
②	イ タ コ	板 子
③	オモテフナハリ	表 舟 梁
④	タ ナ	棚
⑤	ドウフナハリ	胴 舟 梁
⑥	コ ヘ リ	小 縁
⑦	ナ ミ ヨ ケ	波 除
⑧	ホ ズ ツ	帆 筒
⑨	カリフナハリ	仮 舟 梁
⑩	ト コ	床
⑪	トモタテイタ	艫 立 板



25 房丁高瀬船  
上口九 長口丈三四尺  
横八九尺  
下利根川通ニ有之

26 房丁茶船

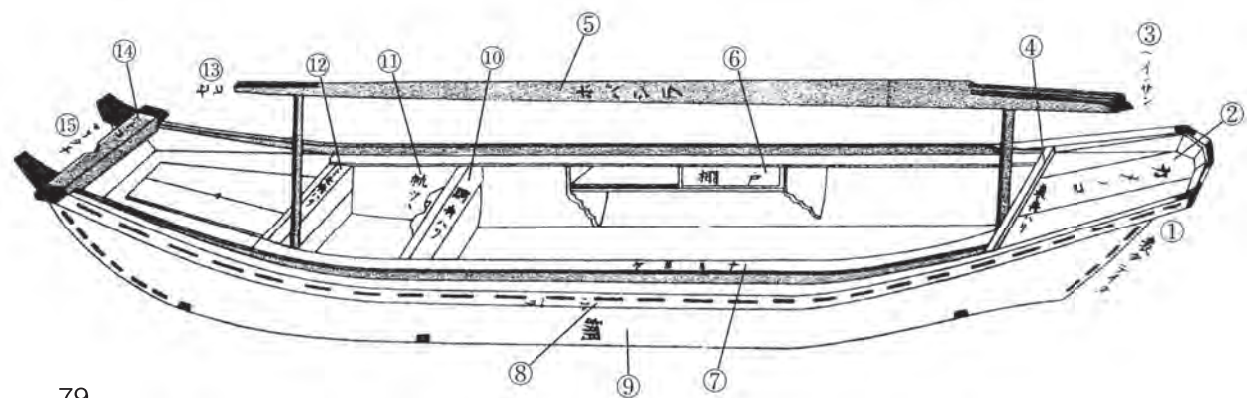
下利根川通ニ有之  
俣形少シテ如圖網間  
戸棚有之ヲ耕作舟トモ  
江戸往來無之  
下利根川  
通リ木下河岸ヨリ下モ川  
通松

上口九 長三丈二尺ヨリ  
三丈五六尺迄  
横六七尺

26 房丁茶船 「船鑑」採録船種の各部名称

部分番号	各部名称	
①	オモテタテイタ	表 立 板
②	カメノコ	亀 ノ 子
③	ヘイノサン	
④	オモテフナハリ	表 舟 梁
⑤	ホバシラ	帆 柱
⑥	トダナ	戸 棚
⑦	ナミヨケ	波 除
⑧	コヘリ	小 縁
⑨	タナ	棚
⑩	ドウフナハリ	胴 舟 梁
⑪	ホズツ	帆 筒

部分番号	各部名称	
⑫	トモフナハリ	トモ舟梁
⑬	セヒ	
⑭	トコ	床
⑮	マリクチ	

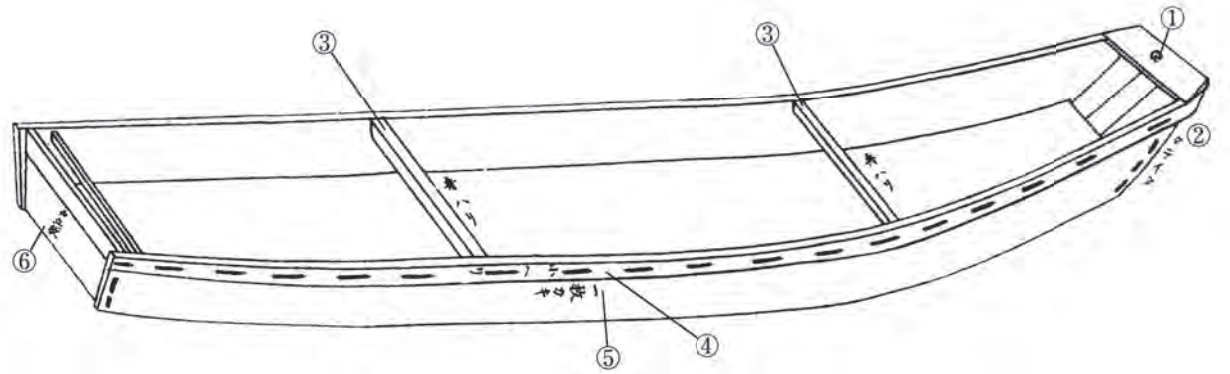




27 雑喉取田船、作場田船、引船、川下小船、所働船 「船鑑」採録船種の各部名称

部分番号	各部名称	
①	カナワ	金輪
②	タテイタ	立板
③	フナハリ	船梁
④	コヘリ	小縁
⑤	イチマイカキ	1枚カキ
⑥	トタテイタ	戸立板

27 雑喉取田船 近在川村村々ニ有之  
 作場田船 同 前  
 引船 西葛曲瀬用水堰之内ニ有之  
 川下小船 開東川所々ニ有之  
 所働船 上戸藤川通ニ有之  
 上口 長一丈四五尺ヨリ  
 二丈ニ至ル  
 横 三尺七寸ヨリ  
 三尺七寸迄  
 四尺四五寸迄  
 右五品ハ江戸往來船之

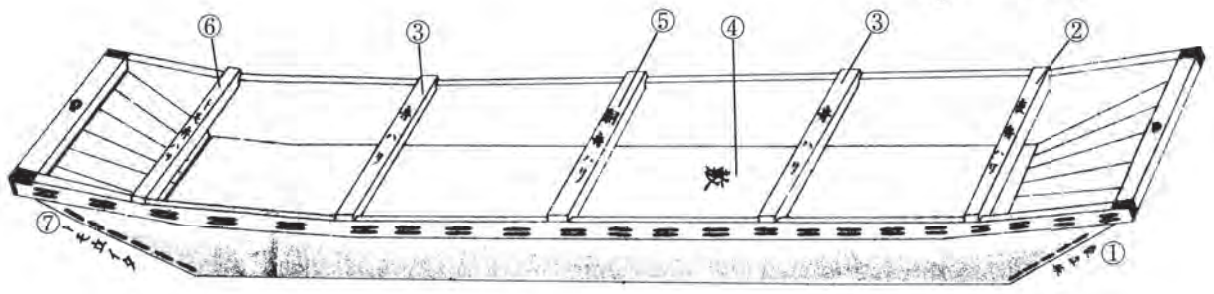


28 馬渡船、作渡船

長三丈四五尺ヨリ  
 五丈四五尺迄  
 横 八九尺ヨリ  
 一丈一尺迄  
 上方所々ニ有之

28 馬渡船、作渡船 「船鑑」採録船種の各部名称

部分番号	各部名称	
①	オモテタテイタ	表立板
②	オモテフナハリ	表舟梁
③	フナハリ	船梁
④	シキ	鋪
⑤	ドウフナハリ	胴舟梁
⑥	トモフナハリ	艫舟梁
⑦	トモタテイタ	艫立板



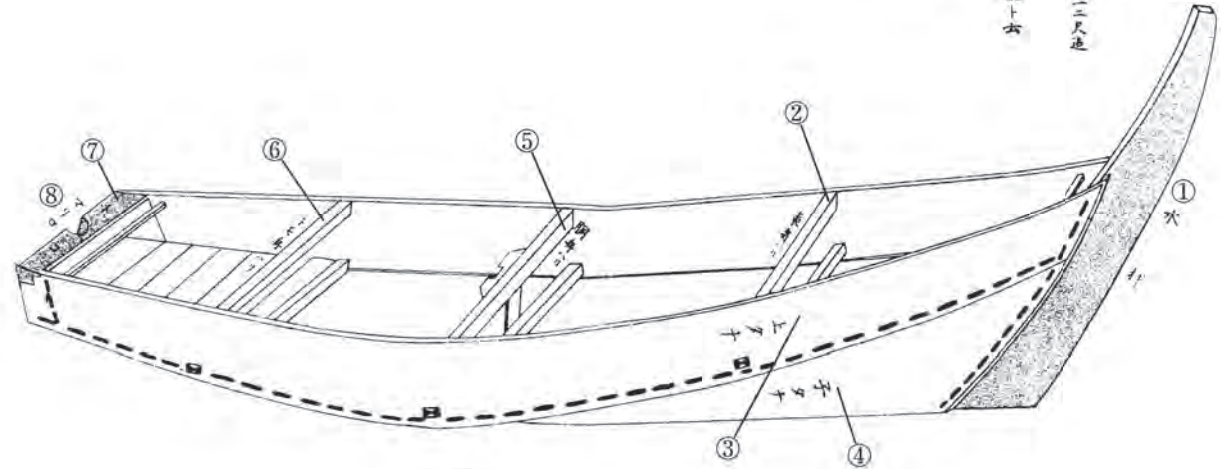
29 獵船、旅獵船 (小獵船) 「船鑑」採録船種の各部名称

部分番号	各部名称		部分番号	各部名称	
①	ミ オ シ	水 押	⑤	ドウフナハリ	胴 舟 梁
②	オモテフナハリ	表 舟 梁	⑥	トモフナハリ	鱧 舟 梁
③	ウワ タ ナ	上 棚	⑦	ト コ	床
④	ネ タ ナ	根 棚	⑧	マリクチ	

29 獵船

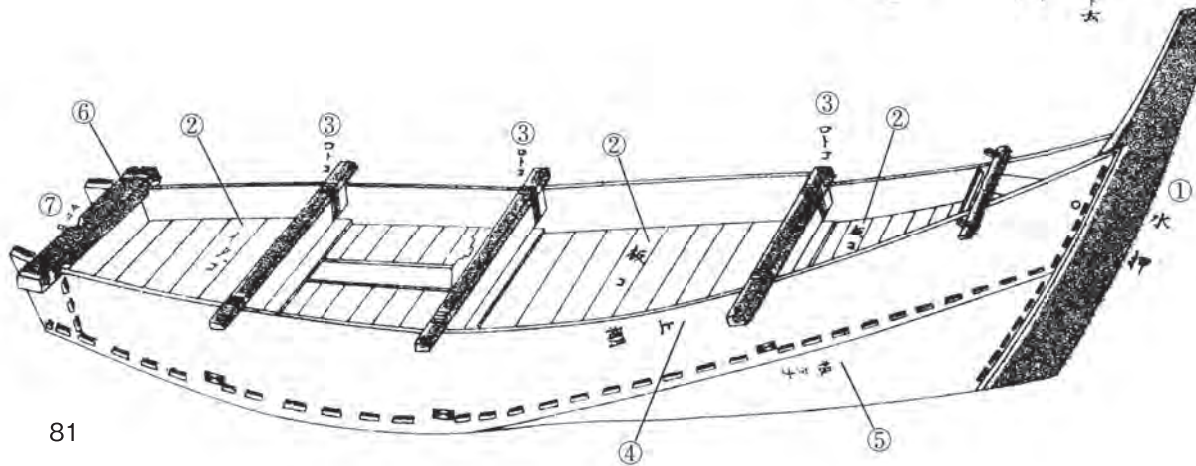
旅獵船

上口 長 二丈二尺三寸三厘  
 横 五尺六寸  
 但形小サキチ小獵船ト云  
 深川 佃島 行徳 辺  
 其外海付ニ有之



30 押送船

所ヨリ 繩舟生魚小舟ト云  
 上口 長 三丈四五尺ヨリ  
 横 四丈五六尺マド  
 横 八九尺  
 武藏 伊豆 相模  
 安房 上總 辺海付ニ有之



30 押送船 (繩舟、生魚小舟) 「船鑑」採録船種の各部名称

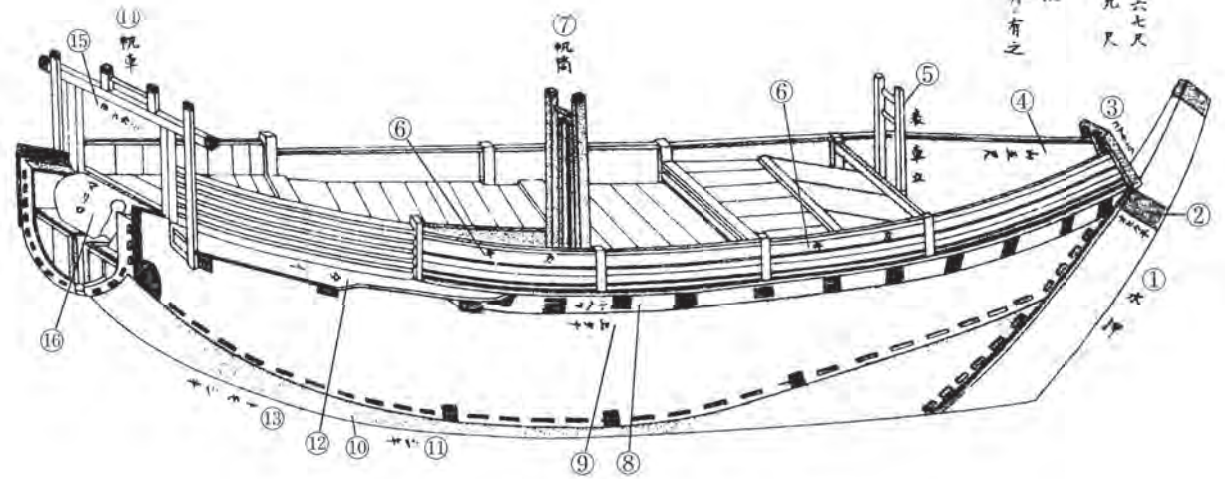
部分番号	各部名称	
①	ミ オ シ	水 押
②	イ タ コ	板 子
③	ロ ト コ	鱧 床
④	ウワ タ ナ	上 棚
⑤	ネ タ ナ	根 棚
⑥	ト コ	床
⑦	マリクチ	

31 五下船 「船鑑」採録船種の各部名称

部分番号	各 部 名 称
①	ミ オ シ 水 押
②	オ ビ カ ネ
③	コ マ カ シ ラ
④	ヤマゴシヤク 山五尺
⑤	オモテシヤツ 表車立
⑥	カ キ
⑦	ホ ズ ツ 帆 筒

部分番号	各 部 名 称
⑧	コ ヘ リ 小 縁
⑨	ウ ワ タ ナ 上 棚
⑩	ネ タ ナ 根 棚
⑪	シ キ 鋪
⑫	タ イ 台
⑬	ト モ シ キ 艫 鋪
⑭	ホ グ ル マ 帆 車

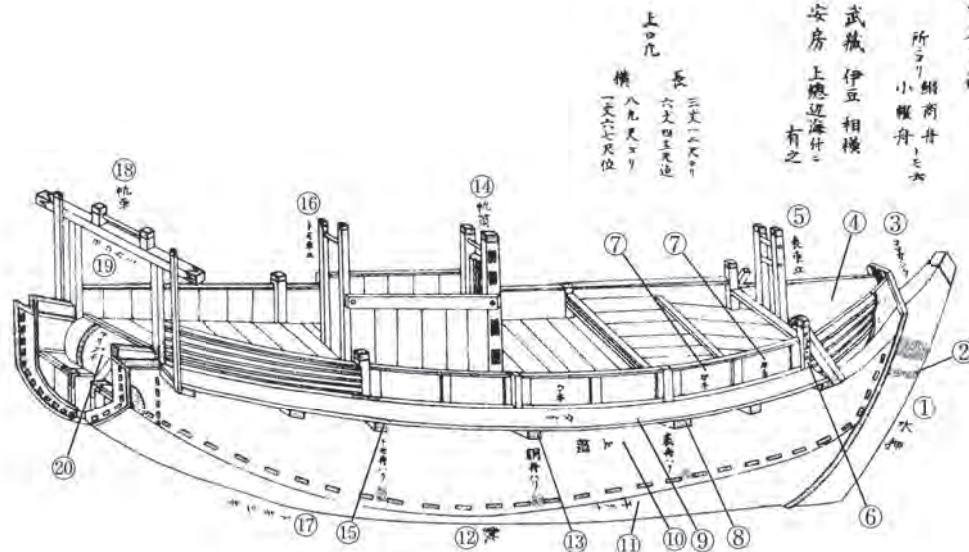
部分番号	各 部 名 称
⑮	ヨ コ カ ミ 横 神
⑯	マ リ ク チ



31 五下船  
 上口凡 長三丈六七尺  
 横八九尺  
 武藏伊豆相模  
 安房上總辺海舟有之

32 五太力船

32 五太力船 (鯛商舟、小羅舟) 「船鑑」採録船種の各部名称



32 五太力船  
 所ナリ鯛商舟、小羅舟トモ  
 武藏伊豆相模  
 安房上總辺海舟有之  
 上口凡 長三丈一八尺  
 六丈四五尺迄  
 横八九尺ヨリ  
 一丈七尺位

部分番号	各 部 名 称
①	ミ オ シ 水 押
②	ラ ビ カ ネ
③	コ マ カ シ ラ
④	ヤマゴシヤク 山五尺
⑤	オモテシヤツ 表車立
⑥	カラカイタテ
⑦	カ キ 垣
⑧	オモテフナハリ 表舟梁
⑨	タ イ 台
⑩	ウ ワ ダ ナ 上 棚

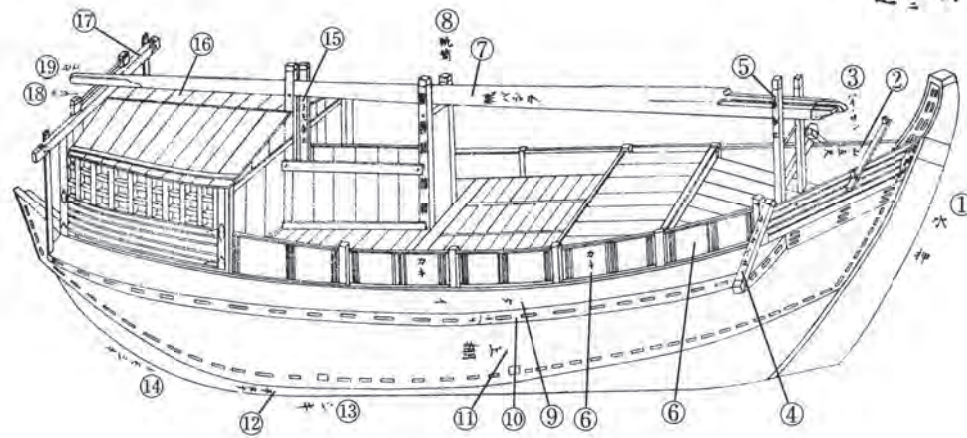
部分番号	各 部 名 称
⑪	ネ タ ナ 根 棚
⑫	シ キ 鋪
⑬	ドウフナハリ 胴舟梁
⑭	ホ ズ ツ 帆 筒
⑮	トモフナハリ 艫舟梁
⑯	トモシヤツ 艫車立
⑰	トモシキ 艫 鋪
⑱	ホ ク ル マ 帆 車
⑲	ヨ コ カ ミ 横 神
⑳	マ リ グ チ マリ口

33 五太力船（櫓付、小廻り舟） 「船鑑」採録船種の各部名称

部分番号	各部名称	
①	ミ オ シ	水 押
②	ヤマゴシヤク	山 五 尺
③	ハイノサン	
④	カラカイトテ	
⑤	オモテシヤタツ	表 車 立
⑥	カ キ	垣
⑦	ホ バ シ ラ	帆 柱
⑧	ホ ツ ツ	帆 筒

部分番号	各部名称	
⑨	ダ イ	台
⑩	コ ヘ リ	小 縁
⑪	ウ ワ タ ナ	上 棚
⑫	ネ タ ナ	根 棚
⑬	シ キ	鋪
⑭	ト モ シ キ	艫 鋪
⑮	ト モ シ ヤ タ ツ	艫 車 立
⑯	ヤ グ ラ	櫓

部分番号	各部名称	
⑰	ヨ コ カ ミ	横 神
⑱	ホ ハ サ ミ	帆 挟
⑲	セ ヒ	



33 五太力船 櫓付  
 所ヨリ 小廻り舟トモ云  
 武藏伊五相模  
 安房上總辺海付ニ  
 有之  
 上口九尺長  
 機同前



附表

船名および各船部分名称索引

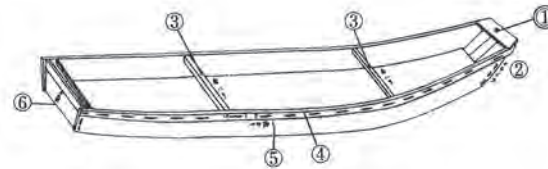
( \*印は船種名 )

【索引と図の見方】

各部名称	船図番号-各部名称番号 *印は船図番号。
カナワ(金輪)	27(船図の番号)-①(各部名称番号)
⋮	⋮
* ヒキフネ(引船)	27

27 雑喉取田船, 作場田船, 引船, 川下小船, 所働船 「船鑑」採録船種の各部名称

部分番号	各 部 名 称	
①	カ ナ ワ	金 輪
②	タ テ イ タ	立 板
③	フ ナ ハ リ	船 梁
④	コ ヘ リ	小 縁
⑤	イチマイカキ	一枚カキ
⑥	トタテイタ	戸立板



	船名および各部名称	船図番号-各部名称番号, 頁数
	オモテウエフナハリ(表上舟梁)	1-④, 5-⑥
	オモテシャタツ(表車立)	31-⑤, 32-⑤, 33-⑤
	オモテタテイタ(表立板)	24-③, 26-①, 28-①
	オモテノマ(表ノ間)	5-④
	オモテフナハリ(表舟梁)	3-④, 6-②, 7-③, 8-②, 9-④, 10-③, 11-②, 12-④, 14-⑥, 15-③, 16-②, 18-①, 19-③, 20-④, 22-①, 23-①, 24-⑥, 25-③, 26-④, 28-②, 29-②, 32-⑧
カ	* カイリヨウチャブネ(海獵茶船)	7
	カカミイタ(鏡板)	14-⑱
	カキ(垣)	31-⑥, 32-⑦, 33-⑥
	* カサイブネ(葛西船)	9
	カサキ(笠木)	4-⑳
	カジ(楫)	20-㉒, 21-㉓, 22-⑮, 23-⑨, 24-㉖
	カジカシラ(楫頭)	20-㉕, 21-㉔, 22-⑬, 23-⑧, 24-㉗
	カジットカ(楫柄)	20-㉔, 21-㉖, 22-⑫, 23-⑦, 24-⑲
	カナワ(金輪)	27-①
	カブトカネ	2-②
	カマツキ	21-㉔
	カマド	20-㉑
	カメ(亀)	24-⑩
	カメノコ(亀ノ子)	26-②
	カモイ(鴨居)	1-⑥
	カラカイタテ	32-⑥, 33-④
	* カリヒヨケ(假日除)	3
	カリフナハリ(仮舟梁)	21-⑩, 24-⑫, 25-⑨
	カンヌキ(貫ヌキ)	4-②, 14-⑰
	* カワゴエヒラタ(川越ヒラタ)	20
	* カワサゲコブネ(川下小船)	27
ク	* クニカタチャブネ(国方茶船)	5
	クリコヘリ, モキ	5-⑳
ケ	ケヌキタツ(鑪立)	21-㉕
	ケムリヌキ(煙ヌキ)	13-⑥
コ	* コウカイブネ(小鵜飼船)	23

	船名および各部名称	船図番号-各部名称番号, 頁数
ア	アカノマ(垢ノ間)	18-④
	アケイタ(アケ板)	24-⑧
	アゲウラ(軒先ノ裏板ヲアゲウラト云)	1-⑮
	アバラ	21-⑪, 22-②, 24-⑨
	アマセジ(雨世事)	21-③
	アマハシラ(アマ柱トモ云)	20-⑤
	アマブタ(雨ブタ)	1-⑱
イ	* イシヅミヒラタブネ(石積艀船)	14
	* イシブネ(石船)	14
	イタコ(板子)	1-③, 1-㉓, 2-⑥, 4-⑱, 5-⑤, 6-③, 8-③, 9-③, 10-②, 15-⑭, 18-⑧, 19-②, 20-③, 24-④, 25-②, 30-②
	イチノマ(一ノ間)	4-⑩
	イチマイカキ(一枚カキ)	10-⑧, 11-⑦, 17-⑦, 22-⑧, 23-④, 27-⑤
	イリクチヒキド(入口引戸)	13-③
	* イワシアキナイブネ(鰯商船)	32
ウ	ウエサン(上棧)	1-⑭, 20-⑳, 21-㉑, 22-⑭, 24-㉕
	ウオタメ(魚溜)	7-⑦
	ウチツケ(内付)	23-②
	ウチトモ, ウチモギ	5-㉘
	ウテコヘリ(腕小縁)	24-㉒
	* ウマワタシブネ(馬渡船)	28
	ウワコベリ(上小縁)	4-⑬, 10-⑦, 11-⑤, 16-⑥, 17-⑤, 19-⑥
	ウワタナ(上棚)	1-⑳, 2-⑧, 3-⑥, 4-⑮, 5-⑬, 6-⑤, 7-④, 8-⑥, 9-⑩, 12-⑧, 13-⑨, 14-⑫, 15-⑦, 16-⑧, 19-⑧, 20-⑪, 21-⑲, 29-③, 30-④, 31-⑨, 32-⑩, 33-⑪
	ウワフナハリ(上舟梁)	4-③
	ウワムネ(上棟)	1-⑨
オ	オオギイタ(扇板トモ云)	14-②
	* オオチャブネ(大茶船)	5
	オオトモ(大艫)	24-㉔
	* オシオクリブネ(押送船)	30
	* オニマル(鬼丸)	18
	オビカネ	31-②, 32-②



	船名および各部名称	船図番号-各部名称番号, 頁数
	* シュラヅタリヒラタブネ(修羅造艀船)	14
	* シュラブネ(修羅船)	14
	* ジョウシュウヒラタ(上州ヒラタ)	21
ス	スカエ	20-⑬, 21-⑥
	スチカネ	2-⑤, 3-②
	スリコベリ(摺小縁)	5-⑪
セ	セイジ(世事)	15-⑪, 20-⑰, 21-⑧
	* セドリチャブネ(瀬取茶船)	5
	セビ	21-⑳, 26-⑬, 33-⑱
	センフタ(棧蓋)(サンフタ)	20-①, 24-①, 25-①
ソ	ソデトモ(袖艀)	20-⑳, 21-㉑
タ	ダイ(台)	31-⑫, 32-⑨, 33-⑨
	* タカセブネ(高瀬船)	24
	タシハリ	9-⑥
	タテイタ(立板)	14-⑳, 15-⑮, 27-②
	タナ(棚)	25-④, 26-⑨
	タナイタ(棚板)	22-⑦, 23-③, 24-⑭
	* タビリョウセン(旅獵船)	29
	タマフチ(玉フチ)	12-⑤
	ダンノイタ(段ノ板)	14-③
チ	チソウコ(地ソウコ)	19-⑤, 21-㉓
	チソウコハナ	14-⑬, 15-⑩
	チネコ	14-④
	* チャブネ(茶船 [猪牙, 山谷])	8
	* チャブネ(茶船 [荷足船])	6
	* チャブネ(茶船 [投網, 釣])	7
	* チャブネ(茶船 [大茶, 瀬取])	5
	* チャブネ(茶船 [葛西, 齒])	9
	* チュウヒラタブネ(中艀船 [土, 鬼丸])	18
	* チュウヒラタブネ(中艀船 [見沼通船])	19
	チヨウナワツキ	20-⑨
	* チョキブネ(猪牙船)	8

	船名および各部名称	船図番号-各部名称番号, 頁数
	* コオサクブネ(耕作船)	26
	* ゴケブネ(五下船)	31
	ゴザヒオヒ(蔭日覆)	3-⑪
	コシカケフナハリ(腰掛舟梁)	21-②, 24-②
	* ゴダイリキブネ(五太力船)	32
	* ゴタイリキブネ [ヤグラツキ] (五太力船 [櫓付])	33
	コツナギ	1-⑳, 3-③, 5-③, 5-⑳, 6-⑨, 7-⑩, 8-⑪, 9-⑭, 14-㉓, 19-⑫
	コベリ(小縁)	1-⑱, 2-⑦, 3-⑤, 4-⑭, 5-⑫, 6-④, 8-⑤, 9-⑨, 10-⑥, 11-⑥, 12-⑦, 13-⑧, 14-⑪, 15-⑥, 16-⑦, 17-⑥, 19-⑦, 20-⑩, 21-⑱, 22-⑥, 24-⑬, 25-⑥, 26-⑧, 27-④, 31-⑧, 32-⑩
	コマカシラ	31-③, 32-③
	* コマワリブネ(小廻り船)	33
	コモチ	10-④
	* コヤシブネ(齒船)	9
	* コヨウブネ(小羅船)	32
	* コリョウセン(小獵船)	29
サ	サオスリ	7-⑭
	* サクバタブネ(作場田船)	27
	* サクワタシブネ(作渡船)	28
	* ザコトリタブネ(雜喉取田船)	27
	サナ	8-④, 11-③
	サナイタ	5-⑨
	サンノマ(三ノ間)	4-⑱
	サンフタ(棧蓋)(センフタ)	1-①, 2-④, 5-②, 14-①, 19-①
	* サンヤブネ(山谷船)	8
シ	シキ(鋪)	1-⑳, 2-⑩, 3-⑦, 4-⑰, 5-⑮, 7-⑥, 8-⑧, 9-⑫, 13-⑪, 16-⑩, 18-⑥, 28-④, 31-⑪, 32-⑫, 33-⑬
	シキイ(敷居)	1-⑰
	シキリイタ(仕切板)	12-⑪
	シコロガネ	2-③
	シタサン(下棧)	20-⑳, 21-㉔, 22-⑯, 24-㉗
	シタムネ(屋根裏ニアルヲ下ムネト云)	1-⑩
	シメイタ(桝板)	1-⑬

	船名および各部名称	船図番号-各部名称番号, 頁数
	トモハリ(艫梁)	9-⑬
	トモフナ トモフナハリ(艫舟梁)	5-⑳ 1-⑳, 3-⑭, 6-⑧, 7-⑨, 8-⑩, 9-⑬, 10-⑨, 11-⑨, 12-⑫, 14-⑯, 15-⑬, 16-⑪, 18-⑦, 19-⑪, 20-⑳, 22-⑪, 23-⑥, 24-⑱, 26-⑫, 28-⑥, 29-⑥, 32-⑮
	トモヤネ	1-⑫
ナ	ナカソウコ(中ソウコ) ナカソウコバナ ナカハサミ(中挟) * ナマウオコブネ(生魚小船) ナミヨケ(波除) * ナワブネ(縄船)	5-⑦, 12-③, 15-⑫, 16-③, 17-④, 18-⑤, 21-㉔ 14-⑧, 15-⑨ 21-㉑, 24-⑰ 30 12-⑥, 13-⑦, 15-②, 17-②, 20-⑲, 21-㉓, 25-⑦, 26-⑦ 30
ニ	* ニタリツチブネ(似土船〔土船〕) * ニタリブネ(荷足船) ニノマ(二ノ間)	16 6 4-⑪
ヌ	ヌキフナバリ(貫舟梁)	14-⑦
ネ	ネコ(子コ) ネダナ(根棚)  ネトバ	20-⑥, 21-⑫, 22-③ 1-㉑, 2-⑨, 3-⑱, 4-⑯, 5-⑭, 6-⑥, 7-⑤, 8-⑦, 9-⑪, 12-⑨, 13-⑩, 14-⑮, 15-⑧, 16-⑨, 19-⑨, 20-⑫, 21-⑳, 29-④, 30-⑤, 31-⑩, 32-⑪, 33-⑫ 20-⑱, 21-⑦
ノ	ノシキ	14-⑨
ハ	ハイタ ハイノサン ハカマコシ * ハコヅクリヒヨケブネ(箱造日除船) ハザノマ(挟ノ間) ハサミ(挟) * ハシケヒラタブネ(船艫船〔土船〕) ハシラ(柱)	20-⑳, 21-㉔ 33-③ 12-② 1 5-⑰ 20-⑳, 21-⑨, 24-⑦ 14 1-⑯, 3-⑨, 4-⑨

	船名および各部名称	船図番号-各部名称番号, 頁数
	チリ チリ, トモフナ	20-㉔ 5-㉔
ツ	ツカ(柄) ツチノマ(土ノ間) * ツチヒラタブネ(土艫船〔土船〕) * ツチブネ(土船) * ツチブネ(土船) * ツチブネ(土船) * ツチブネ(土船) ツツ(筒) ツツハサミ ツナテボウ(綱手棒) * ツリブネ(釣船)	14-⑤ 15-⑤, 16-⑤, 17-④, 18-② 15 15 16 17 18 10-⑪ 20-⑮ 20-⑤, 21-⑤ 7
テ	テコズリ * テンマヅクリチャブネ(伝馬造茶船)	4-⑲, 5-㉔ 10
ト	* トアミブネ(投網船) ドウウエフナバリ(胴上舟梁) ドウシキ(胴鋪) ドウノマ(胴ノ間) ドウフナバリ(胴舟梁)  トコ(床)  * トコロハタラクブネ(所働船) トタテイタ(戸立板) トダナ(戸棚) トネキ(ト子木) トモウエフナハリ(艫上舟梁)  トモシキ(艫鋪)  トモシャタツ(艫車立) トモタテイタ(艫立板) トモノマ(艫ノ間)	7 5-⑩ 14-⑭, 20-⑬, 21-⑭ 5-⑧ 3-⑫, 6-⑦, 7-⑧, 8-⑨, 9-⑦, 10-⑤, 11-④, 12-⑩, 14-⑩, 18-③, 19-⑩, 21-⑯, 22-⑨, 23-⑤, 24-⑮, 25-⑤, 26-⑩, 28-⑤, 29-⑤, 32-⑬ 11-⑪, 13-⑫, 14-⑲, 16-⑬, 17-⑧, 20-㉔, 24-㉔, 25-⑩, 26-⑭, 29-⑦, 30-⑥ 27 5-⑳, 19-⑭, 27-⑥ 26-⑥ 20-⑦, 21-⑬, 22-④, 24-⑪ 5-⑱ 1-25, 3-⑮, 5-㉔, 16-⑫, 18-⑨, 20-㉔, 21-㉔, 31-⑬, 32-⑰, 33-⑭ 32-⑯, 33-⑮ 24-㉔, 25-⑪, 28-⑦ 5-⑲

	船名および各部名称	船図番号-各部名称番号, 頁数
ミ	ミオシ(水押)	1-②, 2-①, 3-①, 4-①, 5-①, 6-①, 7-①, 8-①, 9-②, 10-①, 11-①, 12-①, 13-①, 15-①, 16-①, 17-①, 20-②, 21-①, 29-①, 30-①, 31-①, 32-①, 33-①
	ミサヲ	3-⑩
	ミサヲ(上棧屋根上打ヲミサヲト云)	1-⑪
	ミズキリ	9-①
	* ミズブネ(水船)	12
	* ミヌマツウセン(見沼通船)	19
モ	モキ	1-⑳, 2-⑭, 4-⑳, 6-⑫, 7-⑫, 8-⑫, 9-⑰, 11-⑫, 12-⑬, 13-⑬, 14-⑳, 15-⑯, 20-㉑
ヤ	* ヤカタブネ(屋形船)	4
	ヤグラ(櫓)	33-⑯
	ヤネ(屋根)	1-⑧, 4-⑧
	* ヤネブネ(屋根船)	2
	ヤマゴシヤク(山五尺)	31-④, 32-④, 33-②
ユ	* ユブネ(湯船)	13
ヨ	ヨコカミ(横神)	4-㉒, 5-㉒, 15-⑰, 31-⑮, 32-⑱, 33-⑰
	ヨンマイイタゴ(四枚板子)	9-⑤
リ	* リョウセン(猟船)	29
	* リョウセンヅクリチャブネ(猟船造茶船)	7
ロ	ロクイ(艀杭)	11-⑩
	ロトコ(艀床)	1-⑳, 2-⑫, 5-㉓, 6-⑩, 7-⑩, 8-⑬, 9-⑮, 19-⑬, 30-③
	ロイタ・ロトコ(艀板・艀床)	3-⑯
ワ	* ワタシブネ(渡船)	11

	船名および各部名称	船図番号-各部名称番号, 頁数
	ハチマキ(鉢巻)	7-②
	ハフ(破風)	1-⑦, 4-④
	ハリ(梁)	3-⑧
ヒ	* ヒキフネ(引船)	27
	ヒタキドコロ(火焚所)	13-⑤
	* ヒヨケヅクリニチヨウダテブネ(日除造二挺立船)	3
	* ヒヨケブネ(日除船〔屋根船〕)	2
	* ヒラタ(ヒラタ)	14
	* ヒラタブネ(艀船)	20
	* ヒラタブネ(艀船)	21
	ヒンツラ	4-⑤
	ヒンハナ	4-⑥
フ	* ブケテブネ(武家手船)	1
	* ブケテブネ(武家手船)	3
	フナバリ(舟梁)	13-②, 20-⑧, 22-⑤, 27-③, 28-③
	フナバリクチ(舟梁口)	1-⑤
	フミタテ(踏立)	15-④
	フロ(風呂)	13-④
	フンガケ	2-⑪, 4-⑦, 11-⑧
	フンタテ(踏立)	16-④, 17-③
ヘ	ヘイノサン	21-④, 24-⑤, 26-③
	* ベカブネ(部賀船)	22
ホ	* ボウチョウタカセブネ(房丁高瀬船)	25
	* ボウチョウチャブネ(房丁茶船)	26
	ホグルマ(帆車)	4-㉔, 5-⑳, 31-⑭, 32-⑱
	ホヅツ(帆筒)	3-⑬, 5-⑯, 9-⑧, 20-⑭, 21-⑰, 22-⑩, 24-⑯, 25-⑧, 26-⑪, 31-⑦, 32-⑭, 33-⑧
	ホハサミ(帆挾)	21-⑳, 33-⑱
	ホバシラ(帆柱)	21-⑮, 26-⑤, 33-⑦
マ	マリクチ(マリ口)	1-㉑, 2-⑬, 3-⑰, 4-㉔, 6-⑪, 7-⑬, 9-⑯, 10-⑩, 12-⑭, 13-⑭, 14-㉒, 16-⑭, 18-⑩, 26-⑮, 29-⑧, 30-⑦, 31-⑯, 32-⑳

## 【著者略歴】

### 川名 登 (かわな のぼる)

1934年6月千葉県生まれ。千葉経済大学経済学部教授(文学博士)を経て同大学名誉教授、(財)日本海事科学振興財団理事、2011年6月逝去。享年77歳。

著書に、『川岸に生きる人びと』(平凡社)、『近世日本水運史の研究』(雄山閣)、『河川水運の文化史』(雄山閣)、『近世日本の川船研究<上・下>』(日本経済評論社)などがある。

船の科学館叢書7

## 「船 鑑」

2013年2月発行

著 者 川 名 登

発 行 者 森 田 文 憲

発 行 所 船 の 科 学 館

〒135-8587 東京都品川区東八潮3番1号

電話 03 (5500) 1113 FAX 03 (5500) 1190

印刷／製本 社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会事業局

© MUSEUN OF MARITIME SCIENCE 2013 © Kawana Noboru. 2003





